

**さいたま市総合振興計画
次期基本計画（素案）**

平成25年10月

第1部	後期基本計画の策定に当たって	1
第1章	策定の趣旨	2
第1節	後期基本計画策定の目的と期間	2
第2節	計画の構成	3
第3節	計画策定の基本的な視点	5
第2章	時代潮流	6
第1節	人口減少・超高齢社会の到来	6
第2節	経済のグローバル化の進行	8
第3節	地球環境・エネルギー問題への意識の高まり	9
第4節	安全・安心に対する意識の高まり	10
第5節	地方分権と市民参加の進展	11
第3章	主要指標から見たさいたま市の状況	12
第1節	人口と世帯	12
第2節	行財政	18
第4章	市民意識調査から見たさいたま市の状況	21
第5章	将来都市構造の基本的な考え方	23
第1節	将来都市構造の方向性	23
第2節	将来都市構造を構成する要素	25
第3節	土地利用の基本方針	28
第2部	重点戦略 ～のびのびシティ さいたま市戦略～	29
重点戦略～のびのびシティ さいたま市戦略～		30
重点戦略1	「次代を担う人材をはぐくむ都市 さいたま」の創造	31
重点戦略2	「高齢者が元気に活躍する都市 さいたま」の創造	32
重点戦略3	「イノベーションする都市 さいたま」の創造	33
重点戦略4	「自然と共生し、低炭素に暮らす都市 さいたま」の創造	34
重点戦略5	「みんなで安全を支える都市 さいたま」の創造	35
第3部	分野別計画	37
第1章	環境・アメニティの分野	39
第1節	地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現	40
第2節	ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）の創造	42
第3節	人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造	44
第2章	健康・福祉の分野	47
第1節	子育てしやすい都市の実現	48
第2節	高齢となっても暮らしやすい都市の実現	50
第3節	誰もが地域の中で自分らしく暮らせる都市の実現	52
第4節	心身ともに健康で活力に満ちた社会の実現	54

第3章 教育・文化・スポーツの分野	57
第1節 希望をはぐくむ教育の推進と青少年の健全育成	58
第2節 生涯を通じた学びの充実とその成果の活用	60
第3節 健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現	62
第4節 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造	64
第4章 都市基盤・交通の分野	67
第1節 低炭素で質の高い生活環境を提供する市街地の形成	68
第2節 にぎわいや交流を創出する魅力的な都心・副都心の形成	70
第3節 暮らしや交流、活力を支える交通体系の構築	72
第5章 産業・経済の分野	75
第1節 活力ある地域産業を育てる環境の整備	76
第2節 さいたま市の特性を生かした新たな産業の創造	78
第3節 地域経済を支える人材の育成と就労支援	80
第6章 安全・生活基盤の分野	83
第1節 災害に強い都市の構築	84
第2節 交通事故や犯罪の少ない生活環境の形成	86
第3節 安全・安心な生活基盤づくり	88
第7章 交流・コミュニティの分野	91
第1節 人権尊重社会の実現	92
第2節 ふれあいのある地域社会の形成と活性化	94
第3節 多文化共生・世界に開かれた都市づくり	96
第4部 各区の将来像	99
西 区	100
北 区	104
大宮区	108
見沼区	112
中央区	116
桜 区	120
浦和区	124
南 区	128
緑 区	132
岩槻区	136

第5部 計画推進の基本的な考え方	141
第1章 市民と行政の協働	143
第1節 市民と行政の協働の推進	144
第2章 将来を見据えた行財政運営	147
第1節 持続可能な行財政運営の推進	148
第2節 市民に身近で、はやい区行政の実現	150
第3節 真の分権型社会を担う自主的・自立的な都市を目指す	151

第1部 後期基本計画の策定に当たって

第1章 策定の趣旨

第1節 後期基本計画策定の目的と期間

- 本市は、平成13(2001)年5月1日に浦和市・大宮市・与野市の3市合併により誕生し、総合振興計画「さいたま希望(ゆめ)のまちプラン」を指針として、「基本構想」に掲げる3つの将来都市像の実現に向けた都市づくりを総合的かつ計画的に推進してきたところです。
- この間、平成15(2003)年4月1日には政令指定都市へ移行、平成17(2005)年4月1日には岩槻市との合併を実現し、平成19(2007)年には人口が120万人を突破するなど順調に発展してきましたが、その一方で、少子高齢化や経済のグローバル化、地球温暖化の進行、地方分権改革の進展、東日本大震災の発生を契機とした安全・安心意識の高まりなど、本市を取り巻く状況は大きく変化しつつあります。
- 後期基本計画は、このような状況の中、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、市政を総合的かつ計画的に運営するため、目指すべき将来都市像の実現に向けた施策を総合的かつ体系的に示し、また、市民と市との協働によって、市民本位の自立した都市づくりを進めていくための基本的な指針となるものです。
- 後期基本計画の計画期間は、平成26(2014)年度から、基本構想の目標年次である平成32(2020)年度までの7年間とします。

第2節 計画の構成

後期基本計画は、「後期基本計画の策定に当たって」「重点戦略」「分野別計画」「各区の将来像」「計画推進の基本的な考え方」の5部から構成されています。

第1部 後期基本計画の策定に当たって

後期基本計画策定に当たり、その目的と期間、構成、本市を取り巻く社会情勢の変化、人口・世帯等の主要指標の見通し、本市の将来都市構造の基本的な考え方などを示しています。

第2部 重点戦略

将来都市像の実現に向けて、限られた経営資源（人材、財源など）を有効に活用しつつ、重点的・分野横断的にアプローチしていくための5つの重点戦略を掲げています。

第3部 分野別計画

将来都市像の実現に向けて、基本構想の「施策展開の方向」に基づき、「環境・アメニティ」「健康・福祉」「教育・文化・スポーツ」「都市基盤・交通」「産業・経済」「安全・生活基盤」「交流・コミュニティ」の7つの分野について、各行政分野の施策を総合的・体系的に示しています。

第4部 各区の将来像

地域の特性を生かし、区民に身近なまちづくりを進めるため、10区の将来像とまちづくりのポイントを示しています。

第5部 計画推進の基本的な考え方

市民と行政の協働を基本として、後期基本計画を効率的、効果的に推進していくために、「市民と行政の協働」「将来を見据えた行財政運営」について、現状と課題及び施策展開を示しています。

■基本構想と後期基本計画の関係

基本構想（目標年次：平成 32 年度）

後期基本計画（計画期間：平成 26～32 年度）

1 目的と期間
2 都市づくりの基本理念
○市民と行政の協働 ○人と自然の尊重 ○未来への希望と責任
3 将来都市像
○多彩な都市活動が展開される 東日本の交流拠点都市 ○見沼の緑と荒川の水に象徴される 環境共生都市 ○若い力の育つゆとりある 生活文化都市
4 施策展開の方向
(1)安らぎと潤いある環境を守り育てる (2)子育てを応援し、だれもが健やかに安心して暮らせる (3)一人ひとりが生き生きと輝く個性を育む (4)人と環境に配慮した質の高い基盤をつくる (5)産業の活力を高め、躍動する都市づくりを進める (6)安全を確保し、市民生活を支える (7)理解を深め合い、多彩な交流を広げる
5 実現に向けて
(1)市民と行政の協働による都市づくり (2)効果的で効率的な行財政運営による都市づくり (3)さいたま市らしさを生み出す都市づくり

第 1 部 後期基本計画の策定に当たって
第 1 章 策定の趣旨 第 2 章 時代潮流 第 3 章 主要指標から見たさいたま市の状況 第 4 章 市民意識調査から見たさいたま市の状況 第 5 章 将来都市構造の基本的な考え方
第 2 部 重点戦略 ～のびのびシティ さいたま市戦略～
1「次代を担う人材をはぐくむ都市 さいたま」の創造 2「高齢者が元気に活躍する都市 さいたま」の創造 3「イノベーションする都市 さいたま」の創造 4「自然と共生し、低炭素に暮らす都市 さいたま」の創造 5「みんなで安全を支える都市 さいたま」の創造
第 3 部 分野別計画
第 1 章 環境・アメニティの分野 第 2 章 健康・福祉の分野 第 3 章 教育・文化・スポーツの分野 第 4 章 都市基盤・交通の分野 第 5 章 産業・経済の分野 第 6 章 安全・生活基盤の分野 第 7 章 交流・コミュニティの分野
第 4 部 各区の将来像
西区 北区 大宮区 見沼区 中央区 桜区 浦和区 南区 緑区 岩槻区
第 5 部 計画推進の基本的な考え方
第 1 章 市民と行政の協働 第 2 章 将来を見据えた行財政運営

第3節 計画策定の基本的な視点

後期基本計画は、以下の要素を備えた計画を目指し、策定を進めてきました。

- **一覧性と分かりやすさを備えた計画**

市民をはじめとする多様な主体と都市づくりの全体像を共有することができるよう、一覧性と分かりやすさを備えた計画とすること。

- **重点を明確にした計画**

限りある経営資源（人材、財源など）を効果的かつ効率的に活用することができる、重点を明確にした計画とすること。

- **実効性の高い計画**

着実に計画を進めることができる実効性の高い計画とすること。

- **適応性の高い計画**

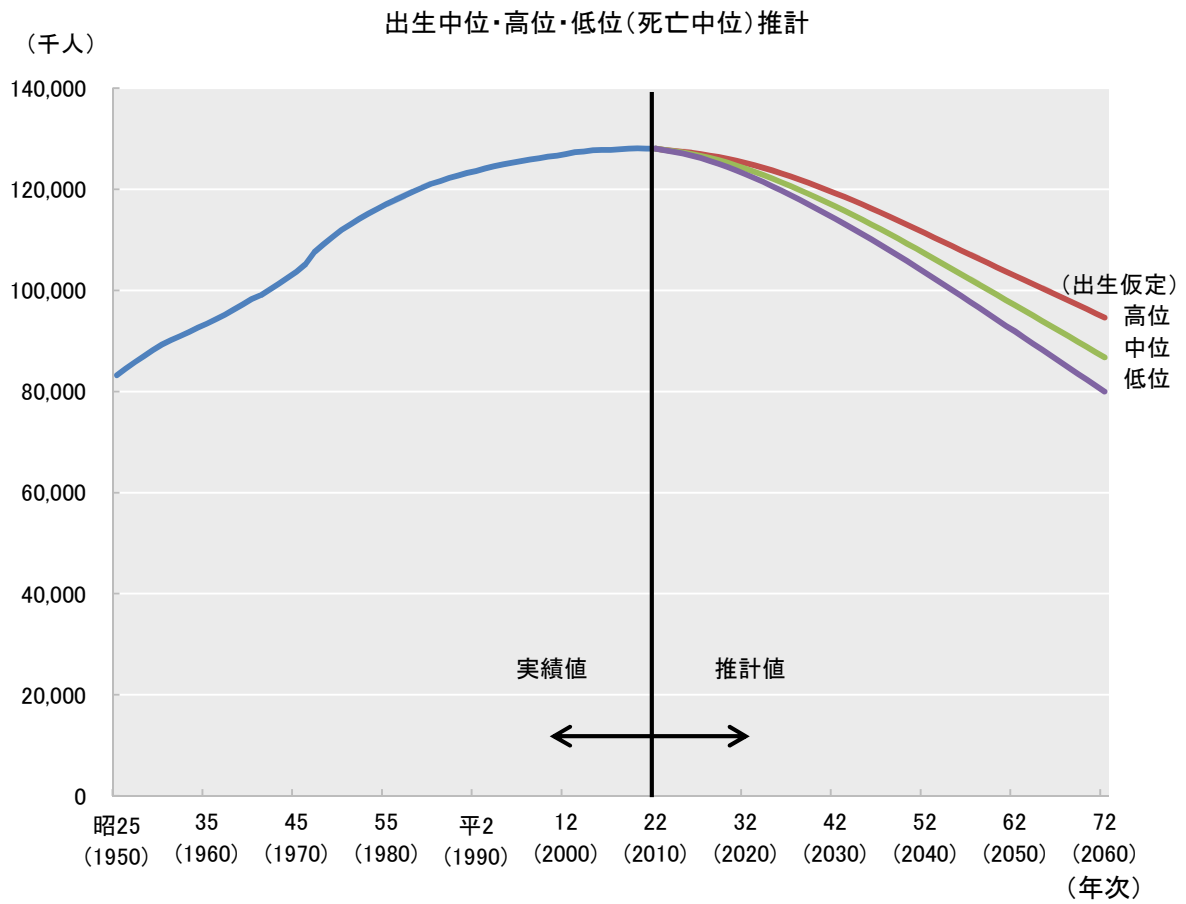
社会経済情勢の変化にも即応し、経営資源を柔軟に配分することができる適応性の高い計画とすること。

第2章 時代潮流

第1節 人口減少・超高齢社会の到来

- 平成 22 (2010) 年国勢調査によれば、わが国の総人口は 1 億 2,806 万人となっています。既に人口減少局面に突入しており、今後の総人口は、平成 42 (2030) 年には 1 億 1,662 万人、平成 60 (2048) 年には 9,913 万人、平成 72 (2060) 年には 8,674 万人になるものと推計されています。(国立社会保障・人口問題研究所の平成 24 (2012) 年 1 月推計。中位推計)
- また、わが国では少子高齢化の進行が著しく、平成 22 (2010) 年国勢調査では年少人口 (0~14 歳人口) が 13.2%、生産年齢人口 (15~64 歳人口) が 63.8%、老年人口 (65 歳以上人口) が 23.0% となっており、平成 19 (2007) 年以降、老年人口が 21% 以上である超高齢社会となっています。この少子高齢化の傾向は今後も続き、平成 72 (2060) 年には、年少人口が 9.1%、生産年齢人口が 50.9%、老年人口が 39.9% になるものと推計されています。(国立社会保障・人口問題研究所の平成 24 (2012) 年 1 月推計。中位推計)
- このような人口減少と少子高齢化は、経済の停滞、若年層の負担増大、社会保障制度に対する信頼感の低下などを招き、社会に対する閉塞感・不安感の増大につながるものとして危惧されており、子育て支援のさらなる充実などが急がれています。
- 一方、人口減少と少子高齢化のもとでは、女性や高齢者の就労機会の増大や、地域活動への参加機会の拡大などが期待できることから、“成熟した社会” づくりに向け、女性や高齢者が参画しやすい社会の仕組みづくりも求められています。

■わが国の総人口の推移

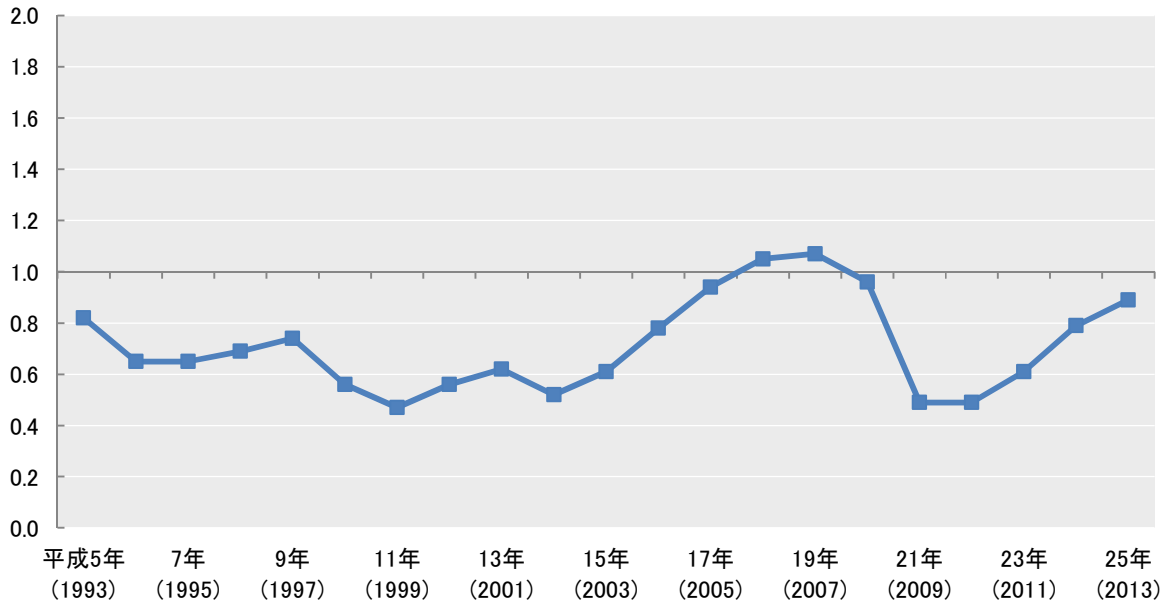


資料：「日本の将来人口推計（平成24年1月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

第2節 経済のグローバル化の進行

- インターネットの爆発的な普及に象徴される高度情報化を背景として経済のグローバル化がさらに進み、わが国の経済は世界経済の影響を強く受けるようになりました。
- 近年の世界経済動向を見ると、平成 19（2007）年の米国サブプライムローン問題や翌平成 20（2008）年のリーマンショックなどにより世界的な景気後退局面に陥り、その後、緩やかな回復傾向にはあるものの、平成 23（2011）年の欧州債務問題の深刻化などにより、依然として先行きが不透明な状態にあります。
- わが国の経済動向を有効求人倍率から見ると、リーマンショックなどに端を発する世界経済の減速の影響を受けていることが分かります。その当時の極端な円高も相まって企業が合理化を進めたほか、製造業の空洞化などが進んだことによって非正規雇用が増大し、失業者も増加する結果となりました。現在においても、当面、日本経済を取り巻く環境は厳しい状況が続くと考えられます。
- こうした状況の中、失業の長期化などにより生活に不安を感じる人々が増え、貧困や格差の拡大なども問題となっています。景気の回復による就労機会の増加とともに、真に支援を必要とする人のためのセーフティネットの構築と、適正な運用が求められています。

■有効求人倍率の推移



資料：「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」（厚生労働省、各年4月）

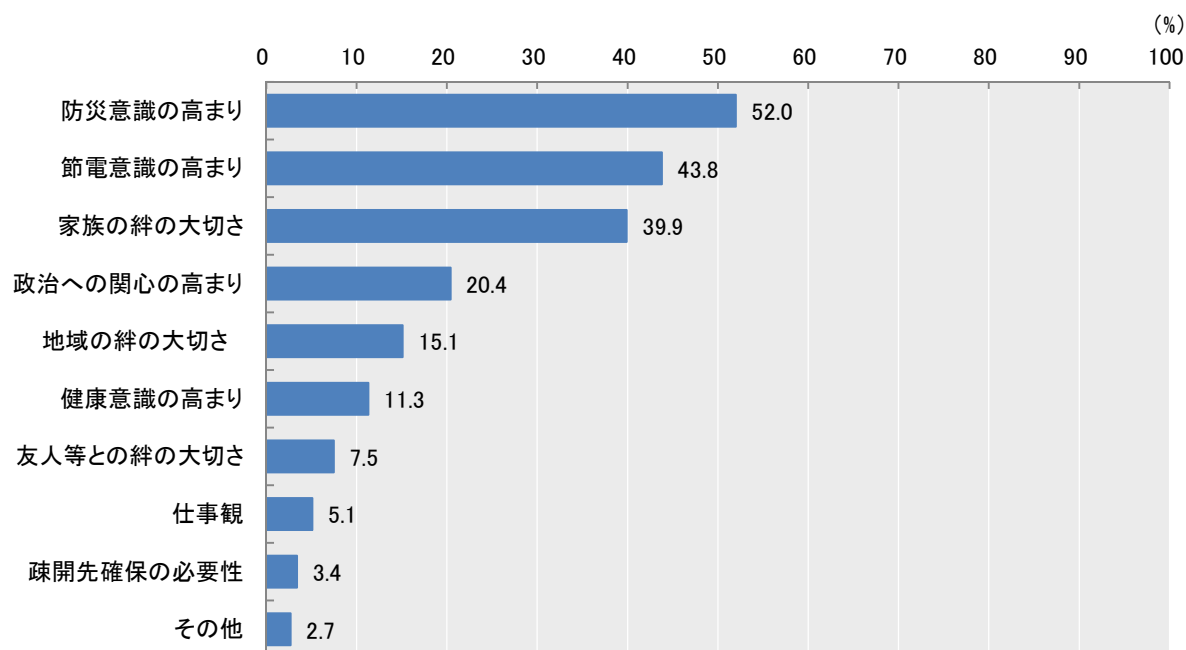
第3節 地球環境・エネルギー問題への意識の高まり

- わが国を含む経済先進国と呼ばれる国々は、長きにわたり大量生産・大量消費・大量廃棄を必要とする社会経済構造のもとで、経済規模を拡大してきました。このような社会経済構造は、人々に“物の豊かさ”をもたらしましたが、その一方で地球規模での深刻な環境問題の発生を引き起こしました。
- 地球温暖化、オゾン層の破壊、生物多様性の喪失といった地球規模での環境問題に対し、平成4（1992）年の国連環境開発会議で「持続可能な開発」という概念が取り上げられて以来、世界各国において様々な取組が進められています。わが国では、平成24（2012）年の「第四次環境基本計画」において、持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向、9つの優先的に取り組む重点分野、震災復興、放射性物質による環境汚染対策などが示されており、多様な取組が推進されているところです。
- 一方、エネルギー問題に目を転じると、化石燃料の枯渇が危惧されたことから、わが国では平成9（1997）年に「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」が制定され、石油代替エネルギーとして太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電などの開発と利用が進められてきました。
- 再生可能エネルギーを効果的に利用することを可能にする「スマートグリッド」や、電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用などを、都市の交通システムや人々のライフスタイルにまで複合的に組み合わせた「スマートコミュニティ」などの研究も進められており、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の発生や計画停電の実施などを契機としてエネルギー問題への関心が高まる中、注目が集まっています。

第4節 安全・安心に対する意識の高まり

- 平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災と、その後の福島第一原子力発電所事故は、東北地方を中心に大きな被害を与え、1 万数千名もの尊い人命と人々の暮らしの場が奪われるという未曾有の大災害となりました。
- この震災を契機として国民の意識にも変化が見られ、国土交通省が実施した国民意識調査によれば、「東日本大震災後の考え方の変化」について「防災意識の高まり」（52.0%）、「節電意識の高まり」（43.8%）、「家族の絆の大切さ」（39.9%）をあげる人が多くになっており、災害に対する備えのみならず、環境・エネルギー、人と人とのつながりの大切さなどが重視されていることが分かります。

■東日本大震災後の考え方の変化（複数回答）



出典：国民意識調査（平成 24（2012）年）国土交通省

- また、平成 24（2012）年の笹子トンネル天井板落下事故などに象徴されるように、わが国では社会資本の老朽化が進行し、これまで整備してきた道路・橋梁などの都市基盤や、公共施設の老朽化対策などが深刻な問題となっており、対応が急がれています。
- 他方、振り込め詐欺や窃盗など、特に高齢者を狙った犯罪の多発や、インターネットを利用した新たな犯罪の発生などによって国民の生活が脅かされており、“安全に安心して暮らせる地域づくり”の大切さが改めて見直されています。

第5節 地方分権と市民参加の進展

- 平成12（2000）年の地方分権一括法の施行により、国と地方とが対等・協力の関係となり、地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うこととされました。これ以降、国の法令による義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲など、地方分権改革が進展しています。
- 地方分権のもとでは地域の自主性・自立性が求められ、多様化する行政課題や市民ニーズに的確に応えていくためにも、地方公共団体の自律的な行政運営体制の確立が必要となり、特に財源の確保、政策立案能力の強化などを通じて、自治能力を高めることが期待されています。
- 地方分権の進展や市民意識の高まりなどを背景として、本来まちづくりの主役である市民の声を市政に反映しようという「市民参加のまちづくり」が活発化しています。行政計画の策定や事業の実施に関する「市民参加」や、市民と行政が対等の立場に立ち、お互いを尊重しながら取組を推進しようという「協働」によるまちづくりが、各地で進められています。
- 一方、高齢化の進行により、人々にとって最も身近な“参加の場”である地域社会や、市民活動の活力低下が懸念されており、これから高齢期を迎える人々や女性の参画、若者の参画、さらには大学・企業など多様な主体の参画を促し、地域力を維持・向上させていくことが重要になっています。

第3章 主要指標から見たさいたま市の状況

第1節 人口と世帯

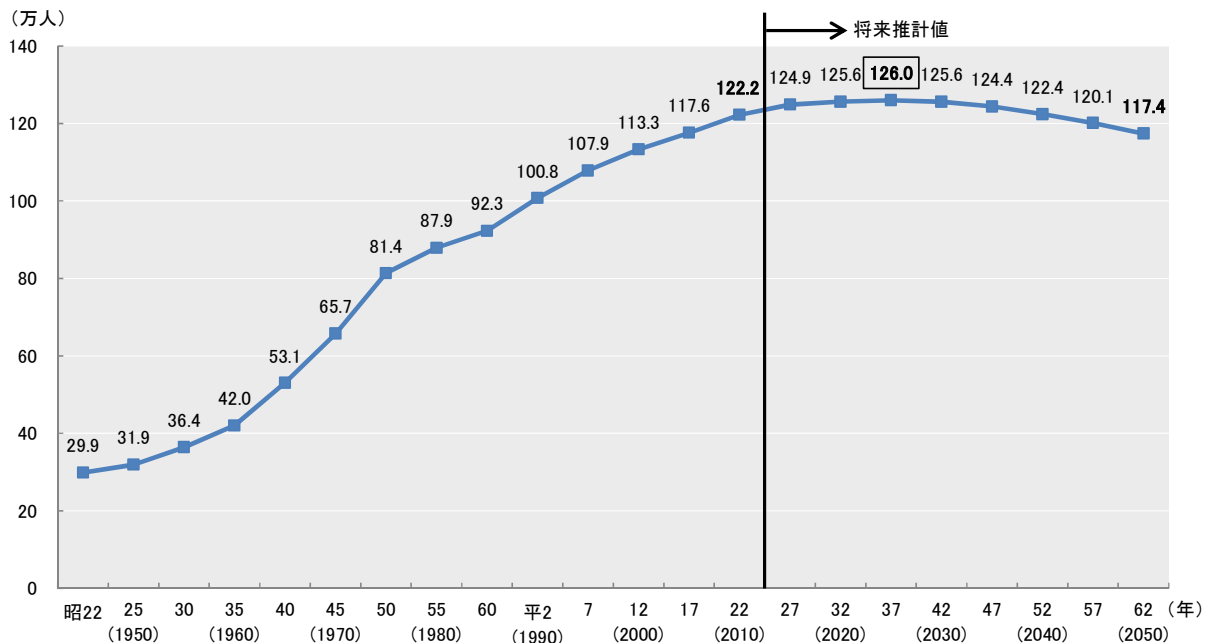
ここでは、本計画の目標年次である平成32(2020)年までだけでなく、その30年後の平成62(2050)年度までの人口、世帯数などの見通しについて示します。

なお、本市は平成13(2001)年5月に浦和市・大宮市・与野市の合併により誕生し、平成17(2005)年4月には岩槻市と合併しましたが、合併前の数値については、旧4市の数値を合算して示しています。

(1) 総人口の見通し

- 総人口は、平成22(2010)年の122.2万人から本計画の目標年次である平成32(2020)年には125.6万人に増加する見通しです。
- 総人口のピークは、平成37(2025)年頃の126.0万人で、その後減少に転じ、平成62(2050)年には117.4万人まで減少する見通しです。

■本市の総人口の推移

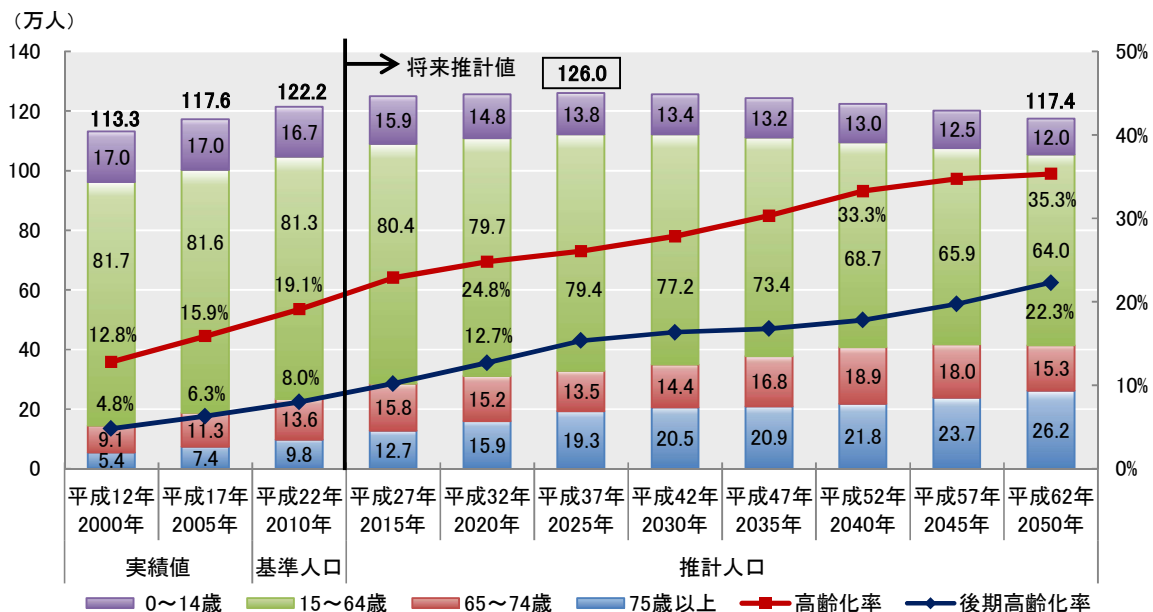


資料：平成22(2010)年までは「国勢調査」(総務省)。平成27(2015)年以降は、政策局による推計値
備考：平成12(2000)年以前は、可能な限り平成22(2010)年10月1日現在の市域に組み替えた数値である。

(2) 年齢4区分別人口の見通し（人口構成）

- 老年人口（65歳以上）は今後も増え続け、高齢化率は平成22（2010）年の19.1%から、平成32（2020）年には24.8%に増加し、平成52（2040）年には3人に1人が高齢者となる見通しです。
- 特に75歳以上の人口増加が顕著であり、平成22（2010）年の9.8万人から、平成37（2025）年には約2倍の19.3万人まで増加する見通しとなっています。
- 一方、生産年齢人口（15～64歳）は、平成22（2010）年の81.3万人から、平成62（2050）年までに約2割（17.3万人）減少し、年少人口（0～14歳）は約3割（4.7万人）減少する見通しです。

■ 年齢4区分別人口の見通し



資料：平成22（2010）年までは「国勢調査」（総務省）。平成27（2015）年以降は、政策局による推計値。
備考：平成22（2010）年までの総数には年齢「不詳」が含まれることや、端数処理の関係で、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

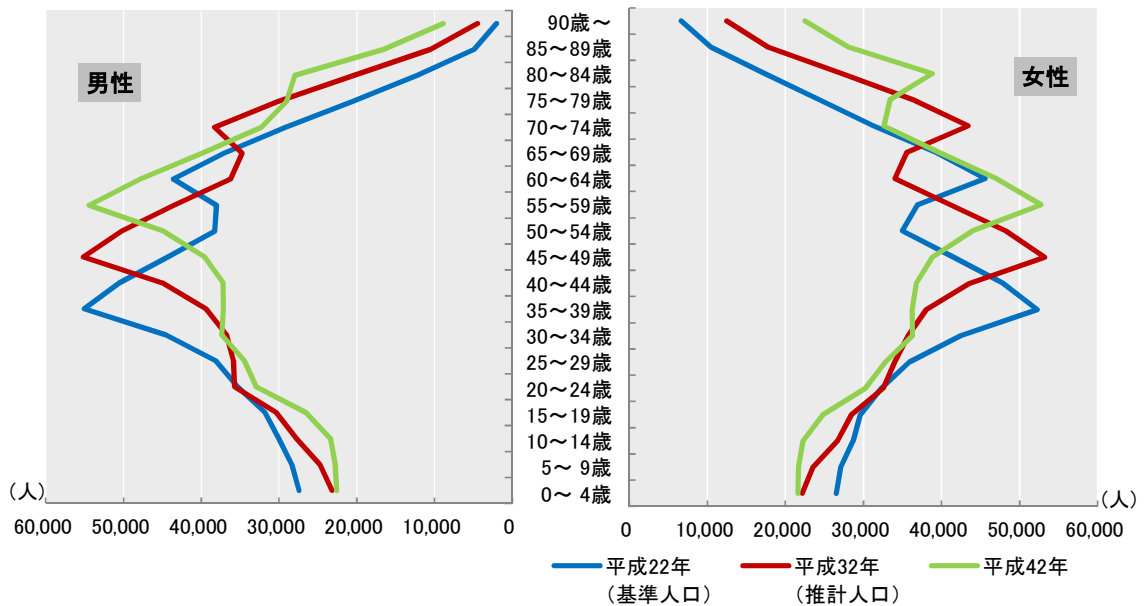
		推計人口								
		平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年	平成52年 2040年	平成57年 2045年	平成62年 2050年
総人口(万人)		122.2	124.9	125.6	126.0	125.6	124.4	122.4	120.1	117.4
実数 (万人)	0～14歳人口 (年少人口)	16.7	15.9	14.8	13.8	13.4	13.2	13.0	12.5	12.0
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	81.3	80.4	79.7	79.4	77.2	73.4	68.7	65.9	64.0
	65～74歳人口 (前期高齢者人口)	13.6	15.8	15.2	13.5	14.4	16.8	18.9	18.0	15.3
	75歳以上 (後期高齢者人口)	9.8	12.7	15.9	19.3	20.5	20.9	21.8	23.7	26.2
構成比	0～14歳人口 (年少人口)	13.7%	12.7%	11.8%	11.0%	10.7%	10.6%	10.6%	10.4%	10.2%
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	66.5%	64.4%	63.4%	63.0%	61.5%	59.0%	56.1%	54.8%	54.5%
	65～74歳人口 (前期高齢者人口)	11.1%	12.7%	12.1%	10.7%	11.5%	13.5%	15.5%	15.0%	13.0%
	75歳以上 (後期高齢者人口)	8.0%	10.2%	12.7%	15.3%	16.3%	16.8%	17.8%	19.7%	22.3%

資料：平成22（2010）年は「国勢調査」（総務省）。平成27（2015）年以降は、政策局による推計値。
備考：平成22（2010）年までの総数には年齢「不詳」が含まれることや、端数処理の関係で、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。また、同様に構成比の合計が100%にならない場合がある。

(3) 5歳階級別人口の見通し

- 平成22(2010)年の年齢5歳階級別人口を見ると、いわゆる団塊ジュニア世代を含む「35～39歳」が最も多く、団塊世代と呼ばれる「60～64歳」が2番目に多いという、2つのピークを持つ人口構成となっていることが分かります。
- 平成32(2020)年及び平成42(2030)年の推計では、団塊ジュニア世代を含むピークの層が「45～49歳」から「55～59歳」へと移動し、急速に高齢化が進んでいく見通しです。

■男女5歳階級別人口の見通し

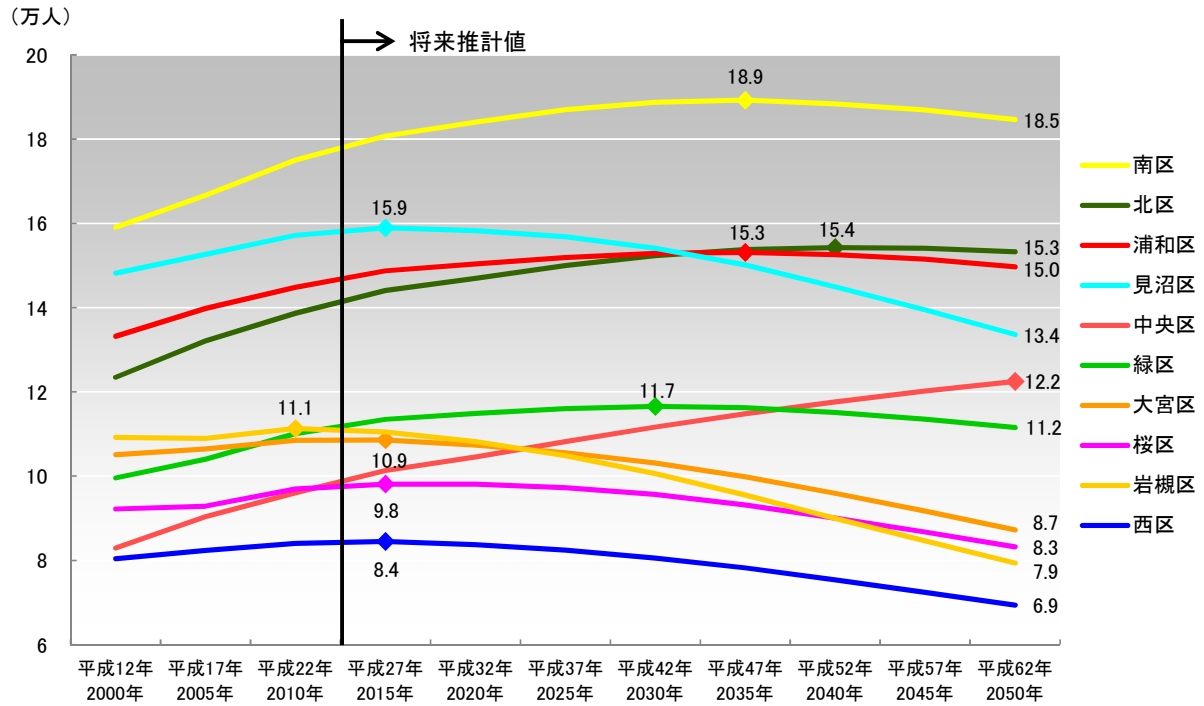


資料：基準人口は平成22(2010)年「国勢調査」(総務省)による実績値。平成32(2020)年及び平成42(2030)年は推計値。

(4) 区別人口の見通し

- 区別では、岩槻区を除くすべての区で人口は一貫して増加傾向で推移しています。
- 北区、中央区、浦和区、南区、緑区については、本計画の目標年次である平成 32 (2020) 年以降しばらくは人口の増加が続く一方で、西区、大宮区、見沼区、桜区については、平成 27 (2015) 年頃に人口のピークを迎え、その後は減少に転じる見通しです。

■ 区別人口の推移



資料：平成 22 (2010) 年までは「国勢調査」(総務省)。平成 27 (2015) 年以降は、政策局による推計値。
備考：平成 12 (2000) 年は、可能な限り平成 22 (2010) 年 10 月 1 日現在の区域に組み替えた数値である。

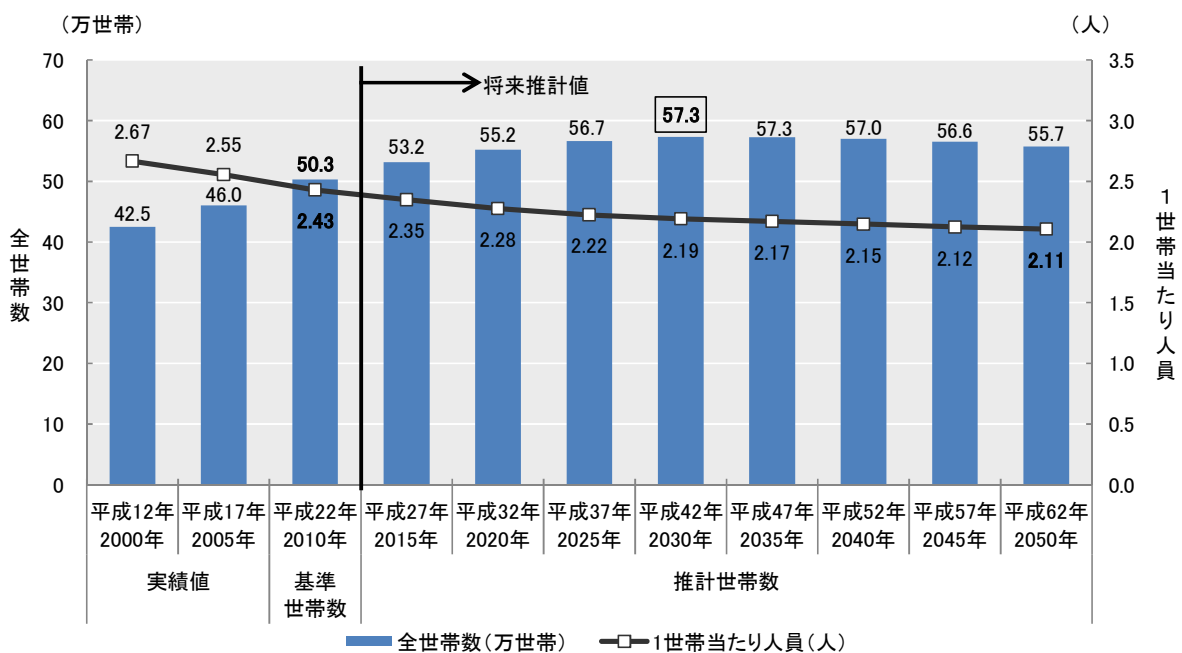
	実績値(万人)			推計人口(万人)							
	平成 12 年 2000 年	平成 17 年 2005 年	平成 22 年 2010 年	平成 27 年 2015 年	平成 32 年 2020 年	平成 37 年 2025 年	平成 42 年 2030 年	平成 47 年 2035 年	平成 52 年 2040 年	平成 57 年 2045 年	平成 62 年 2050 年
南区	15.9	16.7	17.5	18.1	18.4	18.7	18.9	18.9	18.8	18.7	18.5
北区	12.3	13.2	13.9	14.4	14.7	15.0	15.2	15.4	15.4	15.4	15.3
浦和区	13.3	14.0	14.5	14.9	15.0	15.2	15.3	15.3	15.3	15.2	15.0
見沼区	14.8	15.3	15.7	15.9	15.8	15.7	15.4	15.0	14.5	13.9	13.4
中央区	8.3	9.0	9.6	10.1	10.5	10.8	11.2	11.5	11.8	12.0	12.2
緑区	10.0	10.4	11.0	11.3	11.5	11.6	11.7	11.6	11.5	11.4	11.2
大宮区	10.5	10.6	10.8	10.9	10.7	10.6	10.3	10.0	9.6	9.2	8.7
桜区	9.2	9.3	9.7	9.8	9.8	9.7	9.6	9.3	9.0	8.7	8.3
岩槻区	10.9	10.9	11.1	11.0	10.8	10.5	10.1	9.5	9.0	8.5	7.9
西区	8.0	8.2	8.4	8.4	8.4	8.2	8.1	7.8	7.5	7.2	6.9

資料：平成 22 (2010) 年までは「国勢調査」(総務省)。平成 27 (2015) 年以降は、政策局による推計値。
備考：平成 12 (2000) 年は、可能な限り平成 22 (2010) 年 10 月 1 日現在の区域に組み替えた数値である。
塗りつぶし箇所は、各区の人口がピークとなる年次。

(5) 総世帯数の見通し

- 総世帯数は、平成 22(2010)年の 50.3 万世帯から本計画の目標年次である平成 32(2020)年には 55.2 万世帯に増加する見通しです。
- 総世帯数のピークは、平成 42(2030)年の 57.3 万世帯で、その後減少に転じ、平成 62(2050)年には 55.7 万世帯まで減少する見通しです。
- 1世帯当たり人員は、平成 22(2010)年の 2.43 人から一貫して減少傾向で推移する見通しです。

■ 総世帯数と 1世帯当たり人員の見通し

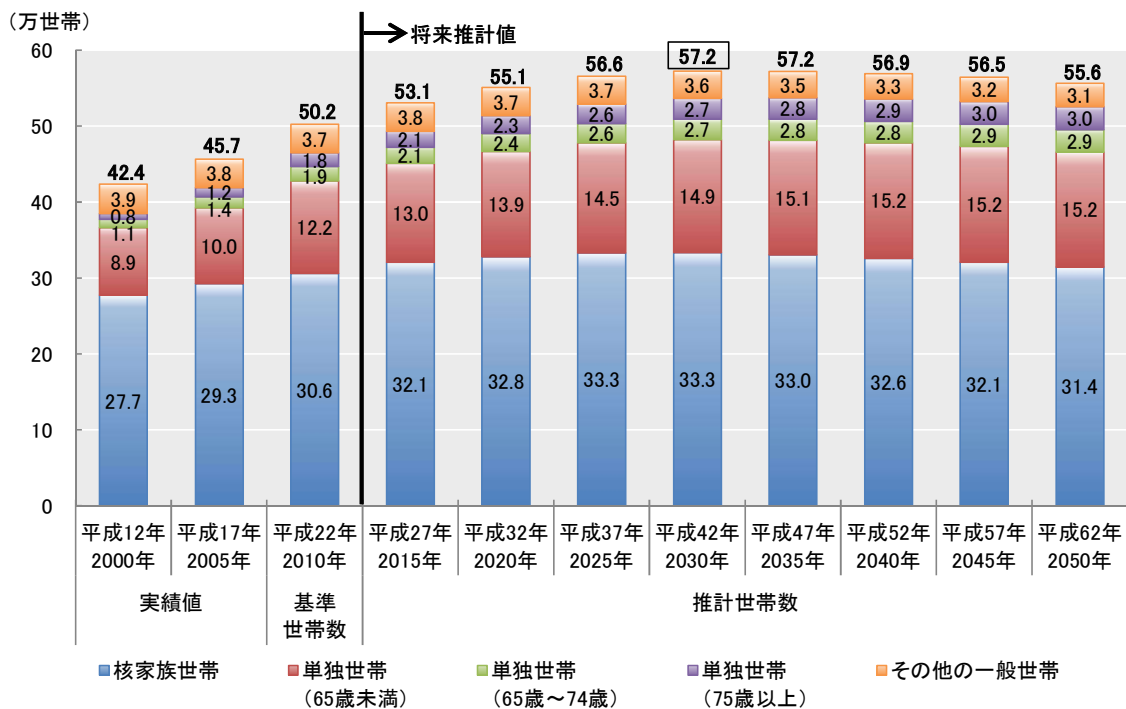


資料：平成 22(2010)年までは「国勢調査」(総務省)。平成 27(2015)年以降は、政策局による推計値

(6) 世帯類型別一般世帯数の見通し (世帯構成)

- 単独世帯が、平成 22(2010)年の 15.9 万世帯から、本計画の目標年次である平成 32(2020)年には 18.6 万世帯に増加し、平成 57(2045)年には 21.1 万世帯まで増加する見通しです。
- 老年人口の増加に伴い、高齢単独世帯も増加し、平成 22(2010)年の 3.7 万世帯から、平成 32(2020)年には 4.7 万世帯に増加し、平成 57(2045)年には約 1.6 倍の 5.9 万世帯まで増加する見通しです。

■世帯類型別一般世帯数の見通し



資料：平成22(2010)年までは「国勢調査」(総務省)。平成27(2015)年以降は、政策局による推計値。

(7) 就業人口・従業人口の推移

- 就業人口(市内居住者のうち、就業している人口)は、これまで増加傾向で推移してきましたが、近い将来、生産年齢人口の減少に伴い、減少に転じることが予想されます。
- 従業人口(市内で就業している人口)は、第1次産業及び第2次産業の従業人口は減少している一方で、第3次産業の従業人口は大きく増加しています。全体の従業人口も増加傾向で推移してきましたが、就業人口と同様、今後は減少に転じることが予想されます。

■就業人口・従業人口の推移

	平成2年 1990年	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年
就業人口(万人)(A)	50.4	55.7	56.7	57.7	58.6
従業人口(万人)(B)	40.9	45.5	47.5	48.6	50.4
第1次産業	0.8	0.8	0.6	0.6	0.4
第2次産業	12.1	12.1	11.2	9.4	8.6
第3次産業	27.9	32.6	35.7	38.6	41.3
就従比(B/A)	0.81	0.82	0.84	0.84	0.86

資料：国勢調査(総務省)。

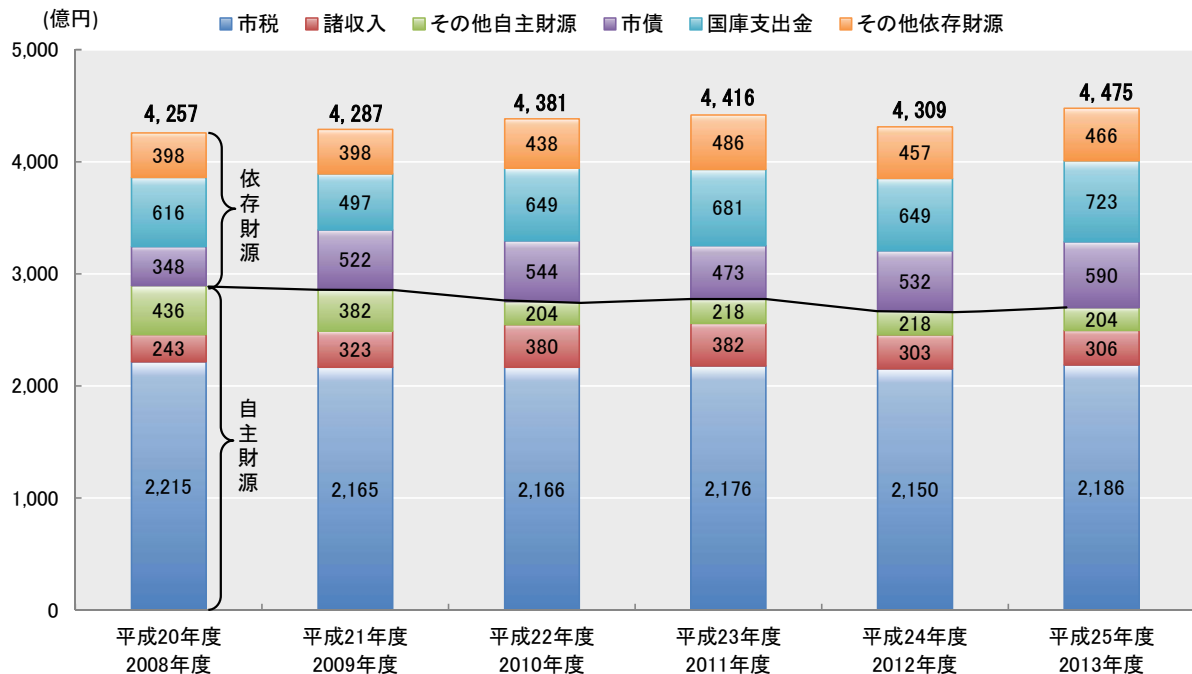
備考：平成12(2000)年以前は、浦和市・大宮市・与野市・岩槻市の数値の合計。「分類不能」の産業は、第3次産業を含む。また、端数処理の関係で各産業の従業人口の合計は、従業人口の総数と一致しない。

第2節 行財政

(1) 一般会計歳入の推移

- 一般会計の歳入額は、平成20(2008)年度以降、おおむね増加傾向で推移していますが、自主財源は漸減傾向にあります。
- 平成21(2009)年度以降、自主財源の約8割を占める市税が頭打ちとなっている一方、市債がおおむね500億円台で推移しています。
- 本市の市税収入の特徴として、個人市民税と固定資産税の占める割合が全体の約75%と大きく、特に個人市民税の割合が、他の政令指定都市と比較しても大きくなっています。

■一般会計歳入の推移



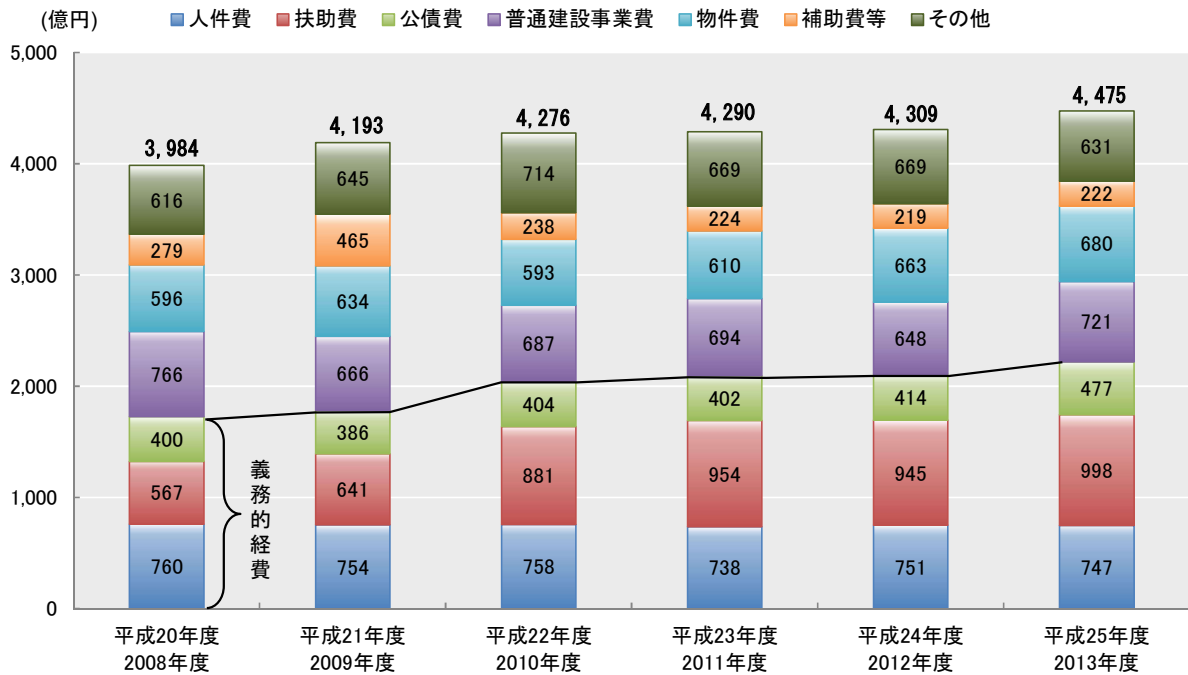
注1) 平成20年度～23年度は決算額、平成24年度・平成25年度は当初予算額(歳出も同様)
 注2) 端数処理の関係で積み上げた値と合計値が一致しない場合がある(同上)

資料：財政局財政部財政課資料

(2) 性質別の一般会計歳出の推移

- 一般会計の歳出を性質別に見ると、平成25(2013)年度の義務的経費は、対平成20(2008)年度比で1.3倍に上昇していることが分かります。
- 少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加により、今後、財政余力の低下に拍車が掛かる恐れがあります。

■性質別の一般会計歳出の推移



資料：財政局財政部財政課資料

(3) 主要財政指標から見た財政状況

- 平成23(2011)年度決算に基づく主要財政指標は、政令指定都市平均との比較によると良好な水準にあります。平成22(2010)年度から普通交付税の交付団体となったほか、経常収支比率も上昇しており、財政における政策の自由度が減少する、いわゆる財政の硬直化が進んでいます。

■平成23(2011)年度決算に基づく主要財政指標の状況

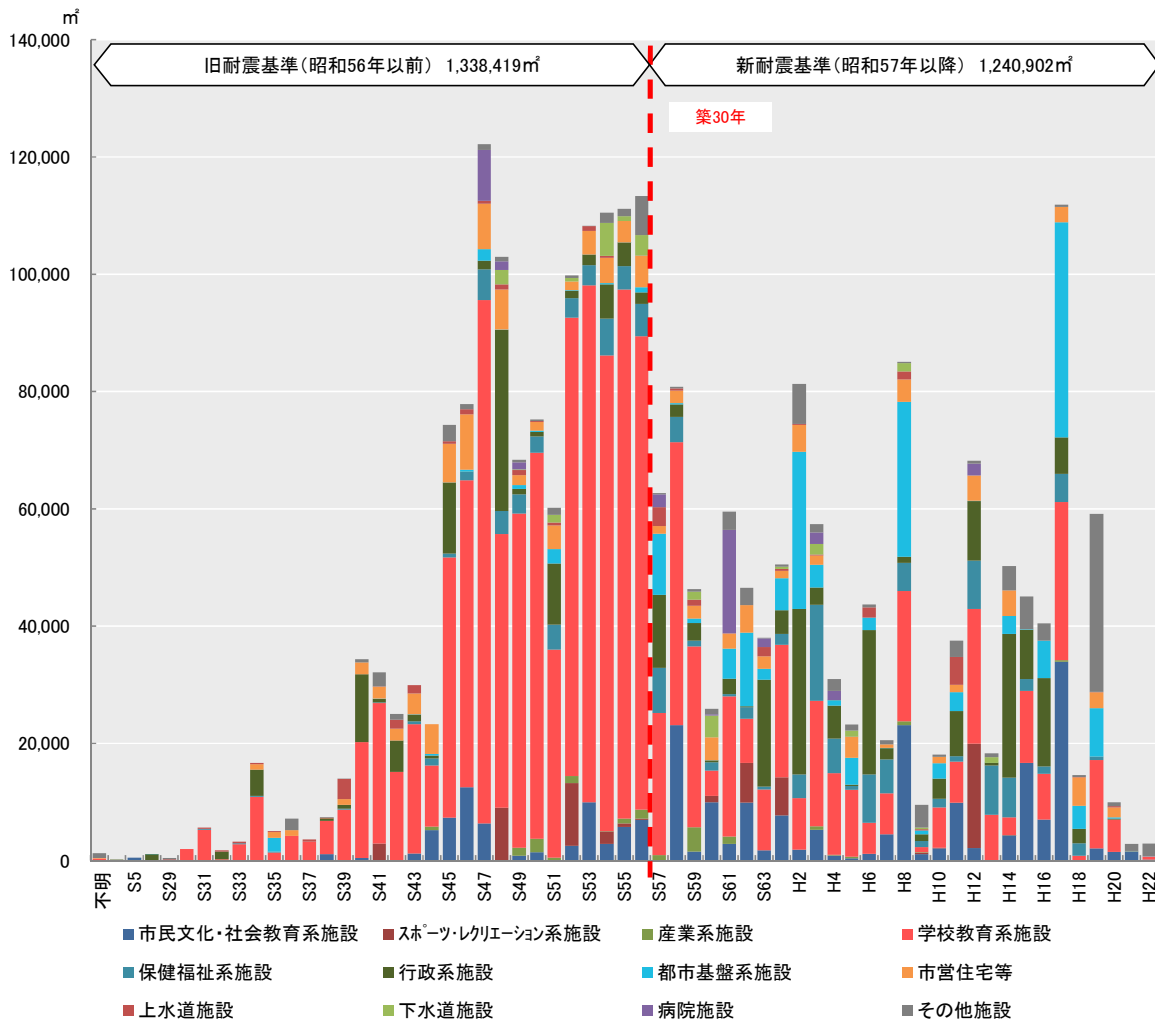
	財政力指数	経常収支比率 (%)	実質公債費 (%)	将来負担比率 (%)
さいたま市	0.99	92.3	5.4	43.1
政令指定都市平均	0.86	95.5	12.1	163.1
健全度順位 (19政令指定都市中)	3位	6位	3位	2位

資料：総務省自治財政局財務調査課資料

(4) 公共施設の建築年別の延床面積の状況

- 本市の公共施設の多くは、昭和40（1965）年代から昭和50（1975）年代の人口急増期にかけて集中的に整備されたものであり、これらのうち、昭和56（1981）年以前の旧耐震基準に基づく施設が、延床面積で全体の約52%となっています。
- 今後は、施設・設備の老朽化の進行や耐震性の不安などの問題から、大規模改修や建替えを必要とする施設が急増し、財政を大きく圧迫することが予測されます。

■本市の公共施設の状況（建築年別・延床面積）



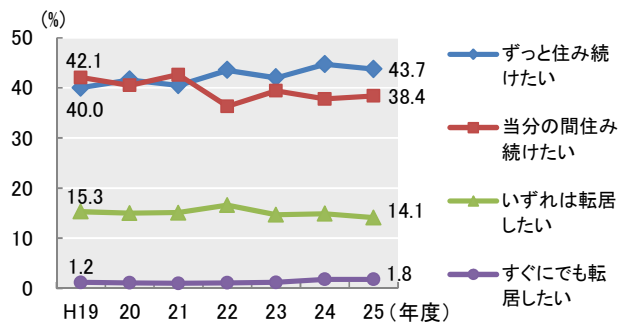
資料：「さいたま市公共施設マネジメント計画」

第4章 市民意識調査から見たさいたま市の状況

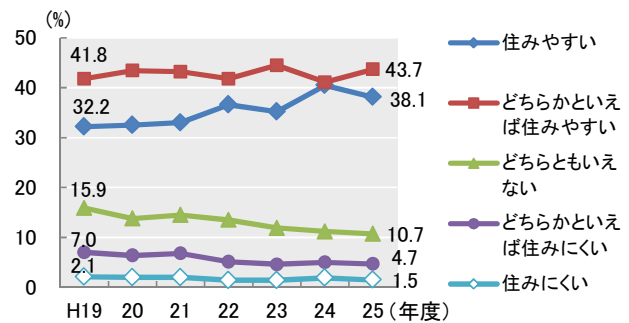
ここでは、20歳以上の市民5,000人を対象にして、毎年度実施している市民意識調査の中から、市民の定住意向と住み心地、各施策の満足度に関する結果の推移について示します。

- 市民の定住意向は高い水準を維持し、平成19(2007)年度から実施している市民意識調査において、「現在お住まいの地域にこれからも住みたいと思いますか」の質問に対し、約8割の市民が「ずっと住み続けたい」または「当分の間住み続けたい」と回答しています。
- また、「お住まいの地域の住み心地はどうか」という質問に対し、「住みやすい」または「どちらかといえば住みやすい」と回答した市民の割合は平成19(2007)年度の74.0%から平成25(2013)年度には81.8%に増加しています。

■市民意識調査による「定住意向」の推移



■市民意識調査による「住み心地」の推移

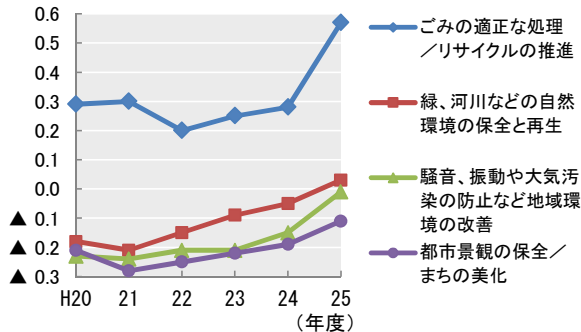


- しかし、同調査における各種施策の満足度に関する質問に対する回答の平均ポイントを見ると、おおむね微増または横ばい傾向に留まっており、また、ほとんどの施策で「不満」が「満足」を上回っているという現状があります。
- そのため、多くの地方自治体と同様に、本市を取り巻く環境が厳しさを増す中で、限られた経営資源を有効に活用するとともに、市民との協働をより一層進めながら各種施策展開の充実を図っていく必要があります。

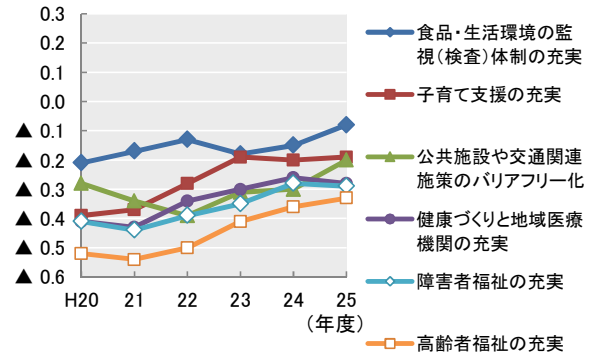
■市民意識調査による「現状の満足度」(平均ポイント)の推移

※平均ポイントは、項目ごとに得点(「満足」+2、「やや満足」+1、「普通」0、「やや不満」-1、「不満」-2)を与え、回答者数で加重し、平均得点を求めたもの。他に「わからない」の選択肢がある。

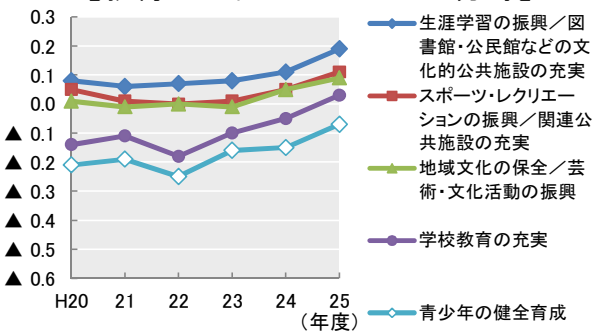
【環境・アメニティの分野】



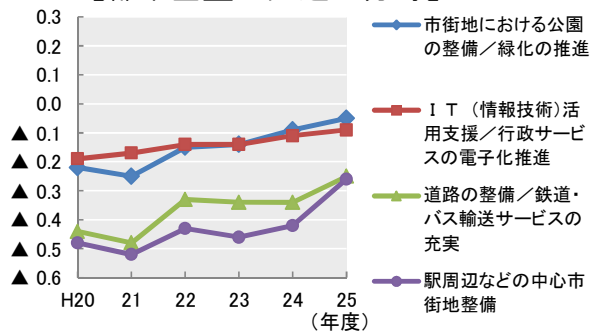
【健康・福祉の分野】



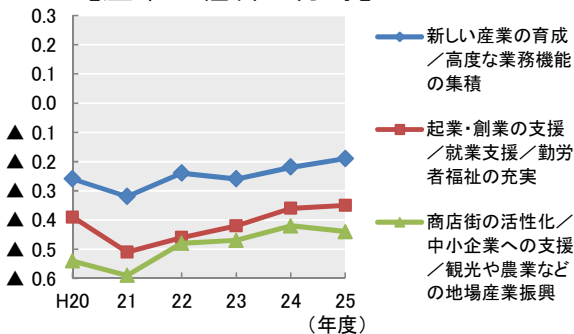
【教育・文化・スポーツの分野】



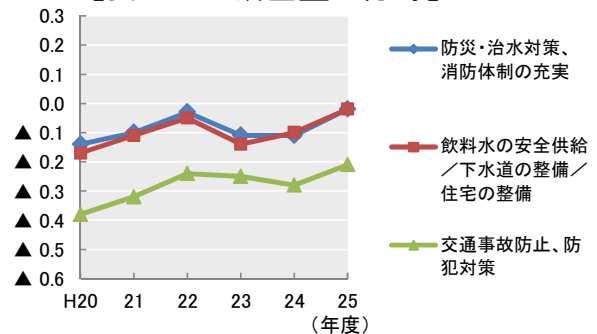
【都市基盤・交通の分野】



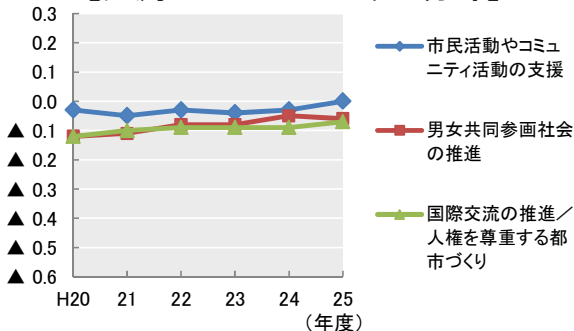
【産業・経済の分野】



【安全・生活基盤の分野】



【交流・コミュニティの分野】



第5章 将来都市構造の基本的な考え方

将来都市構造とは、将来都市像の実現に向けて、本市が目指すべき都市空間の骨格を概念的に示すものです。以下では、本市が目指すべき都市空間を形成する上で求められる視点や今後の課題を整理しながら、将来都市構造に関する基本的な考え方を示します。

第1節 将来都市構造の方向性

- 本市は、北関東・東北地方及び上信越地方から首都圏への玄関口に位置し、新幹線5路線が集まる交通結節点という立地特性に加え、東北自動車道などの高速自動車道の利便性にも優れ、120万人を超える人口規模、また、様々な都市機能の集積があります。
- また、首都圏有数の自然資源として中央部には見沼田圃、西部には荒川、東部には自然豊かな元荒川などがあり、様々な生物が生息する緑地や水辺も残されています。
- さらに、氷川神社の門前町、中山道や日光御成道の宿場町、岩槻藩の城下町として古くから繁栄し、明治期以降も埼玉県行政・商業・業務の中心地の役割を担いつつ、同時に、東京に近接した生活都市としても発展してきた本市には、盆栽や人形づくり、サッカーなどをはじめとする多様な歴史的・文化的資源があります。
- 以上の特性を踏まえ、基本構想では、3つの将来都市像を定めています。都市空間の形成に当たっては、将来都市像の実現に向けて、以下の視点に沿った取組が求められます。

将来都市像	都市空間を形成する上で求められる視点
多彩な都市活動が展開される東日本の交流拠点都市	・拠点性の向上 ・交流の活性化
見沼の緑と荒川の水に象徴される環境共生都市	・自然環境の保全・活用 ・都市活動の低炭素化
若い力の育つゆとりある生活文化都市	・安全で安心できる生活環境の形成 ・生活基盤の充実 ・質の高い生活環境の形成

- 一方で、本市においても中長期的には人口減少・超高齢社会が到来すると予測されます。そのような中、市街地が拡大を続ける従来型の都市づくりを進めた場合、以下のような問題が発生すると考えられます。

- ・本格化する少子・超高齢社会において、日常の買い物や通院に際して、自家用車の運転ができなくなるにより、不自由な生活を強いられる高齢者等が増大
- ・都市機能が拡散、散在することで、自動車利用の一層の高まりや移動距離の増大等によりCO₂排出量が増加し、環境への負荷をより高めることが懸念
- ・広域的な都市機能の拡散は、中心市街地の一層の衰退を招くばかりか、「まち」の質の低下と防災、防犯、子育て環境等、多様な問題が増大
- ・市街地の更なる外延化は、都市施設の維持管理、福祉サービス等の行政コストの増大を招く恐れ
- ・モータリゼーションの進展は、日常生活における自家用車の依存を高め、利用者の大幅な減少に伴う公共交通機関の減便や廃止が進み、市民の足としての公共交通の地位は大幅に低下

など

出典：国土交通省都市・地域整備局「集約型都市構造の実現に向けて」（平成19年8月）

- 以上の視点や問題を踏まえ、本市は、将来においても持続可能なまちづくりを進める観点から、市街地の拡大を抑制し、各地域の拠点への様々な都市機能の集積と拠点間のネットワークの形成を図ることにより、市民生活に必要な諸機能が徒歩、自転車又は公共交通で移動できる範囲において享受できる環境を創出するとともに、将来的にも市街地が河川と緑地に挟まれた都市空間を保全していくことで、質の高い市民生活を支え、多彩な交流を生み出す活力と豊かな自然環境が共生する多核集約・連携型の都市構造の実現を目指します。

第2節 将来都市構造を構成する要素

(1) 拠点

- 本市においては、利便性の高い鉄道沿線を中心に市街地が形成されており、特に鉄道駅周辺には、市民生活に必要な諸機能が集積しています。以下の地区については、今後も引き続き都市機能を集積する「拠点」として位置付け、位置付けに応じて各種機能の集積を促進します。

<都心>

- 大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区と浦和駅周辺地区を本市の2つの「都心」と位置付けます。
- この2つの都心は、高度な都市機能、広域的な都市機能が集積し、広域的な都市活動や市民生活の拠点として育成します。
- 大宮駅周辺地区では広域的な商業・業務機能や交流機能、さいたま新都心周辺地区では広域行政機能、業務機能、文化機能、交流機能などの機能集積を進め、両地区の連携を深めつつ、一体的な都心としての形成を進めます。
- 浦和駅周辺地区においては行政機能を担うとともに、商業・業務機能、文化機能を中心として集積を図り、都心としての形成を進めます。
- 2つの都心を包含する区域を「中心市街地」と位置付け、都心間の連携の強化、高次都市機能の集積を誘導するとともに、新たな産業の振興、多様な人々の交流の活性化を図る拠点づくりを進めます。

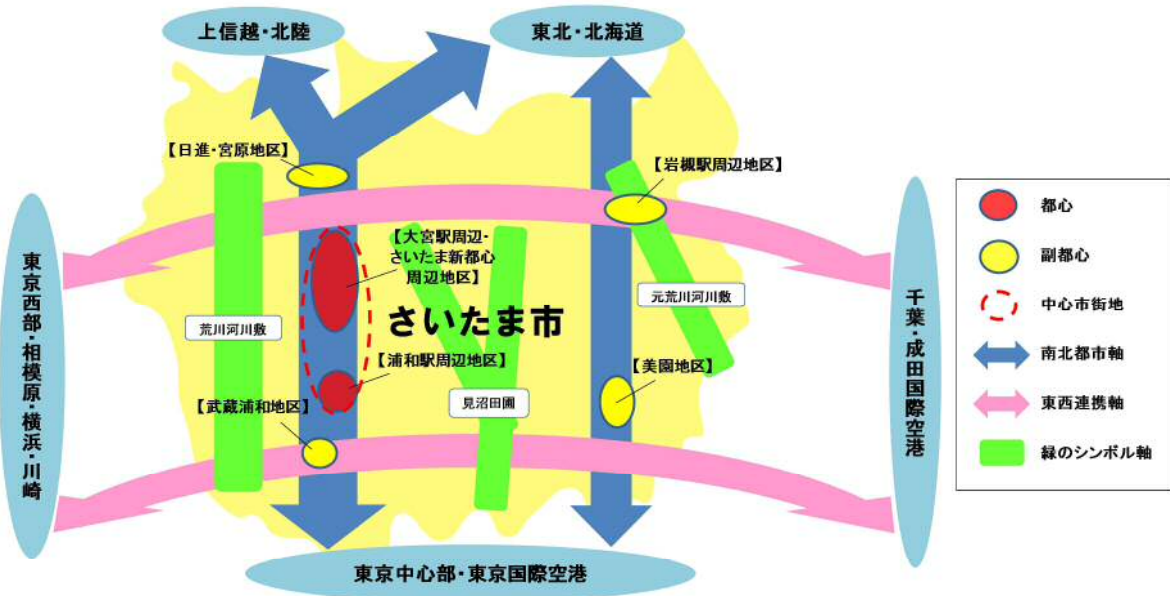
<副都心>

- 日進・宮原地区、武蔵浦和地区、美園地区及び岩槻駅周辺地区の4地区を「副都心」として位置付けます。
- 4つの副都心は、都心と連携しながら、その機能を補完するとともに、本市の都市活動を多様化する役割を果たします。
- そのため、都市基盤の整備を進めながら、商業・業務機能や文化機能などの高次都市機能の集積、都心居住の実現、地域に集積する歴史文化資源の活用による交流機能の向上を図り、地域の自然環境を生かしつつ、それぞれの特性に応じた拠点の形成を進めます。
- 副都心のうち、日進・宮原地区は商業・業務機能と都市型住宅を併せ持った高次複合都市、武蔵浦和地区は商業・業務機能と住宅との均衡のとれた職住近接型高次複合都市を目指します。
- 美園地区は、商業・業務機能やスポーツ・健康機能などを誘導しつつ、環境に配慮した良質な住宅地の形成を図り、スポーツ・健康・環境エネルギーをテーマとする交流拠点を目指します。
- 岩槻駅周辺地区は、歴史と伝統に支えられた地域資源を生かし、自然環境との調和を図りつつ文化・交流機能の充実を進め、特色ある拠点の形成を図ります。

<地域拠点>

- 鉄道駅の周辺は、日常生活を支える様々な機能を有する「地域生活拠点」と位置付けて、育成します。
- 区役所周辺は、地域のコミュニティをはぐくむ文化・交流機能を有する「地域活動拠点」として位置付けて、育成します。

<将来都市構造のイメージ>



(2) 都市軸

- 「東日本の交流拠点都市」を目指す本市の都市構造は、首都圏の全体的な都市構造の中で捉える必要があります。
- 首都圏では、東京を中心とする放射状の軸が複数形成されており、本市においても東京と北関東・東北地方、また上信越地方とを結ぶ南北方向の道路・鉄道に沿って都市的な機能集積が進んでいます。
- また、東京中心部の近郊の地域においては、本市のほか、横浜市・川崎市、町田市・相模原市、八王子市・立川市・多摩市、柏市、千葉市など、東京中心部から環状の方向に拠点的な都市が帯状に連坦しており、それらの拠点的な都市の育成・整備を図るとともに、相互の連携を強化し、東京中心部との適切な機能分担を推進することが求められています。
- このような広域的観点から、広域的な幹線道路や鉄道に沿って、本市の都心・副都心と東京中心部、北関東・東北地方や上信越地方とを結ぶ南北方向の軸を「南北都市軸」、東京中心部から環状方向に位置する拠点的な都市と本市とを結ぶ東西方向の軸を「東西連携軸」と位置付けます。

<南北都市軸>

- 南北都市軸は、本市の主軸と位置付け、その機能を強化し、軸上の都市機能の高度化を進めることで、本市の都心・副都心と東京中心部、北関東・東北地方や上信越地方との連携並びに市内の拠点間の連携を強化していきます。

<東西連携軸>

- 東西連携軸は、広域的には、東京中心部から環状方向に位置する拠点的な都市との連携を促進する機能を有し、南北都市軸との相乗効果によって、東京中心部からの機能分散の受け皿として都市機能の集積と機能の高度化を誘導する役割を担います。
- 市内においては、拠点間の連携を図るとともに、市域の東西に広がる住宅市街地を結び、市民の交流・連携を促進する役割を担います。

(3) 水と緑のネットワークの骨格

- 本市は、市街地が河川と緑地に挟まれた構造となっており、その結果、市民は、都市生活を享受しつつ、身近に自然に親しむ恵まれた環境に暮らすことができます。
- 市内を流れる河川と河川沿いの低地に広がる農地は、本市の貴重な環境資産であり、都市構造上の重要構成要素として位置付け、河川沿いの低地帯に緑地を維持し、将来的にも市街地が河川と緑地に挟まれた都市構造を維持していくこととします。
- 見沼田圃や荒川、元荒川沿いを本市における「緑のシンボル軸」として位置付け、この軸を中心として、主要な河川や広幅員道路、街路樹、斜面林などの樹林地、市内に点在する公園などの活用を進めながら、市全域にわたる「水と緑のネットワーク」を形成します。
- 中心市街地エリアでは、さいたま新都心から氷川参道、大宮公園、盆栽村を経て、見沼田圃に至る緑の回廊を形成します。

第3節 土地利用の基本方針

(1) 土地利用に関する基本的な考え方

- 鉄道などの公共交通の利便性の高い市街地において、集約的な土地利用を図ることを優先するとともに、市街地を取り巻く地域における自然的土地利用を維持・保全し、原則、新たな市街地の拡大を抑制しながら、都市的土地利用と自然的土地利用の調和を実現していきます。

(2) 都市的土地利用に関する方針

- 南北方向の鉄道に沿って密度の高い土地利用を配置するとともに、鉄道駅周辺の地域（駅勢圏）においては、都心、副都心などの拠点の位置付けに応じて、中高層から中層の集合住宅や商業・サービス機能等が調和した土地利用を促進し、様々な都市機能の集積を図ります。
- 駅勢圏の外縁や駅勢圏外においては、それぞれの地域の特性を踏まえながら、戸建住宅と中層から低層の集合住宅を主体とした土地利用を促進し、ゆとりある良好な住環境の創出を目指すとともに、防災面や環境面に配慮した利便性の高い市街地の形成を進めます。

(3) 自然的土地利用に関する方針

- 市街地を取り巻く緑地や水辺空間、農地などの豊かな自然環境に恵まれた地域においては、自然環境の保全と農業の振興を基調としながら、水と緑のネットワークの骨格の形成、また、市民生活に安らぎと潤いを提供する空間として、その活用・創造を図ります。

第2部 重点戦略

～のびのびシティ さいたま市戦略～

重点戦略～のびのびシティ さいたま市戦略～

- 今後予測される人口減少や急激な高齢化、変化の激しい社会経済情勢など、本市を取り巻く厳しい環境に的確に対応し、基本構想に掲げる将来都市像の実現を目指すため、本市の強みを有効に活用し、限られた経営資源（人材、財源など）を集中的に配分する、5つの重点戦略を掲げます。
- この「重点戦略」は、相互に関連し合う重点ポイントを踏まえて分野横断的に取り組みながら、本市の都市イメージキャッチフレーズ「のびのびシティ さいたま市」※のように、本市のポテンシャル（潜在能力）を未来に向かって発展、進化させていくことで、さいたま市らしさの創出にもつなげていくものです。

重点戦略1 「次代を担う人材をはぐくむ都市 さいたま」の創造
～豊かな教育と子育てのまちをつくる～

重点戦略2 「高齢者が元気に活躍する都市 さいたま」の創造
～高齢者の知識と経験を社会に活かすまちをつくる～

重点戦略3 「イノベーションする都市 さいたま」の創造
～新たな視点とチャレンジで価値を創造するまちをつくる～

重点戦略4 「自然と共生し、低炭素に暮らす都市 さいたま」の創造
～豊かな自然と低炭素なライフスタイルを楽しむまちをつくる～

重点戦略5 「みんなで安全を支える都市 さいたま」の創造
～“みんながいるから安心”・地域と共に災害に強いまちをつくる～

※都市イメージキャッチフレーズ「のびのびシティ さいたま市」

みんなが、のびのび、暮らせるまち。未来に向かって、伸びて伸びて、いくまち。

豊かな自然、安心して住める環境とともに、発展、進化していく、さいたま市の姿を表現しています。

重点戦略 1

「次代を担う人材をはぐくむ都市 さいたま」の創造

～豊かな教育と子育てのまちをつくる～

- 平成 22 (2010) 年国勢調査によると、本市の年少人口 (0～14 歳人口) は約 16.7 万人で、総人口の 13.7%となっており、全国、埼玉県、政令指定都市の平均と比較しても高くなっています。
- また、本市の児童生徒の学力や生活習慣などについては、全国学力・学習状況調査等の結果によると、全国平均と比較して良好な状況にあり、年少人口の多さとともに、少子化が全国的に進む中で、大きな強みとなっています。
- しかし、年少人口は平成 32 (2020) 年には約 14.8 万人、平成 42 (2030) 年には約 13.4 万人に減少する見込みとなっています。
- また、子育て支援に対するニーズが高まる中、保育所及び放課後児童クラブは増加しているものの、利用児童数の増加に施設の整備が追い付かず、待機児童の解消に至っていない状況です。さらに、若者の完全失業率が他の年齢層と比較して高い数値になっているとともに、子育て期の女性の労働力率が全国、埼玉県を下回っている状況にあります。
- 子ども・青少年の未来は、まちの未来です。教育や子育て支援に携わる人々の活動の充実を図りながら、子ども・青少年がさいたま市の将来、ひいてはわが国の将来を担う人材として成長するのを支えていくことが、暮らしの豊かさ、都市の魅力向上につながっていきます。
- そのため、次のポイントに重点を置いて、取組を進めます。

【重点ポイント】

(1) 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの推進

- 保育所や放課後児童クラブの充実による待機児童の解消
- 子育て世代の就労支援と働きやすい環境づくり
- 地域で子育てを支え合う環境づくりの促進

(2) 次代を担う子ども・青少年の育成

- これまでの積み重ねを生かした、学校教育のさらなる充実
- 学校・家庭・地域・行政の連携・協力による、子どもや青少年の成長を支える取組の推進

重点戦略2

「高齢者が元気に活躍する都市 さいたま」の創造

～高齢者の知識と経験を社会に生かすまちをつくる～

- 平成22(2010)年国勢調査によると、さいたま市の高齢化率は19.1%であり、全国・埼玉県、さらには東京都区部の平均を下回っており、わが国全体が高齢化率21%を超える超高齢社会に突入している中で、この年齢構成の若さは本市の大きな強みとなっています。
- しかし、今後は高齢化が急速に進むものと見込まれ、経済の停滞、医療費や各種社会保障費の増大、高齢単独世帯の増加に伴う安全面での影響などが懸念されています。
- その一方で、平成17(2005)年と平成22(2010)年の本市の65歳健康寿命(65歳に達した人が、健康で自立した生活を送る期間(要介護度2以上になるまで))を比較すると、男性が16.3年から17.0年、女性が18.9年から19.7年へと延伸し、元気で活動的な高齢者が増加しており、さらに、いわゆる団塊の世代が“さいたま都民”生活を終えて地域に生活の基盤を移してくることが見込まれるなど、地域活動の活性化も期待されます。
- 高齢者の元気は、まちの元気であり、高齢者が豊富な知識と経験を生かし、地域社会など様々な場で元気に活躍することが、都市の活力につながっていきます。
- そのため、次のポイントに重点を置いて、取組を進めます。

【重点ポイント】

(1) 高齢者が培ってきた豊かな知識と経験を生かした、まちの活性化

- 高齢者の知識と経験を生かす就労・起業支援
- 高齢者の知識と経験を社会に還元できるよう、地域活動、ボランティア、スポーツ、文化芸術、教育など様々な活動への参加促進

(2) いつまでも健康で活躍できる環境づくりの推進

- 各種健康診査・検診の受診促進をはじめ、健康づくりに関する啓発・支援
- 応援・ボランティアを含め、各種スポーツへの参加促進
- 自動車利用から公共交通や自転車・徒歩への利用転換の促進

重点戦略3

「イノベーションする都市 さいたま」の創造

～新たな視点とチャレンジで価値を創造するまちをつくる～

- 経済のグローバル化が進展し、あらゆる産業において従前どおりの事業活動が続けるだけでは、生き残っていくことが難しい時代となっています。
- また、本市の雇用情勢についても、全国と同様、依然として厳しい状況にあります。
- 市内の産業は、市民の雇用の場、自己実現の場でもあり、地域経済の衰退が進んだ場合には、市民はこれらを失うだけでなく、人口や企業の流出、財政の悪化などにより、都市の活力・安全性の低下を招くおそれがあります。
- しかし、さいたま市には、東日本の交通結節点という地理的優位性のほか、120万人超の市民を含む巨大マーケットを有すること、企業・大学の集積により豊富な人材に恵まれていること、スポーツや文化、豊かな自然環境など多様な地域資源を有することなど、産業面における多くの強みがあります。
- 地域経済の活性化は、まちの活力、そして人の活力にもつながります。行政にとっても、あらゆる施策の基盤となるものであり、企業、大学、行政が協力し合い、そして女性・高齢者・障害者など様々な人々が働くことを通じて参画し、本市の強みを最大限に生かしつつ、これまでにない新しい視点から多様なイノベーションを創出していくことが必要です。
- そのため、次のポイントに重点を置いて、取組を進めます。

【重点ポイント】

(1) 厳しい企業間競争を勝ち抜くための事業展開の促進

- 産学官の連携による、海外展開も視野に入れた研究・技術開発や市場開拓などの促進
- 本市の地域資源や魅力の発掘、活用による「さいたま市ブランド」の育成と地産地消の促進
- 事業者の先駆的な取組や、CSR（企業の社会的責任）活動など地域と共生する取組への支援

(2) 多様な人たちが力を発揮して働ける環境づくりと就労の促進

- 国・県などの関係機関との連携による、女性・高齢者・障害者など多様な主体が力を発揮できる就労・起業支援と就労環境の整備促進
- 本市の地域資源の発掘、活用による働く場の創出と、強みを生かしたさらなる企業誘致の推進
- キャリア教育の充実などによる多様な産業人材の育成

重点戦略4

「自然と共生し、低炭素に暮らす都市 さいたま」の創造

～豊かな自然と低炭素なライフスタイルを楽しむまちをつくる～

- 地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化への対策は、人類共通の喫緊の課題となっています。地球温暖化の原因である温室効果ガスのうち大きな割合を占める二酸化炭素については、本市では運輸、家庭、業務部門からの排出量が多くなっています。
- また、本市は、見沼田圃の緑や荒川・元荒川の水辺に象徴されるように、首都圏にあって豊かな自然に恵まれた地域ですが、都市化の進展に伴い、樹林地及び池沼面積は年々減少を続けているほか、都市特有の環境問題であるヒートアイランド現象が本市においても顕著に現れています。
- 本市には、首都圏有数の自然資源をはじめ、快晴日数が多く、太陽エネルギーの利用に適した気候、自転車を利用しやすい平坦な地勢、そして、「次世代自動車・スマートエネルギー特区」の活用による先駆的な取組を積極的に進めているなどの強みがあります。
- また、東日本大震災などを契機として、環境・エネルギーへの関心が高まるとともに、自らのライフスタイルを見直そうという人も増えているものと思われ、今後は、市民・企業・団体などによる自主的な活動や多様な主体との連携をこれまで以上に盛り上げていく必要があります。
- 自然と身近にふれあえる環境の中で、低炭素に暮らし、活動することに新たな価値を見出すことが、まちに豊かさと安らぎをもたらし、都市の魅力向上につながっていきます。
- そのため、次のポイントに重点を置いて、取組を進めます。

【重点ポイント】

(1) ライフスタイルの転換を促す低炭素なまちづくりの推進

- 次世代自動車の普及促進、「特区」など先駆的な取組を生かしたさらなる取組
- 再生可能エネルギーの活用と省エネルギー化の促進
- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の活動の促進
- 多核集約・連携型都市構造の形成と自動車利用から公共交通や自転車・徒歩への利用転換の促進

(2) 多様な主体による自然環境の保全・活用の推進

- 環境教育・学習の場や機会の拡充
- 市民や事業者との連携・協力による、見沼田圃をはじめとする緑や水辺環境の保全・活用

重点戦略5

「みんなで安全を支える都市 さいたま」の創造

～ “みんながいるから安心”・地域と共に災害に強いまちをつくる～

- 平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方及び関東地方の広範囲に甚大な被害をもたらし、災害時要援護者や帰宅困難者への対応など様々な課題を顕在化させるとともに、家族、地域、そして多くの人々がつながり、支え合うことの大切さを再認識する大きなきっかけにもなりました。
- 東日本大震災以降に実施した市民意識調査では、防災に関する施策の重要度が非常に高くなっているなど、市民の防災に対する関心が高まり、災害に強い都市づくりと、安全に安心して生活できる環境づくりが求められています。
- 台風やゲリラ豪雨、また今後起こりうる首都直下地震などの災害に十分に備えるためには、市民、団体、事業者、行政など地域における多様な主体が、日頃から交流に努め、互いに支え合える関係を築くことが重要です。
- 心の絆がもたらす一人ひとりの安全と安心は、まちの安全と安心そのものです。災害に強く、人と人との心の結び付きがあり、誰もが安全に安心して暮らせることは、都市の魅力向上、ひいては都市の活力につながっていきます。
- そのため、次のポイントに重点を置いて、取組を進めます。

【重点ポイント】

（1）日頃から支え合う地域づくりの促進

- 地域における多様な交流の促進
- 地域における子どもや一人暮らしの高齢者などの見守り活動の促進
- 自治会をはじめ多様な市民活動の促進・連携への取組

（2）いつ起きるか分からない災害に対する備えの強化

- 災害に強い都市基盤の整備
- 防災意識高揚に向けた啓発活動、防災教育の推進
- 関係機関等との連携による初動体制・応急体制の確立・強化
- 災害時要援護者への支援、自主防災組織や地域防災活動を担う人材の育成・活用など、地域における災害対策の充実強化

第3部 分野別計画

(第3部 分野別計画)

第1章 環境・アメニティの分野

第1節 地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現

第2節 とともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）の創造

第3節 人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造

第1節 地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現

1. 現状と課題

- ・環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、本市が第一に取り組むべき課題として、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化の問題があります。地球温暖化の原因である温室効果ガスのうち最も大きな割合を占める二酸化炭素は、本市では運輸部門や民生家庭部門、民生業務部門からの排出量が多くなっており、市民・事業者・行政の連携・協力のもと、排出量の抑制のため、それぞれの役割と責任を意欲的に果たしていくことが大切です。
- ・環境の保全と創造により良好な生活環境を確保するためには、社会全体で環境への関心を高め、日常生活や事業活動のあらゆる場面で環境に配慮するとともに、環境教育への取組、各主体の環境保全活動、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を促進する必要があります。
- ・また、節電対策等の省エネルギー化の推進や太陽光など再生可能エネルギー等の導入促進、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーのさらなる活用など、新たなエネルギー政策に係る取組の推進も重要な課題となっています。
- ・特に、平成23（2011）年12月に国から指定を受けた、「次世代自動車・スマートエネルギー特区」を活用し、都市の低炭素化、エネルギーセキュリティの確保等、先駆的な取組を推進する必要があります。

2. 目指す方向性

誰もが環境の保全と創造に関心を持ち、意欲的に取り組むことで、さわやかな空ときれいな水のある環境負荷の少ないまち、地球規模の環境問題に地域から行動する環境先進都市を目指します。

3. 施策展開

(1) 環境負荷の少ないまちづくり

- ・住宅やオフィス等の省エネルギー化、公共交通機関の利用促進など、環境負荷の少ない都市整備に取り組みます。
- ・地球温暖化対策に関する情報を積極的に発信し、市民・事業者への意識啓発を通じて、環境負荷の少ない商品の開発や技術の向上、省エネルギーやモビリティ・マネジメントの推進、エコドライブの実践を促すなど、市民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルの転換を図ります。

(2) 環境の保全と創造に向けた環境教育や活動の推進

- ・環境への関心や学習意欲を高めるため、学校における環境教育の充実を図るとともに、環境関連の情報を積極的に発信し、子どもから高齢者まで、誰もが情報収集や学習をすることができる機会や場所の創出に取り組みます。
- ・環境に関する情報の共有や対話など環境コミュニケーションを通じて、市民や事業者と連携・協力して環境の保全に取り組みます。

(3) 良好な生活環境の確保

- ・きれいな空気や水を保全するため、環境の状況に関する調査を実施するとともに、工場・事業場等への適切な検査や指導、規制に取り組みます。
- ・騒音・振動・悪臭等に対する適切な監視、指導等に取り組み、快適な生活環境の確保を図ります。

(4) 再生可能エネルギー等の導入促進

- ・太陽光や太陽熱など、二酸化炭素排出量や環境負荷の少ない再生可能エネルギーの活用を推進します。
- ・ごみを焼却した際に発生する熱エネルギー等を有効に活用するなど、効率的なエネルギー政策を推進します。

(5) 次世代自動車・スマートエネルギー特区を活用した「環境未来都市」の実現

- ・次世代自動車の普及を促進するとともに、ガソリン、天然ガスに加え、電気、水素など多様なエネルギーが供給可能なハイパーエネルギーステーション、互いにエネルギーを融通し合い、エネルギー利用の最適化を図るスマートホーム・コミュニティ及び環境にやさしく、地域の手軽な移動手段となる低炭素型パーソナルモビリティの普及を推進します。

第2節 ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）の創造

1. 現状と課題

- ・本市のごみ排出量は、平成 23（2011）年度において一人 1 日当たりに換算すると 948g となっています。ここ数年は、1kg を下回っていますが、経済状況等によっても変化するため、今後もより一層の減量に取り組む必要があります。
- ・また、処理施設の老朽化が進み、施設の更新が課題となっているほか、ごみ 1 t 当たり処理経費が近年増加傾向にあるため、ごみ処理経費の大幅な削減を推進する必要があります。
- ・さらに、市内の最終処分場は、現状のまま埋立を行った場合、今後 15 年程度で満杯状態になる見込みであるため、埋立量を抑制し、現存施設の延命化に努める必要があります。
- ・これらの課題に対応するため、市民・事業者との連携・協力のもと、ごみの発生・排出の抑制、資源のリサイクルを適切に実施し、環境への負荷が少なく効率的なごみの処理を推進することが重要です。

2. 目指す方向性

環境負荷の少ないめぐるまち（循環型都市）の実現に向け、市民、事業者、行政が連携・協力し、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の 3R を積極的に進め、ごみを減量し、適切に資源を有効活用するまちを目指します。

3. 施策展開

(1) 廃棄物の3R（発生抑制・再利用・再生利用）の推進

- ・買物時のマイバッグ使用、外出時のマイボトル持参など、ごみの発生抑制（リデュース）とともに、不要になったものを譲り合うなどの再利用（リユース）を推進します。
- ・ペットボトルや古紙の回収など再び資源化する、再生利用（リサイクル）を推進します。
- ・3Rの取組を普及・促進させるため、市民・事業者に対し、取組事例や成果等の情報を積極的に提供するとともに、3R活動の支援に取り組みます。

(2) 廃棄物の循環利用と適正処理の推進

- ・処理時に発生する熱エネルギーの回収率の向上、焼却灰の資源化、生ごみの堆肥化など、廃棄物の循環利用を推進します。
- ・ごみの減量・減容化を進め、処理施設の負担軽減を図るとともに、プラント設備の更新や老朽化施設の適切な統廃合を推進します。
- ・産業廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対して、その適正処理を指導し、循環利用を推進します。また、不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、パトロール等の監視体制を強化します。

第3節 人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造

1. 現状と課題

- ・本市は、首都圏有数の自然資源として、中央部には見沼田圃、西部には荒川、東部には元荒川等が市街地を挟むように位置しており、緑の骨格を形成しています。また、野鳥や水生生物など様々な生き物が生息する緑地や水辺が現存するなど、都心近郊にありながら、貴重な自然が多く残っており、本市の原風景を作り出すとともに、心の安らぎや潤いを与えてくれています。
- ・しかし、経済活動の拡大や都市化の進展等に伴い、樹林地や池沼は年々減少を続けており、今後もこの傾向は続く予想されています。特に、首都圏に残された貴重な緑地空間であり、治水機能や防災機能を有する見沼田圃の保全・再生については、耕作者や土地所有者による営農努力や従来の行政の取組だけでは困難になりつつあり、市の重要課題の一つとなっています。
- ・また、市内には、氷川神社や岩槻城址などの歴史・文化のほか、さいたま新都心周辺に代表される新たな街並み、さらに様々な伝統行事やイベント等を含めて景観資源が豊富にあります。これらを生かし、都市と自然が調和した景観を形成していくことが重要です。
- ・これらの資源を次世代に継承するべき貴重な財産として保全・活用・創造していくためには、市民の理解や様々な活動への参加が重要となっています。

2. 目指す方向性

見沼田圃や荒川など多様な動植物が生息する自然環境の保全・活用・再生、都市緑化の推進と身近な水辺環境の保全・創出とともに、個性豊かで魅力ある景観を形成することにより、人と自然が共生する緑豊かな美しいまちを目指します。

3. 施策展開

(1) 水と緑の保全と再生

- ・市民・事業者等との連携・協力による情報提供や意識啓発、近郊緑地保全区域や特別緑地保全地区の指定などを通じ、身近な緑地や里やまなどの自然環境及び生物多様性の保全・再生に取り組みます。
- ・自然の残る水辺を適切に保全するとともに、市民の憩いの場としての環境整備に取り組みます。
- ・市内に広がる見沼田圃等の緑地空間と荒川に代表される河川とのネットワーク形成を推進します。
- ・雨水の有効利用を促進し、健全な水循環の保全・再生に取り組みます。

(2) 見沼田圃の次世代への継承

- ・見沼田圃の特性を生かし、土地利用、自然環境、農、歴史・文化、観光・交流、教育・市民活動などに関する様々な取組を総合的に推進するなど、誰もが憩うことのできる心のふるさととして、魅力ある見沼田圃の再生・活性化を図るとともに、かけがえのない環境資産として守り育てます。

(3) 魅力ある都市景観の形成

- ・地域の都市景観の形成に影響を与える建築物等について景観誘導を行うとともに、一定規模の建築物等には条例に基づく届出により、周辺と調和した一体感のある街並みの形成・誘導を図ります。
- ・優れた都市景観の形成、啓発、普及等を図ります。
- ・まちの美観や美化に関する市民の意識啓発を図るとともに、地域の活動を支援します。

【環境・アメニティの分野】
みなさんも一緒に取り組んでみませんか？
～みんなで創る“さいたま市の未来”～

市と市民・団体・事業者の方々など、多様な主体が力を合わせてまちづくりを推進することが、地域や市全体の魅力につながっていきます。さいたま市の未来を思い描いて、まずは身近なところから取り組んでみませんか？

ここでは、本計画の検討に当たり開催した「市民ワークショップ」でのご意見や、「さいたま市総合振興計画審議会」でのご意見等を踏まえて考えた、身近な取組（例）をいくつかご紹介します。

第1節 地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現

第2節 ともに取り組む、参加する めぐるまち(循環型都市)の創造

- 日頃から節電、公共交通機関の利用、エコドライブ等を心掛ける。
- できるだけ環境に配慮した製品を購入する。また、買物の際にはマイバックを持参し、事業者は簡易包装に取り組む。
- 家庭、地域、職場等で、ごみの分別を徹底するなど、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）に取り組む。

第3節 人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造

- ポイ捨てや歩きたばこをしない、自宅や会社のまわりのごみを拾うなど、身近な場所の美化を心掛ける。また、地域でのごみ拾いなど環境の保全や美化活動に、家族や友人を誘って参加する。
- 子どもや家族と見沼田圃や河川など自然に触れる機会を増やす。また、自然環境の保全活動に家族や友人と共に参加する。
- 住宅や建物を建築する際などには、景観や自然環境の保全に配慮する。

(第3部 分野別計画)

第2章 健康・福祉の分野

第1節 子育てしやすい都市の実現

第2節 高齢となっても暮らしやすい都市の実現

第3節 誰もが地域の中で自分らしく暮らせる都市の実現

第4節 心身ともに健康で活力に満ちた社会の実現

第1節 子育てしやすい都市の実現

1. 現状と課題

- ・子育てしやすい都市の実現に向けて、安心して妊娠・出産ができ、自信を持って子育てに取り組み、また、子どもたちが、心身ともに健やかに成長できるよう、母子保健サービスの提供や地域ぐるみで子育てを支援する体制を強化する必要があります。
- ・急速な少子化の進行に伴い、本格的な人口減少社会が到来する中、本市の出生数は、平成18（2006）年以降、約1.1万人台で比較的安定した推移を示しています。今後は、出生数をいかにして維持・増加させていくのかが重要な政策課題の一つであると言えます。
- ・市内の保育所整備を推進しているものの、保育所入所申込者数が増加しており、待機児童の解消までには至っていない状況となっています。今後も国の制度改正等に対応しつつ、保育環境の向上を図ることが必要となっています。
- ・市内の放課後児童クラブ入室児童数及び施設数は、平成17（2005）年以降、一貫して前年を上回っています。しかし、利用児童数の増加ペースに施設の整備が追い付いていない状況が課題となっています。
- ・全国的に世帯の小規模化や地域社会における人間関係の希薄化などによって、親が子育てに関する不安や悩みを抱えやすい状況に置かれています。また、本市の児童相談所における児童相談の件数は、おおむね一貫して増え続けており、特に児童虐待に係る相談は著しく増加しています。
- ・今後の子どもの数の推移や子育て家庭のニーズを十分に見極め、市と事業者の適切な役割分担のもと、各種子育て支援サービスのハード・ソフト両面での充実が必要となっています。

2. 目指す方向性

すべての子どもが、その個性を尊重され、健やかに育ち、自立し、社会で輝いて生きられるよう、子どもの幸せと命の尊さを第一に考える、地域社会の実現を目指します。

3. 施策展開

(1) 安心できる妊娠・出産と母子の健康づくり

- ・妊娠、出産期において、安心して子どもを産み育てることができるように、妊産婦や家族の不安や悩みを解消または軽減するための環境を整えるとともに、不妊に対する支援策の充実を図ります。
- ・子育てをしている家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもの病気に対する医療給付などの支援を行うとともに、健康支援体制の充実を図ります。

(2) 未来を担う子どもの支援、参画の推進

- ・社会的な支援を必要とする子どもが、気軽に相談やアドバイスを求めることができる体制を整備するとともに、虐待の防止・予防や早期発見・早期対応など切れ目のない総合的支援の充実を図ります。
- ・遊びを通じて自立心や自己肯定感をはぐくむ機会を提供することで、次代を担う子どもの参画意識の醸成を図ります。

(3) 家庭と地域の子育て力の向上

- ・子ども・家庭、地域を取り巻く課題に総合的に取り組み、子育てを支援する仕組みづくりを進めます。
- ・子育てに関する負担感や不安感を少なくするために、子育て支援拠点の整備や子育てに関する情報提供の充実など、多様なニーズに対応できる様々な子育て支援施策の充実を図ります。
- ・保育所における待機児童の解消に向け、保育所の整備等による保育サービスの充実を図るとともに、そのための人材確保に取り組みます。
- ・放課後児童クラブについても、民設放課後児童クラブの新設や規模の拡大を促進するとともに、人材確保の支援策の検討を進め、待機児童の解消を目指します。
- ・市民・事業者・行政の連携を推進する子育て支援ネットワークの充実を図るとともに、子育て相談や子育て家庭の交流機会の充実や、身近な場所で子育てを楽しく行える環境づくりに取り組みます。

第2節 高齢となっても暮らしやすい都市の実現

1. 現状と課題

- ・本市は、いわゆる団塊の世代の人口分布が多くなっていることから、今後急激に高齢化率が上昇することが予測されます。また、市内の単身高齢者世帯と高齢者のみの世帯についても、今後、さらなる増加が見込まれます。
- ・本市の要支援、要介護の認定者数については、一貫して前年度を上回る状況が続いていますが、健康寿命も延伸しており、元気で活動的な高齢の方々も増加してきています。
- ・国では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、「介護」「生活支援サービス」「予防」「住まい」「医療」を切れ目なく、有機的かつ一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を平成 37（2025）年までに構築することとしています。
- ・本市では「支え合いのネットワークづくり」として、市民、特に高齢の方々の協力を得て、地域の共助の仕組みを強化する必要があります。また、「地域包括ケアシステム」に、「長寿慶祝」「活躍の場づくり」を加えた総合的な施策体系により、相互に連携して効果を発揮するような体制を構築する必要があります。

2. 目指す方向性

誰もが自立と尊厳を保ちつつ、生涯にわたって地域社会で安心して長生きできる、支え合いとふれあい豊かな活力あるまちを目指します。

3. 施策展開

(1) 高齢の方々の活躍の場づくり

- ・長寿を尊ぶ地域社会の実現を図るとともに、高齢者が毎日生きがいを持って楽しく過ごすことができるように、日頃からの健康づくりや介護予防活動の支援と活躍できる場や機会の確保に取り組みます。
- ・様々な知識や経験を培ってきた高齢者の自発性を十分に尊重し、活動的で社会貢献意欲の高い高齢者が主に支える側として支え合いのネットワークに参加できるよう、高齢者が活躍できる場や機会の確保に取り組みます。

(2) 高齢の方々が安心して快適に暮らせる都市づくり

- ・高齢者が生涯にわたって地域社会で安心して生活できるように、高齢者一人ひとりの意向や生活状況に応じた支援を行う各種サービスを組み合わせて、介護者への支援も含めた総合的な支援に取り組みます。
- ・介護を必要とする高齢者がその意向を尊重され、適切な介護サービスを利用できるように、なかでも、居宅サービスの量的確保と質の向上、サービス多様性等に向けた取組を進め、在宅での暮らしの可能性拡大を図るなど、介護サービスの充実を図るとともに、そのための介護人材の育成に取り組みます。また、医療と介護の連携体制の強化を図ります。

第3節 誰もが地域の中で自分らしく暮らせる都市の実現

1. 現状と課題

- ・本市の障害者の数については、身体障害者数、知的障害者数、精神障害者数ともに一貫して増加傾向にあります。
- ・ノーマライゼーションの理念に基づく環境整備など、障害福祉施策に対する市民の期待が高まってきたことから、本市では政令指定都市初となる「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）」を平成 23（2011）年 4 月より施行しています。障害のある人に対する差別や偏見をなくし、不当な制約を受けることがないようにするためには、障害に対する正しい理解を促進することが必要となっています。
- ・今後も、国の制度改正等に対応しつつ、関係機関同士の密な連携・協力のもと、障害のある人が必要とする適切なサービス提供の確保が課題となっています。
- ・特に、障害のある人が地域で自立して生活できる環境の整備（障害のある人の権利の擁護の推進、各種サービスの提供による日常生活への総合的な支援の推進、ライフステージを通じた就学・就労への切れ目のない支援の充実）が必要となります。

2. 目指す方向性

誰もが権利の主体として互いに尊重し、障害のあるなしに関係なく、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域社会を目指します。

3. 施策展開

(1) 誰もが地域で共に暮らす権利を尊重し、暮らしていく環境づくり

- ・障害に対する偏見や差別をなくし、障害のある人に対する理解を深めるため、各種啓発活動を推進するとともに、虐待を防止するための取組を進めます。
- ・成年後見制度などの利用を支援しながら、障害のある人の権利や利益の保護に取り組みます。

(2) 地域で安心して生活できる都市づくり

- ・誰もが地域で安心して生活を送ることができるよう、市の機関が相互に連携し、障害のある人に対する地域生活の総合的な支援に取り組みます。
- ・障害のある人に対する支援体制の整備や課題解決に向けた検討を行う体制を整えるとともに、関係分野間の連携や民間団体との連携の強化を図ります。

(3) 自立と社会参加の仕組みづくり

- ・意思疎通や情報取得が困難な人に対して、それぞれの障害に応じた必要な配慮を行いながら各種施策を推進します。また、災害など緊急時に必要な支援に取り組みます。
- ・就労支援やバリアフリー空間の整備、外出や移動の支援など、誰もが生きがいをもって生活ができるよう、それぞれの障害の特性を理解した上で各種支援に取り組みます。

(4) 生涯にわたる発達の支援

- ・乳幼児期からすべてのライフステージを通じて、障害のある人に対する一貫した切れ目のない支援に取り組みます。
- ・障害のある人が必要とする教育と支援方法を把握し、その内容に沿った包括的な教育の実施に取り組みます。

第4節 心身ともに健康で活力に満ちた社会の実現

1. 現状と課題

- ・本市の死亡統計（平成 22（2010）年）による主な死因として、悪性新生物、心疾患及び脳血管疾患のいわゆる三大生活習慣病が死因全体の約 6 割を占めています。
- ・疾病の予防と早期発見・早期治療の推進のため、乳幼児から高齢者に至るまで、それぞれのライフステージやライフスタイルに応じた健康づくりと各種健康診査・検診の受診率向上への取組が重要な課題となります。
- ・本市の人口 10 万人当たりの一般病床数は 420.3 床（平成 23（2011）年）であり、政令指定都市 19 市中で最も少ない状況にあります。
- ・市民意識調査（平成 23（2011）年）では、「地域医療」に係る市の施策や事業に対する満足度は不満（25.1%）が満足（7.1%）を大きく上回る結果となっています。
- ・人口動態統計によると、本市では自殺死亡者数が平成 19（2007）年から平成 22（2010）年まで死因別死亡順位の第 5 位となっており、特に 15 歳から 44 歳では死因別死亡順位の第 1 位となっています。
- ・社会とのつながりが希薄化する中で、自殺等のリスクとなる社会からの孤立化を防ぐため、家庭や 学校、職場など地域の関係機関・団体等との連携による、きめ細かな対策の推進が必要となります。

2. 目指す方向性

市民一人ひとりが、自ら健康づくりに取り組み、地域社会で支えることで健康寿命の延伸を図り、地域医療体制の充実と生活衛生・食品の安全性の向上に取り組むことで、健康で誰もが安心して長生きすることができる地域社会の実現を目指します。

3. 施策展開

(1) 健康で誰もが安心して長生きすることができる地域社会の実現

- ・多様化・高度化する保健福祉ニーズに対応するため、関係機関の連携体制の強化を図りながら、保健、医療、福祉のサービスを効果的かつ効率的に提供する体制の整備を進めます。
- ・誰もが心豊かに暮らすことができる、ソフト・ハードの両面のバリアフリー化を進めます。

(2) 地域における主体的な健康づくりの推進

- ・地域と共に一人ひとりに取り組む健康づくりを支援・促進し、健康寿命の延伸実現を目指します。
- ・心身ともに健康的な生活ができるよう、市民一人ひとりのライフステージやライフスタイルに応じた健康づくりや食育の取組を支援します。
- ・互いに支え合いながら、かけがえのない命を大切にし、社会とのつながりを保つことができる地域社会の実現に向けて、こころの健康づくりに関する啓発や相談体制等の充実に取り組みます。

(3) 安心して暮らせる地域医療体制の充実

- ・市民の暮らしの安全・安心を確保するため、各医療機関の機能連携と機能分担を明確にししながら、効率的な地域医療体制の充実を図ります。
- ・市民が必要とする医療に関する情報提供サービスや各種相談事業を充実します。

(4) 生活衛生と食品の安全性の向上

- ・衛生的な生活環境の確保に取り組み、また食品関連施設の監視指導や食品検査、市民への情報提供の充実に努め、食の安全確保を図ります。

【健康・福祉の分野】

みなさんも一緒に取り組んでみませんか？

～みんなで創る“さいたま市の未来”～

市と市民・団体・事業者の方々など、多様な主体が力を合わせてまちづくりを推進することが、地域や市全体の魅力につながっていきます。さいたま市の未来を思い描いて、まずは身近なところから取り組んでみませんか？

ここでは、本計画の検討に当たり開催した「市民ワークショップ」でのご意見や、「さいたま市総合振興計画審議会」でのご意見等を踏まえて考えた、身近な取組（例）をいくつかご紹介します。

第1節 子育てしやすい都市の実現

- 子どもと一緒に過ごす時間を大切にするとともに、幼稚園や保育所等の行事、子育てサークルなどに家族や友人を誘って参加する。
- 子どもの安全確保や子育て世帯の孤立防止のため、地域で見守りを行う。また、児童虐待などに気づいたときは、児童相談所等の専門機関へ通報する。
- 事業者は、従業員のワーク・ライフ・バランスの向上、子育て環境の整備など働きやすい環境づくりに努める。

第2節 高齢となっても暮らしやすい都市の実現

- 近所や地域で、高齢者やその家族などへの声掛け、見守り、手助けをする。
- 高齢者は、これまで培ってきた様々な経験・知識・技術等を地域社会に還元することができないか考えてみる。

第3節 誰もが地域の中で自分らしく暮らせる都市の実現

- 障害のある人やその家族が地域で孤立しないよう、障害の特性を理解した上で交流し、助け合いながら生活する。
- 事業者は、障害のある人の雇用と働きやすい環境づくりに努める。

第4節 心身ともに健康で活力に満ちた社会の実現

- 日常生活の改善（手洗いやうがい、咳エチケット、適度な運動、就寝前の飲食を控えること等）から始める。
- 自らの健康に関心を持ち、家族や友人と一緒に、または地域や会社ぐるみで健康づくりに取り組む。
- 定期的に健康診断やがん検診を受診するとともに、かかりつけ医を持つ。

(第3部 分野別計画)

第3章 教育・文化・スポーツの分野

第1節 希望をはぐくむ教育の推進と青少年の健全育成

第2節 生涯を通じた学びの充実とその成果の活用

第3節 健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現

第4節 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造

第1節 希望をはぐくむ教育の推進と青少年の健全育成

1. 現状と課題

- ・本市では平成 19（2007）～24（2012）年度の全国学力・学習状況調査（平成 23（2011）年度は東日本大震災により中止）において、小・中学校ともに教科に関する調査の平均正答率が全国平均を上回っています。また、生活習慣等に関する調査においても「自分にはよいところがあると思う」「家で自分で計画を立てて勉強している」「新聞やテレビのニュースなどに関心がある」等の項目で、全国平均に比べて高い結果となっています。
- ・今後も引き続き、「知」「徳」「体」「コミュニケーション」のバランスのとれた子どもを育成する教育を基本として、厳しい経済社会情勢の中、「希望」をはぐくむ教育を推進するため、諸施策の充実を図る必要があります。
- ・また、市立の学校の校舎や体育館の耐震化は完了しましたが、施設の老朽化対策など、子どもたちが安全に、かつ安心して学ぶことのできる環境づくりをさらに推進する必要があります。
- ・一方、都市化の進展やインターネット・携帯電話の普及など、情報化の進展によって青少年を取り巻く環境が大きく変化し、対人関係の希薄化やコミュニケーション能力の低下、体験不足により青少年の自立の遅れが課題となっているため、青少年の健やかな成長を促す環境の充実を図る必要があります。

2. 目指す方向性

学校・家庭・地域・行政が連携・協力して、厳しい時代背景にあっても、ゆめをもち、希望をはぐくむ教育と、青少年の健全育成を推進します。

3. 施策展開

(1) きめ細かで質の高い教育の推進

- ・基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力等の育成を重視するとともに、教育内容・方法の充実を図り、確かな学力の一層の向上に努めます。
- ・健康の保持増進や体力の向上、そして豊かな人間関係をはぐくむ教育を推進します。
- ・いじめ、不登校、問題行動等の解消を積極的に推進するとともに、障害のある児童生徒や帰国・外国人児童生徒など、教育的支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援や学習環境の充実に取り組みます。
- ・一人ひとりの個性を伸ばす特色ある高等学校づくりを進め、高い志を持ち世界で活躍する人材の育成に取り組みます。
- ・優れた資質能力を備えた魅力ある教員の確保・育成を図るための環境の整備、研修の充実等に取り組みます。

(2) 家庭、地域との連携による教育の推進

- ・学校や教育に関する情報提供の充実を図り、学校・家庭・地域・行政が連携・協力しながら、地域に開かれた信頼される学校づくり、学校安全体制の整備、児童生徒の自主的な学習のサポートなどの取組を推進します。

(3) 安全・安心で豊かな教育環境づくり

- ・学校施設の老朽化対策、バリアフリーや環境への配慮、防災機能の強化等に取り組むとともに、防災教育の充実や安全な学校給食の提供など、児童生徒の安全・安心の確保を図ります。
- ・学校規模の適正化や児童生徒が快適に学校生活を送ることができる教育環境の整備に取り組みます。

(4) 未来を担う青少年の社会参加の推進と健全育成

- ・子どもの成長に関する相談機会の充実、青少年の居場所となる社会参加・学習・スポーツ活動の機会や場の充実、青少年育成に関わる人材の養成や活動の活性化など、青少年の健全育成に取り組みます。

第2節 生涯を通じた学びの充実とその成果の活用

1. 現状と課題

- ・これまで実施してきた市民意識調査によると、「生涯学習の振興／図書館・公民館等の文化的公共施設の充実」に対する市民の満足度は、他の施策に比べて高い結果となっています。
- ・公民館の延べ利用者数はわずかに減少していますが、諸室の利用件数は年々増加しています。また、現代的課題である食育などをテーマとした事業や介護予防などの高齢者支援事業の参加者は増加しています。
- ・図書館については、人口一人当たり換算した市立図書館の蔵書冊数は、政令指定都市の中でも上位にあり、また、市民一人当たりの貸出点数は政令指定都市の中で1位となっています。
- ・今後の高齢化の急激な進行等を踏まえ、生活をより豊かにするため、また、市民の多様化、高度化する学習ニーズに十分に応えていくため、学習環境や機会の充実など、各施策の一層の充実を図っていく必要があります。
- ・生涯学習関連施設の老朽化対策、バリアフリーや環境への配慮等、利用者が安全に、かつ安心して学ぶことのできる環境づくりをさらに推進する必要があります。

2. 目指す方向性

一人ひとりのニーズに応じた様々な学習機会を提供し、幅広い年齢層を対象とした、誰もが生涯にわたって学び、その成果を地域社会に適切に生かすことのできる仕組みづくりを推進します。

3. 施策展開

(1) 学習環境の充実

- ・図書館、公民館、コミュニティ施設、博物館など身近な生涯学習関連施設における老朽化対策、バリアフリーや環境への配慮等に取り組み、利用者の安全・安心の確保を図るとともに、学校や他の公共施設等との連携を進め、地域における多様な学習活動の場を拡充します。
- ・生涯学習に関する積極的な情報発信や相談の充実、社会教育に関わる人材の育成・確保などにより、市民が主体的に学習しやすい環境の充実を図ります。

(2) 講座内容、プログラムの充実

- ・多様化、高度化する市民一人ひとりの学習ニーズに対応するため、様々な学習資料を収集、提供するとともに、図書館、公民館等におけるプログラムの精選・充実、市民、社会教育関連団体、事業者等との連携などにより、特色ある質の高いプログラムや学習機会の提供等に取り組みます。

(3) 学習成果の活用

- ・ボランティア活動や地域活動をはじめ、様々な場において、身に付けた知識や技能の活用を促進するため、意識啓発や仕組みづくりに取り組みます。

第3節 健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現

1. 現状と課題

- ・スポーツは、体力の向上、生活習慣病の予防、精神的な充足感の獲得、青少年の健全な育成等に資するもので、健やかで心豊かな生活を営む上で極めて重要なものです。
- ・本市には、他市にないスポーツ財産・スポーツ文化（スポーツ関連活動を行う人や団体、スポーツ施設、サッカーワールドカップをはじめとした大規模スポーツイベントの開催実績等）があり、これらを活用して、生涯スポーツの振興に取り組んでいます。
- ・市民意識調査等によると、本市におけるスポーツに関するイメージや施策の市民満足度は比較的高く、市民のスポーツ実施率は増加傾向にありますが、多くの市民が運動不足や、気軽にスポーツのできる場所・施設が少ないと感じている、またスポーツ施設の老朽化が進んでいるなど、課題も少なくありません。
- ・このような背景のもと、平成22（2010）年4月に「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を施行し、さらに平成23（2011）年7月には、条例に基づき、スポーツと市の教育、文化、環境、経済、福祉、都市計画等の広範な分野において、市民、スポーツ関連団体、事業者、行政など各主体が連携を図るための方向性を定めた「さいたま市スポーツ振興まちづくり計画」を策定して、健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現を目指しています。

2. 目指す方向性

「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに関わることができる機会を増やすとともに、まちづくりの広範な分野において、市民、スポーツ関連団体、事業者、行政など各主体が連携を強化することにより、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用した総合的なまちづくりを推進します。

3. 施策展開

(1) 生涯スポーツの振興

- ・市民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、生涯にわたって継続的にスポーツに親しむことのできるよう、スポーツイベントや各種教室の開催、指導者の育成、情報発信の充実等に取り組みます。

(2) スポーツ・レクリエーション環境の充実

- ・多目的広場の整備、学校の体育施設の開放等を推進することにより、多くの市民がいつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる場や機会を提供するとともに、スポーツを通じた地域コミュニティの形成や醸成を図ります。
- ・スポーツ施設等について、より効率的かつ効果的で、誰もが利用しやすくなるよう運営や設備等の改善を図ります。

(3) スポーツを活用した総合的なまちづくり

- ・「する」「みる」「ささえる」「まなぶ」というスポーツ活動と、まちづくりの広範な分野において、市民、スポーツ関連団体、事業者、行政など各主体が連携し、スポーツを活用した総合的なまちづくりを推進します。
- ・サッカーを核として、様々なスポーツを活用したまちづくりを推進するとともに、市内外へ「スポーツのまち さいたま」の発信に取り組みます。
- ・スポーツコミッションとの連携により、地域経済活性化に寄与する国際スポーツ大会や大規模大会の招致、青少年の健全育成に資する市民参加型のスポーツイベント等の開催を推進します。

第4節 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造

1. 現状と課題

- ・本市には、数多くの文化財や遺跡等が存在し、また、盆栽、漫画、人形、鉄道文化など、多様な歴史と文化があります。これら貴重な歴史文化資源を将来にわたり保存・継承するとともに、都市づくりに活用していく必要があります。
- ・これまで本市では、新しい都市としてアイデンティティーの確立を目指し、歴史と風土にはぐくまれた独自の伝統文化と、市民によって創り出される文化との融合による「さいたま文化」の創造に努め、各種施策を推進してきましたが、文化都市としてのイメージはそれほど強くない現状にあります。
- ・このような背景のもとで本市は、平成24(2012)年4月に「さいたま市文化芸術都市創造条例」を施行しています。本条例においては、市民等が主体となる文化芸術の振興と、古くから培われてきた文化芸術の持つ伝統と新しい文化芸術の持つ創造性により、本市の経済や教育、都市計画等の様々な分野に影響を与え、地域の活性化を図り、新たな都市としての魅力を高めることが必要であるとして、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を目指すことを定めています。

2. 目指す方向性

多様な歴史文化資源や文化芸術を活用した総合的なまちづくりを推進し、さいたま市らしさにあふれた「さいたま文化」の創造・継承と発信を目指します。

3. 施策展開

(1) 文化財等の保存・継承

- ・地域に伝わる伝統行事や郷土芸能、史跡や埋蔵文化財、古文書、城下町や宿場町などの面影を残す環境や古民家など生活や産業に関わる歴史的な資産を文化財に指定するなど、その保存・継承とともに、市の変遷を示す資料などの収集・整理・記録に取り組みます。

(2) 文化芸術活動の促進

- ・関係団体等との連携を図りながら、多様な文化芸術を鑑賞する機会や文化芸術活動に参加する機会の充実に取り組むとともに、文化芸術活動を行う者及びこれに関わる人材の育成や交流機会の提供をはじめ文化芸術活動を促進するための支援、文化芸術に関する教育の充実などに取り組みます。
- ・多くの人々が興味や関心を持つような、親しみやすく新しい魅力を持った文化芸術活動の展開に取り組みます。

(3) 文化芸術活動の環境の充実

- ・文化芸術活動の場となる施設の機能を充実したり、文化芸術に関する情報を収集し、分かりやすく発信するなど、子どもから高齢者まで広く文化芸術に親しみ、多様な文化芸術活動を促進するための環境の充実に取り組みます。

(4) 歴史文化資源や文化芸術を活用したまちづくり

- ・盆栽、漫画、人形、鉄道文化など本市にある多様な歴史と文化芸術を基盤に、新たな魅力の創造と市内外への積極的な発信に取り組みます。
- ・学校教育や生涯学習、観光、経済をはじめ幅広い分野との連携を進め、子どもの感性の向上、生活の充実、国内外との交流、地域経済の活性化を図るなど、歴史文化資源や文化芸術を活用したまちづくりを推進します。

【教育・文化・スポーツの分野】
みなさんも一緒に取り組んでみませんか？
～みんなで創る“さいたま市の未来”～

市と市民・団体・事業者の方々など、多様な主体が力を合わせてまちづくりを推進することが、地域や市全体の魅力につながっていきます。さいたま市の未来を思い描いて、まずは身近なところから取り組んでみませんか？

ここでは、本計画の検討に当たり開催した「市民ワークショップ」でのご意見や、「さいたま市総合振興計画審議会」でのご意見等を踏まえて考えた、身近な取組（例）をいくつかご紹介します。

第1節 希望をはぐくむ教育の推進と青少年の健全育成

- 子どもの将来の夢や家庭での教育について話し合うなど、家族でコミュニケーションを図る。
- 学校行事などに家族や友人を誘って参加し、地域や学校との連携を強める。
- 「子どもひなん所 110 番の家」や防犯ボランティアに参加するなど、地域で子どもたちの安全を見守る。

第2節 生涯を通じた学びの充実とその成果の活用

第3節 健康で活力ある「スポーツのまち さいたま」の実現

第4節 生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の創造

- 地域で開催されている各種講座、地域の伝統行事、スポーツや文化芸術に関する活動などに家族や友人を誘って参加する。
- これまでの経験や生涯学習などで得た知識や技能を地域のために生かすことができないか考えてみる。
- 事業者や大学、市民（地域）団体等は、生涯学習の講座、スポーツや文化芸術に関するイベントの開催など、学びの機会を地域に提供するよう心掛ける。

(第3部 分野別計画)

第4章 都市基盤・交通の分野

第1節 低炭素で質の高い生活環境を提供する市街地の形成

第2節 にぎわいや交流を創出する魅力的な都心・副都心の形成

第3節 暮らしや交流、活力を支える交通体系の構築

第1節 低炭素で質の高い生活環境を提供する市街地の形成

1. 現状と課題

- ・本市では、これまで少子高齢化、人口減少、環境問題など、市街地を取り巻く社会経済状況の変化に対応するため、既存の市街地の再構築・再生、環境負荷の低減など「質」を重視した持続可能なまちづくりへの転換を目指し、取り組んできました。
- ・今後も引き続き、将来的な人口構造の変化や各地区の特性・ニーズを踏まえた市街地の質的な改善に向けた取組を進める必要があります。
- ・都市公園の整備については、市街地の拡大に併せて進めてきましたが、人口増加の速さに整備が追い付いていない状況にあり、身近な公園が不足している市街地において、整備を推進するとともに、緑の保全・整備や緑化の推進に向けた市民や事業者の主体的な取組への支援を強化する必要があります。
- ・生活道路の整備については、消防・救急などの緊急活動の妨げとなる狭隘道路、路面排水の悪い道路や舗装の老朽化など様々な問題を抱えています。このため、生活道路の整備に対する市民要望は多く、今後も要望件数の増大が見込まれることから、早期整備を図る必要があります。
- ・近年、環境・健康志向から自転車利用に対するニーズが高まっている一方で、事故の危険性や自転車駐車場の不足、違法駐輪による歩行空間の圧迫や景観の悪化などの課題も生じており、自転車利用環境の向上を図る必要があります。

2. 目指す方向性

地域の均衡ある発展のため、市街地の再生に取り組み、都市機能の集積・再配置を図るとともに、環境との調和を保ちながら、質の高い生活環境を提供する市街地の形成を目指します。

3. 施策展開

(1) コンパクトで質の高い市街地の形成

- ・ユニバーサルデザインや環境負荷の軽減に配慮しながら、既成市街地内における低・未利用地の有効利用を促進するとともに、各地区の位置付けや特性を踏まえた都市機能の集積及び良好な住環境の創出に取り組みます。
- ・市民の主体的な活動を支援するとともに、民間事業者などとの連携を図り、多様な主体の参加と合意形成のもとに、都市づくりを進めます。
- ・都市基盤整備の必要性の高い地区では、計画的に市街地の形成を図るとともに、都市計画決定後、長期にわたり事業化されていない地区では事業の必要性や実現性等の検証を行い、必要に応じて都市計画の見直しを行います。

(2) 市街地内の緑の空間づくり

- ・市街地における公共空間の緑化や市民・事業者などによる主体的な取組への支援を推進するとともに、市民と協働により緑を創り育て、潤いのある都市空間の形成を図ります。
- ・地域特性や市民ニーズを踏まえた特徴ある公園の整備を進めるとともに、市民や地域が参加する管理運営の促進に取り組みます。

(3) 生活道路の整備

- ・安全で快適な生活空間を確保するため、地域住民のニーズに応じた生活道路の整備を進めます。
- ・4mに満たない幅員の狭小な道路については、地域住民と協力しながら改善を進めます。
- ・住宅地区内で通過交通の少ない道路については、周辺の状況や市民の意向を考慮しながら、通行規制などを通じて、歩車共存道路としての整備を進めます。

(4) 自転車利用環境の向上

- ・道路幅員や自動車・自転車交通量の状況等を考慮しながら、自転車走行空間の確保を図るために、自転車ネットワーク計画を策定し、計画的な整備を進め、自転車走行環境の向上を図ります。
- ・自転車駐車場の整備やコミュニティサイクルの導入を進めることで、放置自転車の削減を図り、歩行者と自転車が、ともに安全・快適に利用できる環境づくりを進めます。

(5) ICTを活用した利便性の向上

- ・高齢者や障害者を含めたすべての市民の情報活用能力の向上を促進するとともに、各地域や分野において、様々な活動を行う市民団体による情報発信の支援などに取り組みます。

第2節 にぎわいや交流を創出する魅力的な都心・副都心の形成

1. 現状と課題

- ・今後、人口減少・高齢化の進展が予測される中、都市機能が無秩序に薄く拡散すれば、高齢者の利便性の低下や都市の維持管理コストの上昇など様々な問題が生じる恐れがあります。
- ・このため、都市機能の集約化を図るとともに、地域特性を踏まえながら、にぎわいと交流を有する魅力的な都市空間の形成に取り組むことが必要です。
- ・大宮駅周辺地区は、様々な都市機能が集積する高いポテンシャルを持つ地域ですが、慢性的な交通渋滞の発生や基盤整備の遅れなどの問題を抱えており、地元、事業者、行政の協働により、政令指定都市にふさわしい都心地区としての再構築に向けて、積極的に推進する必要があります。
- ・さいたま新都心周辺地区は、これまでに都市基盤が整備され、国の広域行政機能をはじめとした様々な都市機能が集積しているものの、さらなる防災機能の強化やにぎわいあふれる都市空間の形成に向けて、オープンスペースを確保するとともに、回遊性を創出する必要があります。
- ・浦和駅周辺地区は、市街地再開発などの市街地の再構築が進行中であり、商業・業務機能、文化機能、交流機能、都心居住機能などの誘導を図り、にぎわいや回遊性を高める拠点として整備を推進する必要があります。

2. 目指す方向性

「都心」においては、多様で高次の都市機能の充実・強化を図り、必要に応じて、規制誘導手法を活用して、良好な住環境や都市景観を形成し、「副都心」では、都心を補完し、都市活動を備える地区の育成を目指します。

3. 施策展開

(1) 都市基盤整備の推進

- ・2つの都心（大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区及び浦和駅周辺地区）と4つの副都心（日進・宮原地区、武蔵浦和地区、美園地区、岩槻駅周辺地区）において、拠点としてのそれぞれの位置付けにふさわしい都市基盤の整備を計画的に推進します。

(2) 多様で高次な都市機能の集積

- ・都心においては、規制誘導手法を必要に応じて活用しながら、都市機能の更新と土地の高度利用・複合利用を推進することにより、多様で高次な都市機能を集積し、副都心においては、それぞれの地域特性に応じた都市機能の集積を図ります。
- ・都市機能の集積による利便性の高い良質な居住空間の創出を図ります。

(3) 都心・副都心における機能分担のある相互連携

- ・2つの都心は機能分担を図りながら、一体的な都心エリアとして機能集積を進めるとともに、4つの副都心は都心及び副都心と相互に連携しながら、その機能補完や各地区の特性を最大限活用した多様な魅力を創出する拠点として育成します。

第3節 暮らしや交流、活力を支える交通体系の構築

1. 現状と課題

- ・本市は、鉄道 14 路線 33 駅を抱えており、なかでも東北・上越新幹線をはじめ、JR・私鉄各線が集結する大宮駅は、北関東の交通の要衝であるとともに、全国でも有数の一大交通拠点となっています。また、国道 16 号や国道 17 号新大宮バイパス、東京外郭環状道路、首都高速道路、東北自動車道などの幹線道路網も充実しています。
- ・しかしながら、鉄道を中心に通勤・通学時間帯では混雑が激しく、また、主要幹線道路や鉄道駅周辺で交通混雑が発生し、バスは定時性・速達性の低下などが生じており、交通網の強化や利便性の向上を図る必要があります。
- ・その一方で、今後さらに財政を取り巻く環境が厳しさを増すことが懸念される中、必要な道路整備を着実に進めるためには、必要な道路を厳選し、効果の高いものから優先的に整備するなど、財政規模と連動した計画・整備を進める必要があります。
- ・また、高齢社会の進展や環境問題への意識の高まりなど、社会情勢が変わりつつある中で交通弱者の移動手段の確保、環境負荷の削減等を念頭に、公共交通はこれまで以上に重要な役割を果たすとともに、過度な自動車利用から公共交通や自転車・徒歩への利用転換を促進する必要があります。

2. 目指す方向性

広域的な交流を支え、市内主要拠点間の連携を強化する交通ネットワークを充実させるとともに、誰もが使いやすく、環境負荷が少ない公共交通優先の交通体系を確立し、今後も持続的に都市活力を生み出し、多くの人が集まる交流拠点都市を目指します。

3. 施策展開

(1) 公共交通ネットワークの充実

- ・軌道系交通網の強化に向けて、地下鉄7号線の延伸促進に取り組むとともに、LRT等を含む新交通システムの導入研究や市内各鉄道の利便性向上を図ります。
- ・バス交通については、ノンステップバスの導入・普及を促進するなど利便性を高めるとともに、コミュニティバス等の地域公共交通を推進します。
- ・駅前広場やバスターミナル、自転車駐車場の整備等により、鉄道駅周辺の交通結節機能の充実・強化を図るとともに、鉄道駅やその周辺におけるバリアフリー化を促進します。

(2) 幹線道路ネットワークの充実

- ・幹線的な道路の整備を進め、都市活動を効果的に支えることが可能な南北軸と東西軸からなるネットワークを形成します。
- ・交通渋滞解消や交通安全の向上のため、交差点の改良、踏切の拡幅等を計画的に進めるとともに、歩道の設置、植栽による道路の緑化、無電柱化など、道路環境の向上を図ります。
- ・今後の社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、都市計画道路の定期的な見直しを行うとともに、効率的かつ効果的に道路整備を推進します。

(3) 交通施策の戦略的推進

- ・都市活動を支える利用しやすい移動環境を確保し、コンパクトなまちの形成を図るため、市民をはじめ、交通事業者、関係行政機関と相互に連携し、交通に関する課題や目標を共有しながら、ハード・ソフトの両面からなる交通施策を総合的かつ戦略的に推進します。
- ・地下鉄7号線の延伸については、浦和美園～岩槻地域の成長・発展を進め、鉄道事業のプロジェクトの評価を確認しつつ推進します。

【都市基盤・交通の分野】

みなさんも一緒に取り組んでみませんか？

～みんなで創る“さいたま市の未来”～

市と市民・団体・事業者の方々など、多様な主体が力を合わせてまちづくりを推進することが、地域や市全体の魅力につながっていきます。さいたま市の未来を思い描いて、まずは身近なところから取り組んでみませんか？

ここでは、本計画の検討に当たり開催した「市民ワークショップ」でのご意見や、「さいたま市総合振興計画審議会」でのご意見等を踏まえて考えた、身近な取組（例）をいくつかご紹介します。

第1節 低炭素で質の高い生活環境を提供する市街地の形成

第2節 にぎわいや交流を創出する魅力的な都心・副都心の形成

- 自分たちのまちに関心を持ち、地域のまちづくり活動に参加する。
- 住宅・建物の壁面、屋上等の緑化に努めるとともに、地域での花壇活動などに家族や友人と共に参加する。
- 都心・副都心で行われるイベントに家族や友人を誘って出掛ける。
- 事業者は、開発などを行う際には近隣の生活環境に配慮し、近隣住民との合意形成に努める。

第3節 暮らしや交流、活力を支える交通体系の構築

- 安全で快適な自転車利用のため、自転車利用に関するルール・マナーを守るとともに、駅前等に自転車を放置しない。
- 過度な自動車利用を控え、電車やバスなどの公共交通機関を利用する。

(第3部 分野別計画)

第5章 産業・経済の分野

第1節 活力ある地域産業を育てる環境の整備

第2節 さいたま市の特性を生かした新たな産業の創造

第3節 地域経済を支える人材の育成と就労支援

第1節 活力ある地域産業を育てる環境の整備

1. 現状と課題

- ・日本経済は、少子高齢化・人口減少などの景気のマイナス要因に直面しているほか、新興国の台頭をはじめとする外的要因や今後のエネルギー政策の動向など、先行きが見通せない状況にあります。このような中、地域の雇用や経済を支える中小企業者の経営基盤強化に向けた意欲的な取組を支援する必要性が一層高まっています。
- ・本市の商業に関しては、大型店の店舗数及び店舗面積が増加する一方で、商店会とその会員数は減少傾向にあります。個店の魅力向上を図るとともに、地域資源と連携することで、来街者を呼び込み、市内消費の拡大につながる取組など、従来の枠組みにとられない支援策が求められています。また、商店街は、従来からの商業機能に加え、地域コミュニティの拠点としての機能を有していることから、地域コミュニティの核としてにぎわいを創出する各種イベントの開催や地域の課題等に対応した事業に取り組む商店会に対し、積極的な支援を行っていく必要もあります。
- ・本市の農業に関しては、全国的な傾向と同様に、農家人口の減少や従事者の高齢化、後継者の不足、農地の減少が進み、依然として厳しい状況にあります。食の安全・安心の確保、災害時の避難場所や延焼遮断などの防災機能、農業体験等を通じた市民相互及び農業者とのコミュニケーションの形成など、農業・農地が果たしている多面的役割が、将来にわたり持続的に発揮されるよう、地域ぐるみで農業を守り支えていく必要があります。また、より多くの市民が安心して地元の農産物を購入できるよう、地産地消の拡大に向けた総合的な取組を進める必要があります。

2. 目指す方向性

地域産業の足腰を強化するための基盤づくりと活性化に取り組みます。

3. 施策展開

(1) 中小企業者・創業者の経営基盤の強化

- ・経済関係団体や支援機関、金融機関との連携により経営支援体制を整備するとともに、制度融資をはじめとする各種支援の着実な実施により、地域経済を支える中小企業者や創業者の経営基盤の強化を図ります。
- ・創業の活性化に向けた環境づくりを進めるとともに、既存企業の新事業展開、技術力の強化、販路拡大、新製品の開発などに対する支援に取り組みます。

(2) 商業の活性化によるにぎわいづくり

- ・商業・業務機能の再編・整備や集客機能の向上により、都心や副都心における商業地区の魅力向上や活性化を図るとともに、それぞれの地域特性に応じて、商業機能の向上を図ります。
- ・商店街（会）の環境整備やまちの特色を創出する事業への支援など、商業の活性化によるにぎわいづくりを推進します。

(3) 都市農業の振興

- ・計画的な土地利用の推進や生産基盤の整備、遊休農地の解消などにより、優良農地の確保と有効利用に努めるとともに、市民農園の整備など、市民が農業にふれあう機会の拡大を図ります。
- ・認定農業者や就農希望者への支援などにより、意欲ある担い手の確保・育成を進めるほか、農業経営安定化に向けた支援に取り組みます。
- ・地産地消の推進に向け、新鮮さや安全性に優れた農産物の生産とそのブランド化を進めます。

(4) 地域と共生する事業活動の支援

- ・企業による CSR 活動の推進に向けた取組への支援や、コミュニティビジネス等の地域課題解決を目指す取組の事業化支援など、地域と共生する事業活動の支援を推進します。

第2節 さいたま市の特性を生かした新たな産業の創造

1. 現状と課題

- ・経済の急速なグローバル化の進展に伴い、本市の特性を生かしながら、市内企業の海外での販路開拓や事業機会の創出などを積極的に支援し、経済活動のさらなる国際化を推進する必要があります。
- ・本市は、首都圏の中心に位置し、東日本の交通の要衝という地理的優位性に加え、「光学機械器具・レンズ製造業」の製造品出荷額が政令指定都市の中で第1位であるなど、高度な基盤技術を有するものづくり企業が集積し、新産業・新市場にも結び付くポテンシャルに恵まれています。
- ・地域経済活力の維持・増進を図るため、本市の強みである技術力の高い中小企業の競争力の一層の強化や、環境や医療など、次世代を担う新産業分野への進出支援などを通じ、激化する企業間競争を勝ち抜く企業の育成が求められています。
- ・また、本市の地理的優位性を生かし、研究開発型企業をはじめとした国内外の優良企業の本社・研究開発機能の誘致を引き続き進め、新たな産業集積拠点を創出する必要があります。
- ・さらに、本市は、サッカーをはじめとするスポーツ資源、盆栽や人形をはじめとする文化資源など、多彩な地域資源を有していることから、その様々な地域資源の魅力を高め、活用していくことで、地域経済の活性化や交流機会の増加、さらには本市のブランド力向上につなげていくことが求められます。

2. 目指す方向性

本市の特性を生かし、経済のグローバル化に対応できる産業競争力の強化とともに、ブランド力の強化などによる地域産業の付加価値の創出に積極的に取り組み、新たな産業の創造につなげます。

3. 施策展開

(1) さいたま市の強みを生かしたものづくり産業の競争力強化

- ・ 高度な基盤技術を有するものづくり企業の集積という本市の強みを生かし、産学官連携などによる戦略的な研究・技術開発支援、技術提携や市場開拓などの海外展開支援を通じ、ものづくり産業の競争力強化を図ります。

(2) 成長分野におけるイノベーションの創出支援

- ・ 環境・エネルギー分野の関連産業、医療・介護分野の関連産業、クリエイティブ産業など、成長分野におけるイノベーションの創出を支援します。

(3) さいたま市の優位性を生かした企業立地・集積の促進

- ・ さいたま市の持つ地理的優位性や、豊富な人材、研究開発型企業の集積という強みに加え、継続した企業活動を可能とする災害に強い事業環境など、様々な特性を生かし、また、本市のポテンシャルを高めるプロジェクトと連携しながら、企業の立地を促進します。

(4) 地域資源などの魅力を生かした観光の振興

- ・ スポーツや文化、伝統行事や伝統産業、豊かな自然環境や特色ある農業など、本市の多様な地域資源と魅力を生かし、「さいたま市ブランド」の育成を図るとともに、市内外から人が集まり、交流とにぎわいを創出する取組を推進します。
- ・ 市外からの来訪者の増加を図るとともに、本市の魅力に対する市民の関心を高めるため、シティセールスを積極的に推進します。

第3節 地域経済を支える人材の育成と就労支援

1. 現状と課題

- ・長期的な生産年齢人口の減少が予測される中で、特に市内の中小企業においては、優秀な人材の確保・定着・育成による労働生産性の向上を図ることが必要となっています。
- ・また、市内企業においては、グローバル経済への対応、新事業・成長分野への参入に向けて、将来予測される厳しい経営環境を乗り越えられる優秀な人材の育成が求められることから、市内産業・企業のニーズに応じた産業人材育成等の支援に取り組む必要があります。
- ・一方、本市における雇用情勢は、全国的な景気低迷などを背景として、依然として厳しい状況が続いています。若者の完全失業率は、他の年齢層と比較して高い数値になっており、また、市内の子育て期の女性の労働力率は、全国、埼玉県を下回り、出産や子育てが女性の仕事を中断させる一因となっていると考えられます。
- ・本市の厳しい雇用情勢は求職者と求人者の間の職業、スキル、職業意識等の様々な観点からの雇用ミスマッチが一端となっていることから、ミスマッチの解消に向け、市内企業・事業所における求人ニーズや情報の的確な把握とともに、求職者の就労意向・能力に応じたきめ細かな就労支援サービスの提供が求められます。
- ・また、市内には、ハローワークやヤングキャリアセンター埼玉など、国・県の就労関連施設が数多く立地しており、就労支援に関して比較的恵まれた環境にあることから、国や県、そして市内企業や地元産業界とも連携を図りながら、就労支援体制を拡充・強化することが必要です。
- ・さらに、働きたい市民のライフサイクルに応じ、多様なニーズに合わせて、子育て環境なども含めた幅広い、魅力ある就労環境を整備することが重要です。

2. 目指す方向性

学校教育とキャリア教育の連携を図り、地域経済を支える人材の育成、多様な就業機会の創出など、産業活動の活性化に必要な環境づくりを進めます。

3. 施策展開

(1) 地域経済を支える多様な産業人材の育成と活用

- ・将来、社会に出て産業・企業活動を担う子どもたちをはじめ、幅広い世代を対象に、あらゆる機会を通じて職業意識・就労意識の醸成、職業に関する知識や技能の習得・向上などを図るとともに、高い専門性や技術を持った人材と中小企業や起業家を結ぶ仕組みづくりなどにより、地域経済を支える多様な産業人材の育成と活用を推進します。

(2) 就労支援の充実

- ・若者から高齢者まで、求職者の多様なニーズに応じたきめ細かな就職支援やサービス・情報の提供等を行うとともに、国・県などの関係機関と連携しながら就業機会の確保を図るなど、働きたい人への就労支援の充実を図ります。

(3) 魅力ある就労環境の整備

- ・誰もが働きやすい就業環境の実現に向けて、市内企業・事業所における環境の改善・向上や勤労者福祉の充実を支援するとともに、子育て環境を含めた幅広い就労環境の整備を推進します。

【産業・経済の分野】

みなさんも一緒に取り組んでみませんか？

～みんなで創る“さいたま市の未来”～

市と市民・団体・事業者の方々など、多様な主体が力を合わせてまちづくりを推進することが、地域や市全体の魅力につながっていきます。さいたま市の未来を思い描いて、まずは身近なところから取り組んでみませんか？

ここでは、本計画の検討に当たり開催した「市民ワークショップ」でのご意見や、「さいたま市総合振興計画審議会」でのご意見等を踏まえて考えた、身近な取組（例）をいくつかご紹介します。

第1節 活力ある地域産業を育てる環境の整備

第2節 さいたま市の特性を生かした新たな産業の創造

- 買物は、地元の商店街・農産物直売所などで、地場産品・製造品を購入するよう心掛ける。
- 地元のイベントや、10区それぞれの特色や魅力を探しに家族や友人を誘って出掛ける。
- 鉄道博物館や大宮盆栽美術館、岩槻の人形、サッカーなど、さいたま市の魅力を友人や知人に話してみる。
- 事業者は、地域において社会的責任に配慮しつつ事業活動を行う。

第3節 地域経済を支える人材の育成と就労支援

- 子育てなど、お互いの事情を考慮し、協力して仕事をする。
- 事業者は、地元での採用や人材の育成、社員の誰もが働きやすい環境づくりに努める。

(第3部 分野別計画)

第6章 安全・生活基盤の分野

第1節 災害に強い都市の構築

第2節 交通事故や犯罪の少ない生活環境の形成

第3節 安全・安心な生活基盤づくり

第1節 災害に強い都市の構築

1. 現状と課題

- ・東日本大震災は、東北地方沿岸部の都市に壊滅的な打撃をもたらし、多くの犠牲者を出すとともに、がれき処理の問題や原発事故など、日本全体を揺るがす大きな爪跡を残しました。
- ・一方で、災害に対する日頃からの備えの重要性や、人と人のつながり、他人を思いやることの大切さが再認識されるなど、日常生活の営みに関する意識や価値観は大きく変化しました。
- ・そのような中、今後発生が予想される首都直下地震、相模トラフ沿いで発生するプレート間地震など、首都圏近郊を震源とする震度6以上の地震への対策や、河川の氾濫、近年増加傾向にあるゲリラ豪雨などの水害等の対策に、早急に取り組むことが課題となっています。
- ・災害に強い都市をつくるためには、建造物の耐震化支援や治水対策、災害時における被害の拡大阻止や被災者救助など、いわゆる「公助」の取組が必要であると同時に、自らの生命は自らが守る「自助」、地域での助け合いにより自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の対応力を高めることも重要な課題となっています。
- ・都市化による建物の高層化や高齢社会などの社会情勢の変化に伴い、大規模化、複雑多様化する火災・救急に対応できる強靱な消防体制づくりが課題となっています。

2. 目指す方向性

市民の生命と財産を守るため、災害に強い都市づくりを進めるとともに、市民活動と連携しながら消防・防災体制の充実を図ります。

3. 施策展開

(1) 災害に強い都市基盤整備

- ・都市・生活インフラや住宅など建築物の耐震性の確保、緊急輸送道路の確保など、地区の特性に応じた災害に強い都市づくりを総合的かつ計画的に推進します。
- ・河川の改修・調節池などの整備を促進し、治水安全度の向上を図るとともに、雨水貯留浸透施設の設置、透水舗装の促進など雨水流出量の抑制を行うことにより、都市型水害にも対応できる総合的な治水対策を推進します。

(2) 地域と共に進める災害対策

- ・防災に関する周知・教育活動の推進や、地域の防災訓練の実施等を通じて、市民の防災意識の啓発を図ります。
- ・地域の防災施設・設備の拡充、災害に関する正確な情報を収集・提供するための体制づくり、地域と連携した災害時要援護者への支援、自主防災組織や地域防災活動を担う人材の育成・活用など、地域における災害対策の充実強化を推進します。
- ・行政・関係機関・地域・事業者が連携し、帰宅困難者への対応、非常時物資の確保、従業員の安全確保を行うなど、社会全体として防災・減災に向けた対策を推進します。

(3) 消防体制の充実強化

- ・大規模化、複雑多様化する災害に対応するため、消防署所、車両、人員等の消防力を計画的に整備するとともに、職員等への教育や訓練の充実により消防活動能力の向上を図ります。
- ・市民・事業者の防災意識の高揚を図り、火災の予防や災害による被害の軽減を図ります。
- ・応急手当実施率の向上を図るために、市民の応急手当の知識と技術の習得を促進します。

第2節 交通事故や犯罪の少ない生活環境の形成

1. 現状と課題

- ・平成 23（2011）年の交通事故発生件数は前年の調査に比べ減少しているものの、65 歳以上の高齢者人口の増加とともに、県内では平成 7（1995）年以降連続で高齢者が交通事故死傷者の最多年層を記録しています。本市における交通事故は、高齢者の事故のほか、自転車の事故も多く、交通安全に関する普及啓発活動を推進していくとともに、生活に密着した交通安全対策を強化する必要があります。
- ・本市の刑法犯認知件数は、自治会や PTA 等の地域団体による自主的な防犯パトロールや子どもの見守り活動が活発になったこともあり、平成 16（2004）年をピークに減少に転じています。しかし、本市の特徴として、刑法犯認知件数の中で多くを占める自転車盗や、身近な脅威となるひったくりや侵入窃盗など、市民生活に身近なところで発生する犯罪が多いため、これらの対策をより強化していくことが重要です。
- ・また、若者や高齢者を対象とした消費者トラブルは依然として増加しており、内容も多様化・複雑化が進んでいるため、被害の未然防止・解決に向けた迅速かつ適切な取組が必要です。

2. 目指す方向性

交通事故や犯罪のない都市、高齢者や子ども、障害のある人をはじめ、すべての市民が安全に暮らせる都市を目指します。

3. 施策展開

(1) 交通事故の防止

- ・事故の発生地点に重点を置いた道路照明灯やカーブミラー等の交通安全設備の整備・充実、交差点の改良、歩道の整備など、交通事故の防止に向けた道路環境整備を推進します。
- ・横断歩道の敷設や信号機の設置等の地域要望を的確に捉え、警察等関係機関と連携して交通安全環境の改善に取り組みます。
- ・交通事故に遭いやすい幼児や児童生徒、高齢者を中心に、各世代に応じた自転車の安全利用を含む交通教育を推進するなど、市民に広く交通安全意識の普及・啓発を図り、正しい交通ルールの遵守やマナーの習得を促進し、交通事故の未然防止につなげます。

(2) 地域と連携した防犯の推進

- ・街路灯の設置・充実や、街なかの死角を減少させるなど、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、市民の身近な場所で発生する犯罪や、繁華街などで発生する犯罪の防止・抑制を図ります。
- ・防犯に関する広報を充実し市民の防犯意識を向上させ、自主防犯活動団体の育成支援により地域におけるパトロール活動を活性化させるとともに、暴力排除を推進するなど、住民と共に地域の安全の確保に取り組みます。

(3) 安全な消費生活の確保

- ・消費者トラブルに関する最新情報や知識を分かりやすく迅速に市民に発信・啓発することで、市民の注意を喚起し被害の未然防止を図ります。
- ・消費者トラブルに遭遇した際の相談窓口の周知と相談体制を強化し、被害の拡大防止を図るとともに、警察等関係機関とも連携して被害者の救済に努めるなど、安全・安心な消費生活の確保に取り組みます。

第3節 安全・安心な生活基盤づくり

1. 現状と課題

- ・本市の水道給水量は、節水意識の定着、節水型機器の普及などにより平成 18（2006）年度以降減少傾向にあります。また、水需要の伸び悩みから料金収入の増加が期待できない一方で、高度経済成長期に集中的に整備された水道施設の老朽化が進み、その維持管理や更新・耐震化に必要なコストの増大が見込まれています。
- ・市民の暮らしや都市活動を支える極めて重要なライフラインとして、利用者にいつでも信頼される水道を維持し続けるためには、従来にも増して計画的かつ効率的な事業経営を推進することが求められています。
- ・本市の下水道普及率は、平成 23（2011）年度現在 89.0%まで上昇していますが、今後も市民の生活環境や公共用水域の水質の保全のため、公共下水道の整備や設備の更新・耐震化をより一層推進する必要があります。
- ・また、世帯規模の縮小に伴い 1 件当たりの汚水排水量は減少し、接続戸数の増加のわりに需要は鈍化するなど、下水道の料金収入は伸び悩むことが見込まれることなどから、効率的な経営改革に向けた取組の強化が課題となっています。
- ・住宅については、ニーズの多様化や住宅セーフティーネット再構築の重要性が高まるなど、社会情勢の変化に的確に対応することが求められています。また、市営住宅については、厳しい財政状況が見込まれる中で、供給量の増加を図ることが難しく、一方で老朽化が進んでいるため、その対策が課題となっています。

2. 目指す方向性

水の安定的な供給、下水道の普及など、市民生活を支える基盤整備を進め、住みたい・住み続けたいまちを目指します。

3. 施策展開

(1) 安全な水の安定供給

- ・安全かつ安定的な水の供給のため、老朽水道施設の計画的な更新、整備を進めるとともに、耐震化を進めるなど、災害に強い水道を構築します。
- ・民間的経営手法の導入や職員の技術力向上を図るなど、効率的な事業運営に努め、健全な経営を推進します。

(2) 安全な都市（まち）をつくる下水道整備

- ・市内の下水道の普及をさらに推進するとともに、下水道処理水の水質改善、設備の更新や耐震化、近年増加しているゲリラ豪雨対策等の雨水・浸水対策を充実させるなど、安全・安心な都市の実現に向けた取組を推進します。
- ・将来にわたって信頼性の高い下水道を維持するため、施設の延命化や経費回収率の改善、経費の節減など経営の健全化に取り組みます。

(3) 住生活の充実

- ・子育て世帯や高齢者向けの良質な住宅の確保、耐震化やバリアフリー化への支援など、社会変化に対応した住宅を充実させるとともに、良質な住環境の形成を促進します。
- ・住宅の確保が困難な市民に対して、公的賃貸住宅のほか、民間賃貸住宅の活用促進など、居住の安定の確保に取り組みます。
- ・市営住宅については、老朽化した住宅の建替え、修繕等を計画的に推進するとともに入居者の収入が基準を超えた場合の対策を徹底するなど、入居機会の公平性の確保に引き続き取り組みます。

【安全・生活基盤の分野】

みなさんも一緒に取り組んでみませんか？

～みんなで創る“さいたま市の未来”～

市と市民・団体・事業者の方々など、多様な主体が力を合わせてまちづくりを推進することが、地域や市全体の魅力につながっていきます。さいたま市の未来を思い描いて、まずは身近なところから取り組んでみませんか？

ここでは、本計画の検討に当たり開催した「市民ワークショップ」でのご意見や、「さいたま市総合振興計画審議会」でのご意見等を踏まえて考えた、身近な取組（例）をいくつかご紹介します。

第1節 災害に強い都市の構築

- 家族で防災に関するパンフレットなどを読んで、災害時の避難場所、経路、緊急連絡先等を確認し、防災グッズを備えておく。
- 家族や近所の人たちと地域の防災訓練に積極的に参加する。
- 日頃から火事を起こさないよう心掛け、放火されない環境をつくとともに、住宅等に火災警報器や消火器を備え、消火器の使い方を理解しておく。
- 応急手当の知識・技術を習得する（AEDの使い方などを含む）。
- 事業者は、地域の一員として防災訓練の実施や非常時物資の確保などに取り組む。

第2節 交通事故や犯罪の少ない生活環境の形成

- 自動車や自転車利用者、歩行者ともに、日頃から交通ルールやマナーを守り、譲り合いの気持ちを持って交通安全に心掛ける。
- 日頃から近隣での声掛けなどを行い、地域ぐるみで防犯意識を高める。
- 地域の防犯活動に家族や近所の人と共に参加する。
- 消費者トラブルに関する最新の情報や知識の把握に努め、家族みんなで注意する。

第3節 安全・安心な生活基盤づくり

- 水の大切さについて家族で話し合い、日頃から水を無駄使いしないよう心掛ける。
- 台所、トイレ、お風呂や道路の側溝など下水道管に通じる場所では、油やごみなどを流さないようにする。
- 住宅の耐震化やバリアフリー化に努める。

(第3部 分野別計画)

第7章 交流・コミュニティの分野

第1節 人権尊重社会の実現

第2節 ふれあいのある地域社会の形成と活性化

第3節 多文化共生・世界に開かれた都市づくり

第1節 人権尊重社会の実現

1. 現状と課題

- ・人権問題に関しては、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等への差別や偏見、インターネットによる人権被害、同和問題など様々なものがあり、これらの解消が今もなお重要な課題となっています。そのため、人権教育や啓発など各種施策を市民、事業者、関係機関等と連携しながら、積極的かつ継続的に推進する必要があります。
- ・男女共同参画社会の実現に向けて、本市では性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行の見直しを促すため、「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」に基づき、各種取組を推進してきました。
- ・近年では様々な場面で活躍する女性が増え、これまで実施した市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」といった役割分担意識については薄れてきてはいるものの、「家庭生活の場」、「社会通念や慣習など」、「職場」等の平等感は低く、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき課題は依然として多く残されています。
- ・また、男女共同参画拠点施設である「パートナーシップさいたま」、「女・男（ひと・ひと）プラザ」等における女性からの相談件数は増加傾向にありますが、配偶者や交際相手等からの暴力に関する相談も多くなっており、また、女性の約2割が身体に対する暴力を受けたことがあると回答した調査結果もあるなど、総合的な対策を講じる必要があります。

2. 目指す方向性

人権に関する意識の向上と被害者への支援に積極的に取り組み、社会全体で不当な差別を許さない人権尊重社会を目指します。

3. 施策展開

(1) 人権を尊重する都市づくり

- ・人権問題の解消に向けた市民の意識・関心と社会全体の気運の向上を図り、あらゆる人権被害をなくし、人権を尊重する都市づくりを推進するため、市民や事業者、国、県など関係機関等と連携・協力して、学校教育の場をはじめとする人権教育、市民や企業等への人権啓発、被害者等が相談しやすい環境づくりなど、各種取組の充実を図ります。

(2) 男女共同参画社会の実現

- ・男女平等意識の向上、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行の見直しを促すとともに、仕事や家庭生活、地域活動など様々な場における男女の共同参画を進めるため、市民、事業者、関係機関等と連携・協力して、意識啓発や各種情報の提供、育児や介護等に関する支援、女性リーダーの育成支援等に取り組みます。
- ・市の各種審議会など政策・方針決定の場への女性の積極的な登用を、引き続き推進します。

(3) 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援

- ・学校教育の場をはじめとする意識啓発や、情報の提供、相談体制の整備、被害者の保護と自立支援の充実など、市民、事業者、関係機関等と連携・協力して、配偶者や交際相手等からの暴力の防止と被害者への支援に取り組みます。

第2節 ふれあいのある地域社会の形成と活性化

1. 現状と課題

- ・近年、少子高齢化の進行や人々の価値観・ライフスタイルの変化から、相対的に地域社会とのつながりが弱いと考えられる単独世帯や夫婦のみ世帯が増加していることなどを背景に、地域住民の交流の希薄化や地域社会の機能低下が大いに懸念されています。
- ・地域社会の衰退は、家庭内暴力、虐待、非行、ひきこもり、障害、孤立、環境保全など、個人や家庭では解決が難しい問題の深刻化を招くおそれや、防災・防犯の面で適切な対応ができなくなり、住民の安全・安心が脅かされる事態も想定されます。また、祭りなどの行事や文化といった地域の特色が失われることにもつながりかねません。
- ・防災や防犯、高齢者の見守り、子育てなど、地域社会に期待される役割は今後も大きく、近年では、自治会のほか、ボランティア団体や NPO など様々な市民活動団体の活躍も期待されます。
- ・今後は、地域のつながりや地域力を維持・向上させるための取組を強化し、地域に暮らす人々が適切に役割と責任を分担しつつ、主体的に地域の課題を解決していくまちづくりを推進していく必要があります。特に、団塊の世代を中心として多くの市民が地域社会に生活の重心を移すと見込まれている中、人々が地域とのつながりに新たな生きがいを見出し、地域への愛着心や誇りをはぐくみ、ひいては地域社会の活性化に結び付けていくことが大切です。

2. 目指す方向性

地域住民等の交流や自主的な活動を促進し、ふれあいのある地域社会の形成と、地域住民が主体的に地域課題の解決に取り組むまちを目指します。

3. 施策展開

(1) 地域住民等の交流の促進

- ・子どもから高齢者まで多世代の交流、以前からの住民と新たに転入してきた住民との交流、地域の事業者や大学等との交流など、様々な交流の促進を図ります。

(2) 地域住民等の自主的活動の促進

- ・自治会の活動をはじめ、防災や防犯、環境保全、祭り、文化、スポーツなど、地域住民やボランティア団体、NPO等の自主的な活動に対する支援の充実に取り組みます。
- ・一般的に地域社会への関心が薄いとされる若者世代や、今後、地域社会に生活の重心を移すと見込まれる団塊の世代等を中心に、広く地域住民等の自主的活動への関心や参加の向上を図ります。
- ・地域における様々な活動を通じて、住民や団体のつながりを高め合い、互いを支え合える地域づくりに取り組みます。

(3) 地域住民等の活動環境の充実

- ・学校施設や公共施設の有効活用、市民活動サポートセンターやコミュニティセンターなど各施設の連携、施設の管理・運営における市民との協働の推進など、地域住民等の活動の場や環境の充実に取り組みます。

第3節 多文化共生・世界に開かれた都市づくり

1. 現状と課題

- ・本市における外国人市民は、平成 24（2012）年 10 月現在で 16,704 人、総人口に占める割合は約 1.3%となっています。経済、文化、スポーツなど様々な分野におけるグローバル化や情報化社会の一層の進展に伴い、国境を越えた人の移動や交流がさらに活発化すると見込まれます。
- ・このような背景を踏まえ、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会の実現に取り組み、地域の活性化や都市としての魅力の向上につなげていく必要があります。
- ・さらに、これまで姉妹・友好都市をはじめとする海外の都市との交流や国際協力、盆栽など文化の発信、国際会議やスポーツイベントの誘致などに取り組んできましたが、今後も積極的に国際化施策を進め、経済の活性化など、都市の活力の向上につなげていく必要があります。
- ・また、平成 17（2005）年 12 月に制定した「さいたま市平和都市宣言」に基づき、国際都市として核兵器の廃絶と世界の恒久平和実現に貢献していくことが求められます。

2. 目指す方向性

文化の違いを互いに認め合い、地域社会の仲間として共に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現とともに、様々な分野での国内外との交流・協力を積極的に推進し、世界に開かれた都市を目指します。

3. 施策展開

(1) 国内外との多様な交流機会の充実

- ・国際会議などのコンベンション、イベント等の誘致や開催支援、来訪者の受入体制の充実に取り組みます。
- ・自然、サッカー、盆栽、漫画、人形など、多彩な地域資源を守り育てながら、積極的な情報発信と活用に取り組むとともに、市民主体の活動を促進するなど、国内外との多様な交流機会の充実を図ります。

(2) 国際化の推進と多文化共生社会の実現

- ・姉妹・友好都市など海外の都市との様々な分野での交流、国際交流・協力活動に取り組む市民や団体への支援、大学や企業等との連携による国際貢献、学校での国際理解教育などに取り組みます。
- ・外国人市民に対する様々な情報発信や生活支援、交流を進める関連団体等の支援の充実を図るなど、外国人市民も安全で安心して暮らすとともに、地域の一員として生活できる環境づくりに取り組みます。
- ・外国と日本の互いの文化や習慣、言語などを学ぶ事業やイベントの充実を図ります。

(3) 世界の恒久平和実現への貢献

- ・次代を担う子どもたちが戦争の悲惨さと平和の尊さについて学ぶ機会の充実を図るとともに、広く市民に平和への関心を促し、意識の高揚を図るなど、世界の恒久平和実現に貢献する取組を展開します。

【交流・コミュニティの分野】
みなさんも一緒に取り組んでみませんか？
～みんなで創る“さいたま市の未来”～

市と市民・団体・事業者の方々など、多様な主体が力を合わせてまちづくりを推進することが、地域や市全体の魅力につながっていきます。さいたま市の未来を思い描いて、まずは身近なところから取り組んでみませんか？

ここでは、本計画の検討に当たり開催した「市民ワークショップ」でのご意見や、「さいたま市総合振興計画審議会」でのご意見等を踏まえて考えた、身近な取組（例）をいくつかご紹介します。

第1節 人権尊重社会の実現

- 家族で人権や家庭内の役割分担について話し合う。
- 家庭、職場、地域など様々な場で、男女の区別なくお互いを認め合い、協力する。
- セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力）など人権被害の防止に取り組み、何か気づいたことがあれば専門機関等に連絡する。

第2節 ふれあいのある地域社会の形成と活性化

- 自治会をはじめとする地域団体や学校などの活動に、家族や友人と共に参加する。
- 隣近所へのあいさつなど、日頃からのコミュニケーションを心掛ける。
- 事業者や大学等は、地域のイベントに参加するなど、地域住民との交流に取り組む。

第3節 多文化共生・世界に開かれた都市づくり

- 国籍などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域において良い関係を築けるよう心掛ける。
- 平和の大切さについて、家族で話し合う。

第4部 各区の将来像

西区の将来像 豊かな自然と歴史文化を活かす すべての人と生活にやさしい 潤いあるまちづくり

北区の将来像 私が住みたいまちづくり 市民参加で日々創造
—「ちょうどよいまち」から「もっとよい北区」—

大宮区の将来像 うるおいのある高度な生活基盤と氷川の杜の緑と文化が調和するまち

見沼区の将来像 見沼の自然との共生
—私たちが まもり育てる 見沼の文化—

中央区の将来像 調和のとれた都市文化の創造と交流が育てる安心なまち
ふれあい

桜区の将来像 三世代がつくる元気印のまち
—自然あふれる住みよい環境—

浦和区の将来像 にぎわいと文教の調和する緑豊かなまち
—ワクワク浦和区、わたしの明日をつくるまち、わたしが明日をつくるまち—

南区の将来像 あなたが主役 住んでよかったまちづくり

緑区の将来像 ホタル舞い・風かおる緑の街

岩槻区の将来像 自然と歴史、文化を守り育て、楽しむまち

西 区

<特 性>

西区は広大な緑の空間を抱える荒川、桜並木の美しい鴨川やびん沼川が巡り、大宮花の丘農林公苑や錦乃原桜草園などがあって、自然環境に恵まれた季節の花々も豊かな「水と緑と花のまち」です。また、祭りなど伝統芸能が今も親しまれ、地域文化が息づいたまちでもあります。

(都市基盤・環境)

区域の東部には国道 17 号新大宮バイパスが南北方向に、北部には国道 16 号西大宮バイパスが東西方向に伸びており、西区と大宮駅周辺地区を結ぶさいたま春日部線やさいたまふじみ野所沢線とともに道路体系の骨格を形成しています。また、JR 川越線によって大宮駅周辺地区を経て東京と結ばれています。

区の中央部は、JR 川越線を挟んで住宅を中心とする市街地が広がっており、その周辺は雑木林や農地が残る緑の多い地域となっています。特に、区の西を流れる荒川沿岸は近郊緑地保全区域に指定されており、まとまった緑地や優良農地が広がると同時に、スポーツ・レクリエーション施設もある憩いの場となっています。今後はこれらの豊かな緑の保全とさらなる活用が求められます。

JR 川越線の指扇駅や西大宮駅周辺地区は、身近な商業機能の集積する区民生活の拠点となっていますが、区域が広いこともあって、駅周辺と各地区を結ぶ交通利便性の向上が強く求められています。コミュニティバスが運行されるようになって一定の改善が図られましたが、一層の充実が必要です。また、団地が開発された地区や土地区画整理事業が進行中の地区では生活基盤が比較的整備されていますが、区南部を中心に駅や主要施設を結ぶ交通や生活道路、公共下水道の整備が遅れている地区もあり、充実が求められています。水稻栽培や果樹栽培などの農業も盛んな西区ですが、スプロール化が進んでいる箇所も見られ、農地と住宅地との調和も課題となっています。

現在、西大宮駅の北側、区役所を含む一帯と南側で土地区画整理事業が進められており、区民の交流や日常生活における新たな拠点として、役割を発揮していくことが期待されています。

(地域資源)

区内には荒川や鴨川などの大きな河川のほか、桜並木が整備されたびん沼川などの水辺や雑木林がありますが、これに加え、東部の三橋総合公園や鴨川みずべの里、西部の荒川沿いの西遊馬公園、南部の錦乃原桜草園、北部の秋葉の森総合公園や大宮花の丘農林公苑など、特色ある公園が多いことも区の魅力となっています。また、秋葉ささら獅子舞や指扇の餅搗き踊りなど市指定無形民俗文化財である民俗芸能が今も親しまれ、神社仏閣など地域固有の歴史・文化資源が保存・継承されています。

しかし、西区の歴史を伝えるこれらの資源も、一部には十分活用されていないものもあ

り、区の魅力向上に向けて、まちづくりに活かしていく視点が求められます。

(コミュニティ)

地域コミュニティの温かさ、活発さは西区の特徴の一つとなっています。今後は、コミュニティの力を自立的なまちづくりに活かしながら、地域文化の伝承と創造、豊かな自然環境の保全、子育てや高齢者の支援などに取り組むために、具体的な施策をどのように進めていくのかが重要な課題です。

西区の将来像

豊かな自然と歴史文化を活かす すべての人と生活にやさしい 潤いあるまちづくり

水と緑と花が象徴する豊かな自然環境、それに囲まれた潤いある住環境、歴史に根ざした地域文化、地域コミュニティの温かさなど西区の特性が調和したまちを実現するとともに、地域住民による主体的な取組を基礎として、すべての人々が共に生きるまちづくり、協働によるまちづくりを進め、区民が心豊かに誇りをもって住み続けられるまちを実現します。

<まちづくりのポイント>

1 安全で、安心して暮らせるまちづくり

- 歩道や街灯などの充実やバリアフリーのまちづくり
- 鉄道駅や主要施設を結ぶ交通ネットワークの充実
- 災害や犯罪などに対する安全性の向上
- 公共用水域の水質保全のための公共下水道の普及、公園やコミュニティ関連施設など公共施設が身近に利用できる環境の整備

2 活力のあるまちづくり

- 生活に密着した商業、都市農業など、区の特徴を生かした産業の育成
- 生産者、消費者、行政が連携した地産地消の推進
- 鉄道駅周辺の整備による活性化
- 区の特徴を生かした学習活動やスポーツ、健康づくりの機会の充実
- 三橋総合公園などの特色ある公園を生かした交流の場づくり
- 豊かな自然と歴史文化にふさわしい景観の保全、文化財や史跡の活用と維持、保存による地区の魅力向上
- 市民参画のまちづくりに向けた、ボランティア活動に関わるネットワークの支援

3 子育てしやすいまちづくり

- 子育て世代にあった保健福祉、教育、交流の充実
- 共働き世帯の増加と少子化の流れに対応し、区民による支え合いの仕組みなども取り入れた、仕事と家庭を無理なく両立できる子育て支援の充実
- 公共施設などを活用した多世代交流の機会づくりや、子ども・青少年の活動機会の充実

4 高齢者が生き生きと生活できるまちづくり

- 高齢者が社会活動に参加できる機会や高齢者の健康づくりの充実
- 地域住民や民生児童委員、地区社会福祉協議会との連携・協力などを通じた高齢者の自立した生活を見守る環境の整備

5 環境と共生したまちづくり

- 雑木林や川、貴重な動植物などの豊かな自然を残し、生かすまちづくり
- 自然環境と調和したまちづくりに向けた、農地の保全と休耕地の有効活用
- 市民参加による自然環境の保全

北 区

＜特 性＞

北区は本市の北に位置し、世界に誇る日本の文化である盆栽を継承する「盆栽村」や盆栽文化振興の拠点施設である「大宮盆栽美術館」、日本近代漫画の先駆者北沢楽天ゆかりの「漫画会館」や「日進餅つき踊り」などの伝統的な文化財産を有し、個性豊かな地域資源に恵まれた区です。また、区のほぼ中央にある日進・宮原地区は、本市の副都心に位置付けられており、「プラザノース」など、新たな魅力となる公共・公益・商業・業務及び都市型住宅の複合市街地が整備されています。

（都市基盤・環境）

北区には大宮駅から放射状に延びる鉄道・軌道系5路線が走るとともに、国道17号、国道16号東大宮バイパス、産業道路の広域幹線道路などが通過し、交通利便性の高い地区となっています。また、土地区画整理事業などにより都市基盤施設の整えられた市街地がほぼ全域にわたり、北部には大規模な工業団地が、駅周辺や幹線道路周辺には工業・商業・業務地が広がる一方、区の東部を流れる芝川、見沼代用水西縁に沿って緑の空間である見沼田圃が広がっています。

また、宮原地区では区役所、図書館、ホール等の機能を複合化し、さらに芸術創造・ユーマ機能等を有する施設であるプラザノースを中心として、周辺には商業、都市型住宅等が整備され、日進駅周辺地区では、住宅・商業施設等が建設されるとともに、日進駅の橋上化により北口が開設し、駅前広場が整備されています。

このように都市基盤整備は大きく進展する一方で、今後の急激な人口の高齢化に備え、歩行者や自転車利用者が安全に通行できる道路の整備や駅のバリアフリー化など交通環境の向上、災害への対策、中高層住宅と周辺環境との調和なども求められています。

（産業）

北部の吉野町には「大宮総合食品卸売市場」や工業団地があり、さいたま市の流通・生産拠点としての顔を備えているほか、区の中央部から南部にかけてもJR高崎線・川越線の沿線を中心に工場の立地が多く見られます。また、日進・宮原地区での副都心整備により商業・業務機能が向上し、産業面での役割も一層高まるものと期待されます。

（地域資源）

区の南部にある盆栽町にはその名のとおり、盆栽園が集まった一画があり、「盆栽村」として親しまれ、盆栽の素晴らしさ、面白さに気軽に触れていただくための拠点施設である「大宮盆栽美術館」を中心に、国内外から多数の見学者が訪れています。近くには、日本の近代漫画を確立した北沢楽天の作品を展示する「漫画会館」や「市民の森」などもあり、個性的な地域資源に親しめる緑豊かな一帯となっています。また、氷川参道から大宮公園、「盆栽村」、「市民の森」へと続く緑の回廊は、全国にも類例のない貴重な緑地エリアとなっ

ています。さらに、西部に位置する鴨川沿いには斜面林に湧く清水があり、「三貫清水」として住民による自主的な清掃活動などにより守られています。

(コミュニティ)

北区は早い時期から副都心として都市基盤施設の整備が進められてきた地区であり、新たな住民も増加していることから、地域住民の交流を活性化していくことが重要です。また、安全・安心の確保や健康・福祉に対する関心も高く、住民、地域団体、事業者、行政など各主体の連携による防災・防犯への取組や、子育て環境の充実及び健康づくりの促進が期待されます。

私が住みたいまちづくり 市民参加で日々創造

—「ちょうどよいまち」から「もっとよい北区」—

まちづくりとは、日々、より良いものを創り続ける持続的なものです。住民、地域団体、事業者、行政など各主体が互いに協力して、豊かな自然と快適な生活環境の調和を図り、盆栽をはじめとする地域資源を生かしつつ、北区の魅力あるまちづくりを進めます。

<まちづくりのポイント>

1 安全で安心して元気に暮らせるまちをつくる

- 防災・防犯・事故防止に取り組む安全・安心なまちづくり
- 子育て環境の充実、健康づくりへの支援、地域における支え合いなどによる、子どもから高齢者まで、誰もが心身ともに健康で元気に暮らせるまちづくり

2 良好な住環境と円滑な交通環境をつくる

- 住宅、工場、農地及び自然環境との調和や景観形成、生活に身近なインフラの整備などによる良好で快適な住みやすい環境づくり
- 公共交通の充実、道路の整備、道路や駅のバリアフリー化、自動車・自転車・歩行者の交通ルールの啓発と交通マナーの向上などによる安全で良好な交通環境づくり

3 教育・文化の充実とコミュニティの活性化を図り、ふれあいのあるまちをつくる

- 学校と地域の結び付きの強化などによる、地域への愛着心の育成と子どもを地域全体で育てる風土づくり
- 盆栽・漫画など固有の伝統文化の育成・継承と、新たな地域資源を発掘し、国内外への情報発信とこれらを生かしたまちづくり
- スポーツ・レクリエーションや、様々な生涯学習のための環境づくり
- 古くから住んでいる住民と新しい住民の交流や世代間交流、コミュニティ同士の交流など多様な交流が盛んなまちづくり
- 地域活動への住民の参加促進と行政の支援による元気な地域づくり

4 自然環境の豊かなまちをつくる

- 市民の森、三貫清水、北区の花「菜の花」や、盆栽町に代表される街なかの緑など豊かで心安らぐ緑地と、鴨川・芝川など水辺環境とのつながりによる、潤いのあるまちづくり
- 水と緑との共生に向けた、環境保全のための活動の充実と意識づくり

5 産業の活性化を図り、働きやすい環境をつくる

- 地域資源を生かし、地域住民のニーズに密着した、人が集まり楽しく過ごせる活力ある商店街づくり
- 盆栽や漫画などの地域資源を活用した、多くの人を訪れる観光のまちづくり
- 地域産業の活性化と、事業者との連携による若者や女性などが働きやすい環境づくり

大 宮 区

<特 性>

大宮区は、本市中央部の北寄りに位置し、古くは武蔵一宮・氷川神社の門前町、中山道の宿場町として栄えました。区のほぼ中央には、全国有数のターミナル駅である大宮駅と県内で最大級の商業・業務地区があり、さいたま市の交通・経済の中心地となっています。

(都市基盤・環境)

本市の都心の一つである区の中央部を新幹線5路線、JR線、東武野田線、埼玉新都市交通ニューシャトルがほぼ南北に伸び、道路は国道17号、旧中山道、産業道路が南北方向の軸、さいたま春日部線などが東西方向の軸となっています。鉄道・幹線道路の充実した区の中央部には商業・業務地区が集積し、高度な都市機能を有するまちとして発展しており、拠点を構える企業が増えています。これらにぎわいのある地区の外側には静かな住宅街が広がっており、区内には、コミュニティ関連施設をはじめ、各種の文化・スポーツ施設などの公共施設の整備も進んでいます。

このように、基本的な生活環境や基幹的な道路・交通はほぼ整備されていますが、大宮駅及び周辺の中心市街地と郊外とを結ぶ東西方向の道路・交通については、さらに充実を図る必要があります。

大宮駅周辺地区は県内でも有数の商業・業務地区であり、近年は駅周辺に教育施設などが増えており、若い人々が集まり、活気が加わっています。今後も、開発の進むさいたま新都心駅東口とともに、まちづくり（再開発事業など）の進捗に伴って新しい時代にふさわしい快適な街並みとして整備されることにより、商業・業務機能の一層の集積による広域的な発展の核となることが期待されています。同時に、区民生活に必要な身近な商業・サービス業が集積した地区として、子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすく活動しやすい拠点としての整備も求められています。

(産業)

鉄道のまち、商業・業務・工業のまちとして発展してきた歴史があり、区の中央部に商業、サービス業などの産業が集中しています。特に、商業は市全体の経済活動の面でも重要な役割を担っていますが、古くからの商業地の中には活性化が必要とされているところもあり、事業者と行政が連携して魅力ある商店街づくりを進めることが求められています。また、全国有数のターミナル駅としての拠点性を生かした新たな核となる産業の創出が求められています。

(地域資源)

さいたま新都心から続く氷川参道や大宮公園が区の中央部に緑豊かな一画を形成するとともに、見沼代用水西縁に広がる見沼田圃などの緑濃い空間があります。また、氷川神社、鉄道博物館、大宮ソニックシティ、JACK大宮（大宮情報文化センター・宇宙劇場）などの

歴史・文化施設、野球場やサッカー場のスポーツ施設など人の集まる場が数多く整備されており、これらの資源を活用して人と人との交流を深め、地域に根づいた文化を区民と連携しながら積極的に創造・発信していくことが大切です。

（コミュニティ）

大宮区は歴史のあるまちで、古くからの住民が多く住む一方、マンションの多い中心市街地や郊外には新たに転入してきた区民も増えており、地域住民相互の交流の促進が求められています。その促進のためには、自治会・まちづくり団体・ボランティアグループなどの各種市民活動団体や地域への社会貢献活動を積極的に行う事業者と行政が連携を図りながら地域における目的の実現や課題の解決に向けて協力することが重要です。

うるおいのある高度な生活基盤と 氷川の杜の緑と文化が調和するまち

商業・経済都市としてのまちのにぎわいと暮らしやすい生活環境、憩いの空間である氷川の杜の緑や見沼田圃の自然など、大宮区の特性をより高めながら、多彩な資源を活用して地域文化を発信し、人と人との交流が生み出す活力あるまちづくりを進めます。

<まちづくりのポイント>

1 東日本の玄関としてふさわしい、利便性と機能性を兼ね備えた大宮駅周辺のまちづくり

- 大宮駅周辺とさいたま新都心駅（東口）とが一体となった広域的なまちづくり
- 大宮駅東口における商業のにぎわいと氷川の杜の歴史・文化が調和したまちづくり
- 大宮駅西口周辺の商業・業務機能の充実と、都市施設整備や緑化推進などによる洗練されたまちづくり
- さいたま新都心駅（東口）の商業・文化機能を中心とした、人・物・情報が行き交うまちづくり
- 子どもから高齢者までの地域住民のみならず、訪れる人誰にもやさしく、安心して利用できる大宮駅周辺のまちづくり

2 質の高い生活環境と安心して暮らせるまちづくり

- 安全で安心して暮らせる、災害に強く、犯罪のないまちづくり
- 渋滞のない道路交通や安全な生活道路など、道路・交通環境の整った快適に暮らせるまちづくり
- 区民の健康増進や環境対策の推進などによる、健康に住み続けられるまちづくり
- 育児環境の整った子育てをしやすいまちづくり
- 学校と地域との活発な交流から生まれる、教育環境の整ったまちづくり
- 身近な公共施設の再編整備などに、計画段階から地域住民が参加するまちづくり

3 氷川神社などの区の魅力の発信と、人の交流が生み出すまちづくり

- 氷川の杜の緑や見沼田圃の自然などの緑のイメージ、氷川神社や鉄道をはじめとする歴史伝統文化などの地域固有の資源を活用した個性ある地域文化の創造と発信
- 伝統芸能の振興に加え、地域に根づいた特色ある祭りや誰もが参画できるイベントの積極的な活用と発信
- まちの情報や観光ルートが充実した訪れたいまちづくり
- 区民自らがまちの魅力を知り、高め、伝えるまちづくり

- 若者が集い、活力ある文化を発信するまちづくり
- 区民による文化・スポーツ活動と大宮区を拠点とするプロサッカーチーム大宮アルディージャとの交流による一体感の醸成
- 地域住民相互の交流の活発化、行政と連携したボランティア活動などによるコミュニティづくり

4 自然環境と調和したうるおいのあるまちづくり

- 氷川の杜の緑や見沼田圃の自然などを保全し、憩いの場としての活用
- 緑の拠点づくり、鴨川・鴻沼川・芝川・見沼代用水などを生かした水と緑のネットワーク化
- 街路樹の整備などによる市街地の景観に配慮したゆとりある空間の創出

見 沼 区

<特 性>

市の北東部に位置する見沼区は10区の中で2番目の区域面積を持ち、人口規模も南区について2番目に大きい区です。区域の西から南、東を縁取るように見沼田圃が広がっており、豊かな水と緑に恵まれている一方、北部には高層住宅群をはじめ計画的に形成された市街地が広がり、都市的な生活環境と自然の魅力が共存しています。

(都市基盤・環境)

区のほぼ中央を東武野田線が東西に、北西部にはJR宇都宮線が南北に延びており、いずれも大宮駅と結んでいます。また、幹線道路としては、第二産業道路が区の西部を南北に、さいたま春日部線が区の中央部を東西に延びているほか、東北自動車道岩槻インターチェンジにも近接していますが、広い区域面積に比べて道路や公共交通機関の整備は十分とはいえません。

住宅地としては、北部では土地区画整理事業によって良好な住環境が形成され、見沼代用水東縁と綾瀬川の流れる南東部には見沼田圃が広がり、農地・緑地が豊かに残されています。

区内には、道路や下水道などの都市基盤の整備の遅れ、ミニ開発によるスプロール化や宅地の細分化などもあり、計画的に都市基盤・生活基盤の整備充実を図る必要があります。また、大和田駅から区役所周辺を身近な拠点として機能を高めていくとともに、鉄道駅や区内の主要箇所を結ぶ道路・交通の整備を進め、豊かな自然と共生できる暮らしやすいまちづくりが求められています。

(地域資源)

見沼区は東部を見沼代用水東縁、綾瀬川が流れ、南西部では芝川に近接しており、河川に沿って水田のほか、花き・花木や野菜栽培の畑などが広がり、背後の斜面林と一体となって「見沼田圃」の景観を作っています。また、見沼代用水東縁沿いに緑のヘルシーロードが整備されており、見沼田圃の動植物や景観を楽しむことができます。この他、大宮南部浄化センターの自然庭園・みぬま見聞館、旧坂東家住宅見沼くらしっく館など、緑の文化ともいべき地域資源が多くあります。

しかし、近年は休耕地も増えており、自然景観や生態系の維持のためにも農家、地域住民、行政が連携した積極的な取組による見沼田圃の保全策が重要な課題となっています。

また、区役所に隣接する大宮武道館や堀崎公園などのスポーツ施設や、3つのコミュニティセンターなど、区民の様々な活動の拠点が整備されています。

(コミュニティ)

見沼区では新しく住む人々が増えており、古くから住んでいる住民とこれらの新しい住民との交流が活発な地区も見受けられ、地区の一体感とコミュニティ意識が高い様子が見

られます。また、見沼区には芝浦工業大学などのキャンパスや新興住宅地もあって若い人々が多く、また外国から移り住む人も多く見受けられることから、区内の施設や地域資源を活用して、老若男女様々な人々が交流を深め、見沼の文化をまもり育て、愛されるまちづくりに共に取り組んでいくことが大切です。

見沼の自然との共生

—私たちが まもり育てる 見沼の文化—

区民と行政の協働により、見沼の豊かな自然と心のふれあいをまもり、動きやすく、生活しやすい、安全で安心なまちづくりを推進します。

<まちづくりのポイント>

1 見沼の自然を生かしたまち

- 見沼の多様な自然の保全・活用とネットワーク化の推進
- 見沼の自然を生かし、人々が集まり、活動し、交流することのできる、豊かな水と花や緑あふれるオアシスの創造
- 区民と行政が協働して取り組む、環境や景観に配慮した住宅地の整備、斜面林などの緑地の保全、農業体験や地産地消などを踏まえた農地の保全など自然と調和した土地利用
- 自然エネルギーの活用促進など、環境負荷の少ないまちづくり

2 人にやさしく、ふれあいのあるまち

- 子どもがのびのびと育ち、高齢者が生き生きと暮らせる、あらゆる人にやさしい、思いやりのある地域づくり
- 見沼の自然や歴史など、地域固有の資源を生かした誇りと愛着の持てるコミュニティの創出と文化の振興
- 様々な分野の組織や世代を超えた人々が交流できる場や機会の充実と、情報共有の促進
- 既存施設などの充実や有効活用による、様々な地域活動の活性化に向けた環境づくり

3 動きやすく、生活しやすいまち

- 子どもから高齢者までが移動しやすい、電車・バス・自転車による交通網の充実と、駅や区役所など主要施設へのアクセス性の向上
- スポーツ施設間の連携促進と気軽に運動しやすい環境づくり
- 駅周辺の活性化や下水道の充実など、暮らしやすい生活基盤づくり

4 地域ぐるみで進める安全・安心なまち

- 地域と行政の連携による防災・防犯・交通安全対策の推進
- 歩行者や自転車が安全に、安心して利用できる道路環境の整備

中 央 区

<特 性>

中央区は、従来、狭い区域の中で一体的なまちづくりが行われてきたことから、都市基盤の整備も進んでおり、地域のコミュニティのつながりも深いことが特徴といえます。また、古くから市場町として栄えた歴史から蔵造り住宅などの街並みや文化財が残るとともに、区の東北部に位置するさいたま新都心地区とその周辺では新しい中高層の建築物も増えており、文化的な風情と近代的な景観の都市的な魅力が共存しています。

(都市基盤・環境)

中央区は、区の中央部を縦断する JR 埼京線の 3 駅（北与野駅、与野本町駅、南与野駅）に加えて、区の東側を走る JR 京浜東北線の 2 駅（与野駅、さいたま新都心駅）にも接しています。また、幹線道路としては、南北方向に国道 17 号と国道 17 号新大宮バイパス、東西方向には国道 463 号が伸びており、国道 17 号新大宮バイパス上には首都高速埼玉大宮線もあることから、区内だけでなく広域的な移動においても利便性が高くなっています。

公民館などの身近な公共施設や下水道なども区全体にわたっておおむね整備されています。今後は、都市化の進展による緑の減少への対応、古い街並みと新しい都市空間の調和、歩いて楽しいみちづくりなど、生活環境の質の向上が重要です。

また、与野駅と与野本町駅とに挟まれた区域には、区役所を中心とする公共機関及び商業・サービス業が集積しており、旧与野市時代からまちの中心となっています。しかしながら、交通利便性の向上と市民の生活圏域の拡大に伴って、既存の商店街の活力が失われている面などもあり、今後は、さいたま新都心を中心とした地域全体の魅力向上と地域の均衡ある発展に向けたまちづくりの推進に努める必要があります。

(地域資源)

ほぼ全域が市街化区域となっている中央区では、区の中央を流れる鴻沼川・高沼用水、与野中央公園などの緑が自然とふれあう貴重な資源となっています。今後、その保全や質の向上を図るとともに、より積極的に新しい緑を生み出し、広げていくことが重要です。

また、区内にはさいたま新都心や彩の国さいたま芸術劇場など、広域的に集客できる機能があり、こうした都市機能と有機的に連携したまちづくりを進めていくことも求められます。

(コミュニティ)

中央区では、地域のまとまりの良さもあって、従来から地域住民によるコミュニティ活動が活発に行われ、それらの活動の連携も進んでいます。しかし、これからのまちづくりには、新しく転入してくる住民や地域との関わりが薄い若い世代などの力も必要です。長い歴史を持つ既存の地域コミュニティの実績や人のつながりを生かしながら、より柔軟な新しいコミュニティの形成にも努め、人々の交流をまちづくりの基盤にしていくことが課

題です。

調和のとれた都市文化の創造と^{ふれあい}交流が育てる安心なまち

中央区には、古くから引き継いできた歴史と文化の薫る街並みと家族のような人々の深いつながりがあります。その従来から培われた伝統を生かしながら、さいたま新都心を中心とする都市の魅力を加え、安全・安心な“美しいまち”“美しい心があふれるまち”を創り、次の世代に伝えていくため、人々が積極的に発言し、主体的に行動するまちを目指します。

<まちづくりのポイント>

1 区の特徴を生かした魅力的な街並みと緑豊かな環境づくり

- 区の花バラや与野の大カヤ、鴻沼川の桜、蔵造りの街並みなど、自然や資源の保全・活用・充実
- 公園などのまとまった緑の保全・充実、そうした緑の拠点を川や道を利用してつなぐ緑のネットワークの形成
- ごみの減量化やリサイクル、省エネルギーなどの環境保全活動や道路・公園の清掃などの環境美化活動の推進

2 地域資源を生かした、調和のとれたにぎわいづくり

- 街並みや緑、歴史・文化などの古くからある資源とさいたま新都心や彩の国さいたま芸術劇場などの新しい資源を生かした、古いものと新しいものの調和
- さいたま新都心を中心とした、地域全体の魅力向上と地域の均衡ある発展
- 埼京線沿線の未利用地や道路空間などを有効活用した人々の集まる新たな空間の形成
- 活気ある商店街と地域社会を支える産業の活性化

3 学びと交流を通じた、地域の誇りと愛着を持つ人づくり

- 明日を担う健全な子どもたちの育成と地域の特性を生かした教育の推進
- 地域の歴史・伝統・文化や人材を活用した生涯学習や人づくりの実践
- 子どもから高齢者に至るまで、幅広い世代における地域との関わりや交流を創出する仕組みづくり

4 ふれあいと支え合いによる、安全・安心と生きがいのある地域づくり

- 地域で安心して子どもを産み育てられる環境と、子どもたちの健やかな成長を支える場や機会の提供

- 地域福祉における支え合いのネットワークづくりや交通手段の確保、交通マナーの向上等による高齢者や障害者をはじめとした区民の安全・安心で生き生きとした暮らしの確保
- 災害時における区民自らの役割である自助と地域で支え合う共助、行政の役割である公助などによる安全・安心な地域づくり

5 区民との協働による地域に根ざしたまちづくり

- 主要な公共施設の再編整備等における、区民と共に進めるまちづくり
- 地域を支える自治会をはじめとした各種団体への加入促進による地域活動の活性化
- 区民の自主的な活動と連携の積極的な支援によるコミュニティの充実
- 区民と行政の協働の仕組みづくりと協働の実践の機会の創出
- 地域に根ざした従来からのきめ細かいサービスの維持・向上と、他区との連携による新しいサービスの展開

桜 区

<特 性>

桜区は西側を荒川が流れ、桜草公園や秋ヶ瀬公園、荒川総合運動公園などが自然豊かなグリーンベルトを形成するなど、都市化の進んだ本市の中では田園的な面影を残した地域です。東部や南部には住宅を中心とする市街地が形成されており、国道17号新大宮バイパスに沿っては流通業務施設や工場が立地しているほか、区役所北側には多くの製造業が集積し、工業団地を形成しています。また、区の中央部に位置する埼玉大学は文理5学部を有し、約1万人の教職員・学生が様々な活動を行っています。

(都市基盤・環境)

区内の幹線道路としては、東西方向に埼大通り（国道463号）があり、南北方向には国道17号新大宮バイパスが走っています。また、鉄道駅としては区の南端部にはJR武蔵野線の西浦和駅があるほか、区境に近接してJR埼京線の南与野駅、中浦和駅があります。

しかし、道路交通には、広域幹線道路である国道17号新大宮バイパスとの交差部における渋滞の発生などの問題が見られ、高齢社会の進展や環境問題などにも対応しながら、安全で利便性の高い交通環境の向上に取り組む必要があります。その他にも、災害対策や商業の活性化など、日常生活面での安全性・利便性の向上が求められます。

また、道場地区には記念総合体育館に隣接して区役所、図書館、ホール等を有するプラザウエストが整備され、生涯学習をはじめとする様々な市民活動や行政サービスの拠点となっています。

西浦和駅周辺地区については、暫定的に駅前広場や駅へのアクセス道路が整備されましたが、今後も都市基盤や産業基盤の整備、生活に密着した商業その他のサービス機能の集積など、利便性・機能性の向上が求められます。

(地域資源)

荒川河川敷には、国指定特別天然記念物の田島ヶ原サクラソウ自生地、ハンノキ林などの樹林地など良好な自然環境があり、さらに水田や畑などの豊かな田園環境も残されています。また、大久保古墳群や神社仏閣、田島の獅子舞や宿・神田の祭りばやしなどの歴史的・文化的な資源も豊富です。今後、ゆとりや潤いある生活を送るためには、このような地域の資源を積極的に活用していくことが必要です。

この他、埼玉大学の英知や学生の若い力も地域の資源として、連携しながら特徴あるまちづくりに取り組んでいくことも大切です。

(コミュニティ)

区内には、長く住み続けている住民が多くいる一方で、近年、宅地開発などに伴って新たに転入してきた住民も増え、住民同士の連携もやや希薄になっています。

このため、コミュニティ活動の機会や環境の充実を図りながら、従来のコミュニティ活

動の活性化や多くの住民の社会参加を促し、コミュニケーションの輪を広げ、人と人のつながりを大切にしたコミュニティづくりを進めていくことが必要です。

そして、住民や地域団体、大学、事業者、行政などが連携を図りつつ、子どもから高齢者まで、すべての人々が安全で安心して元気に暮らせる環境づくりに取り組んでいくことが求められます。

三世代がつくる元気印のまち

—自然あふれる住みよい環境—

桜区には、桜草公園から続くグリーンベルトをはじめ、数多くの歴史的・文化的資源のほか、伝統ある埼玉大学、区民の活動拠点となるプラザウエストやスポーツ施設などがあります。今後、これらの地域資源を生かし、子どもから高齢者まですべての区民が生き生きと活動でき、ずっと住みたいと思えるまちを目指します。

<まちづくりのポイント>

1 「自然」と「便利さ」の調和する、住みやすいまちづくり

- 自然と調和し、生活環境の整った、安らぎのある住みよいまちづくり
- 地域の産業の活性化と、これを生かした、ふれあいやにぎわいを生むまちづくり
- 公共交通の充実と、自動車・車いす・人・自転車が安心してスムーズに移動できる道路の整備など交通環境の向上
- 自然資源や歴史的・文化的資源などの保全と、これら地域の財産を生かしたまちづくり
- 一人ひとりの意識の向上と、地域の人々と行政のみんなで行き届いたまちづくりの推進によるきれいなまちづくり

2 子ども、高齢者、障害者にやさしく、元気に暮らせるまちづくり

- 安心して、しっかりと子育てのできるまちづくり
- 子どもたちと地域の住民や大学生などが関わりを深めながら、たくましく育つまちづくり
- 高齢者や障害者が暮らしやすく、元気に活躍できるまちづくり

3 みんなが仲良く安全に安心して暮らせるまちづくり

- 防災・防犯に行政と住民が協働して取り組む、安全で安心なまちづくり
- 古くから住んでいる住民と新しい住民の交流や多世代の交流など、住民がコミュニケーションを深めながら、互いに連携し、誰もが参加して活動を継続できるコミュニティづくり
- 自治会活動やボランティア活動など、子どもから高齢者までの地域住民の活動が盛んなまちづくり
- 誰もが気軽に参加できる住民活動の機会や環境の充実
- 埼玉大学の英知や若さと連携したまちづくり

4 みんなでつくるまち

- 「住民のやる気」をはぐくむ仕組みづくり
- 地域の人々と行政が様々な情報を発信し合い、協働し、信頼関係を生み出すまちづくり

浦 和 区

<特 性>

浦和区は、中山道浦和宿が置かれたことを契機に急速な発展をはじめ、明治初期には県庁が設置され、埼玉県行政の中心地としての役割を担うようになりました。市役所をはじめ県などの官公庁や文化・教育施設が数多いことから、歴史のある文教地区としてのイメージが定着しています。

(都市基盤・環境)

区内には、南北方向に国道 17 号や旧中山道、産業道路が、東西方向には国道 463 号や田島大牧線が伸びて、道路体系の骨格を形成しています。また、JR 線の 3 駅（浦和駅、北浦和駅、与野駅）があり、なかでも浦和駅周辺は商業・業務機能や行政機能が集積する本市の都心として、市の発展の一翼を担っています。大きく見ると、JR 線沿線を境に西側にはオフィス街が、東側は緑の多い住宅街が広がり、にぎわいと潤いが共存するという特性を有しています。

長い歴史の中で発展してきたことから、道路などの都市基盤や公共交通機関、身近な公共施設の整備は比較的進んでおり、生活利便性の高い地区となっています。一方で、都市化による交通混雑の解消や歩行者の安全確保など道路交通環境の向上、増加する中高層住宅と近隣の生活環境との調和といった課題も生じており、その対応が必要となっています。また、市内では極めて人口密度の高い区の一つであることから、身近な緑や都市空間のゆとりの創出など、生活環境の質的な向上にも取り組む必要があります。

(産業)

浦和駅周辺地区には大型商業施設や金融機関などが多く集まり、大宮駅周辺地区とともに本市における商業・サービス業の中心となっています。近年、駅周辺のさらなる機能の向上に向けた浦和駅東口駅前地区市街地再開発事業、鉄道高架化事業が進展し、東西市街地の一体化と新たなにぎわいの創出が期待されています。また、北浦和駅や与野駅周辺にも、商業や各種のサービス業が集積したにぎわいのある地区が形成されています。

しかし、従来からの商店街の一部では時代の変革に伴い活気が失われているところも見られ、その活性化が望まれています。

(地域資源)

浦和区は古くから発展したまちで、その歴史は旧中山道周辺の街並みや神社仏閣、史跡や天然記念物などの文化財、古くから伝わる祭りなどから読み取ることができます。また、美術館や図書館、科学館、スポーツ施設、高等学校なども多く、教育・文化に関わる資源に恵まれていることが特徴です。

浦和区は埼玉サッカー発祥の地でもあり、浦和駒場スタジアム（駒場運動公園競技場）が整備されており、街はサッカーを愛するファンでにぎわいを見せています。また、国際

交流基金「日本語国際センター」が設置されていることを活用するなど、国際交流の機会を創出していくことが期待されています。

（コミュニティ）

浦和区では、自治会が中心となって地域コミュニティ活動や行事などを活発に行っており、ボランティア団体やNPO、市民活動ネットワークなどによる自発的な活動も盛んです。住民の流入が多いため、新たな住民が地域に溶け込み、共に参加できるよう、区内12の公民館や浦和コミュニティセンターなどの恵まれたコミュニティ関連施設を活用しながら多彩なコミュニティ活動の振興を図り、区民間の交流を深めていくことが必要です。

また、市内では単身高齢者世帯の割合が高い区の一つとなっており、地域の見守りを強化し、支え合いのネットワークづくりに取り組む必要があります。

にぎわいと文教の調和する緑豊かなまち

—ワクワク浦和区、わたしの明日をつくるまち、
わたしが明日をつくるまち—

浦和宿に代表される歴史と文化を伝える文教都市・浦和区は、都心としてにぎわいのある地区と、緑豊かな落ち着いた住環境の地区の2つが共存しています。この特性を踏まえ、住み続けたいまち、行ってみたいと思えるまちとしての魅力を一層高めるため、地域に住む人々の参加と協働を基本に、浦和区の歴史、文化、環境の資産を生かしたまちづくりを進めます。

<まちづくりのポイント>

1 世代や文化、地域を超えた多様な交流のあるコミュニティづくり

- 身近な地域での交流や活動の活発化によるコミュニティ意識の醸成
- 地域住民が交流し、地域をより深く知り、考える場や機会の積極的な創出
- 地域住民と行政の協働を実現するための環境の整備
- 世代や文化、居住する地域など様々な差異を超えて人々がふれあい、誰もが楽しく活動し、人々の理解と共感が広がるまちづくりの推進

2 文教都市などの「浦和ブランド」を活用した魅力あるまちづくり

- 子どもたちの夢と希望をはぐくむ、地域に密着した教育の推進
- 生涯を通じた学びの場と機会の拡充
- 恵まれた伝統ある教育・文化・スポーツ資源を活用した、芸術・文化活動の振興
- 旧中山道や神社仏閣が伝える歴史、サッカーやうなぎのまちとしての特性などを生かした区の魅力の向上と情報発信力の強化

3 東西が連携し、一体性と「にぎわい」のあるまちづくり

- 鉄道を挟んだ東西連携による一体的なまちづくり
- 駅周辺などにぎわいの拠点や商店街の持つそれぞれの魅力を再発見、活用した、誰もが訪れやすい活気のあるまちの再生と創出

4 ひとにやさしい誰もが安心して暮らせるまちづくり

- 交通事故、犯罪などの危険や騒音のない、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進
- 災害に強く、安全、快適な都市空間の創出
- 誰もが安心して移動できる環境の整備
- 仕事と介護や子育ての両立支援を含む、高齢者や障害者、子育てに対する総合的な支援

体制の充実

- 高齢者や障害者の自立と支援、子育てなどを互いに助け合い、誰もが元気に活動できる地域づくり

5 緑豊かな美しい街並みとゆとりある住環境を創出するまちづくり

- 中高層住宅と周辺環境とが調和した、ゆとりと潤いのある住環境の維持・創出
- 緑豊かな美しい街並みづくりなど、地域の環境向上に向けた住民参加による取組の推進

南 区

<特 性>

市の南端に位置する南区は東京に最も近く、都内への鉄道利便性も高いため人口増加率が高く、現在、市内 10 区で最大の人口を有しており、若い世代の割合が多いという特徴もあります。この中で、交通利便性に優れ、本市の副都心と位置付けられている武蔵浦和駅周辺では、都市型住宅の供給とともに商業・業務機能の集積を目指して大規模な市街地再開発事業が進められており、本市の南の玄関口として拠点性が高まっています。

(都市基盤・環境)

鉄道網としては、南北方向に JR 京浜東北線、JR 埼京線が、東西方向には JR 武蔵野線が走り、これらが交差する 2 駅（武蔵浦和駅、南浦和駅）に加え、中浦和駅があります。また、幹線道路としては、国道 17 号新大宮バイパス、国道 17 号、産業道路などがあります。全体として見ると、鉄道網による都内への利便性は高いのですが、道路については東西方向の幹線道路などに未整備区間が残されているため、駅周辺をはじめ交通渋滞が目立っており、機能的な幹線道路網の確立が必要です。また、子どもや高齢者が安心して歩行できる道路環境の整備も求められています。

南区は、東京への近接性に優れていることもあって都市化が進み、それに伴って雑木林などが減少してきました。今後も引き続き、マンション建設などによる宅地化の進行が見込まれるため、公園の整備や道路の緑化などに加え、民有地の緑化にも積極的に取り組み、緑を増やしていくことが必要です。同時に、生活道路や下水道をはじめとする身近な生活基盤の充実を図り、環境に配慮した誰もが快適に暮らせる居住空間を築いていくことが求められます。

(地域資源)

緑の空間は減少が続いていますが、東部を中心に屋敷林、社寺林や斜面林が残されており、今後、保全すべき箇所を明確にしながら、潤いある空間として大切にしていける必要があります。また、別所沼や白幡沼、彩湖の水辺空間、鴻沼川や笹目川、藤右衛門川、見沼代用水西縁などの河川・水路があり、水質の維持・向上とともに地域資源として有効活用が求められます。

この他、武蔵浦和駅・南浦和駅周辺などに集積が進みつつある商業・業務機能を新しい地域資源として活用することが課題です。

(コミュニティ)

東京への通勤者が多い南区は、若い世代を中心に人口流入が続く一方、古くから続く祭りや伝統行事が少なくなっているのが現況です。しかし、長く住み続けられるまちづくりのためには、良好なコミュニティが必要不可欠であり、新しいイベントづくりなどを通して住民相互の交流を深めるとともに、地域資源の発掘なども進め、区民が地域に愛着を感

じられるまちづくりが求められます。

また、このようなまちづくりには市民と行政の協働が重要であり、情報提供を推進し、市民のネットワークづくりや市民活動を活発化していくことが課題です。

あなたが主役 住んでよかったまちづくり

南区は、本市の南の玄関口として、交通や生活利便性の高さから、若い世代を中心に人口流入が続いています。区民ニーズが多様化する中で、生活環境の整備を進めるとともに、住民相互の交流や住民活動の活性化を図りながら、郷土愛を醸成し、長く住み続けたいと思えるまちづくりを進めます。

<まちづくりのポイント>

1 人と地域が結び付く、活力あふれるまちづくり

- 区民の自主的な活動とコミュニケーションの活性化により、世代間の交流と地域社会に参加できるまちづくり
- 行政とのパートナーシップの構築を通じた協働によるまちづくり
- 誰もが楽しめる交流・活動拠点の充実によるまちづくり
- 地域のイベントがつなぐ区民のふれあいによるまちづくり

2 子どもから高齢者まで元気に健康で暮らせるまちづくり

- 若い世代が多いという地域の特性を踏まえた、子育てしやすいまちづくり
- 一人ひとりが健康を維持・増進できるよう、互いに支え合うまちづくり
- 家庭、地域社会と連携した学校教育による明日の時代を担う青少年の育成
- 誰もが文化・芸術に親しめるまちづくり

3 安全・安心なまちづくり

- 事故や犯罪のない安全・安心なまちづくり
- 地震や水害などの災害に強いまちづくり
- 防災・減災を目指したまちづくり

4 自然や歴史を大切にしたい情緒豊かなまちづくり

- 計画的な水と緑の保全と、公共空間や民有地の一体的な緑化を推進するまちづくり
- 地域資源の発掘・活用による、地区の個性と郷土愛をはぐくむまちづくり
- 古いものと新しいものが調和したまちづくり

5 都市環境が整った快適なまちづくり

- 地域特性を踏まえた、駅とその周辺整備による暮らしやすいまちづくり

- 誰にもやさしい交通網の整った便利なまちづくり
- 利便性の高い安全な道路や、公共下水道などの生活基盤の整備による、快適な生活環境を備えたまちづくり
- 一人ひとりの環境への関心を高め、理解を深めることにより、省資源・省エネルギーの環境負荷に配慮したまちづくり

緑 区

<特 性>

緑区は市の東南部に位置し、見沼田圃に代表される自然環境に恵まれ、地域の歴史を伝える多くの文化財が示すように古くから人の暮らしが営まれた地域です。現在も、緑豊かな住宅地として多くの市民が暮らしていますが、浦和美園駅周辺地区では「スポーツ、健康、環境・エネルギー」のブランド化を図るまちづくりを促進するなど、新しいまちづくりの戦略的展開も期待されています。

(都市基盤・環境)

緑区は武蔵野特有の雑木林が多い農村地帯でしたが、首都圏の拡大に伴って区の西部や東浦和駅、東川口駅周辺で宅地化が進んできました。さらに、市街地においても緑の多いゆとりある住宅地が形成され、生活基盤の整備が進められています。また、中央部を南北に広がる見沼田圃は地域の貴重な環境資源であり、農地や自然環境の保全とともに、市民に親しまれる場として期待されています。

区内の幹線道路網は、南北方向に走る東部の国道 122 号や西部の第二産業道路、中央部を東西方向に走る国道 463 号により構成されています。鉄道駅は、東浦和駅、浦和美園駅がありますが、区境近くに位置しているため、バスなどが果たす役割が大きく、公共交通の利便性の増大が求められています。

また、浦和美園駅周辺地区では、土地の活用促進や地区の魅力増強に向けた様々な施策を推進し、定着人口・交流人口を増やすことが期待されています。

(地域資源)

緑区は、さいたま緑のトラスト保全第 1 号地の南部領辻地内にある見沼代用水東縁に面する斜面林に代表される見沼田圃の豊かな自然環境、さぎ山記念公園や大崎公園をはじめ、緑の豊かな公園などの環境資源に恵まれています。また、見沼通船堀（国指定文化財）、大門宿本陣表門及び氷川女體神社社殿（県指定文化財）や南部領辻の獅子舞（市指定無形民俗文化財）など、地域の歴史を伝える文化財、神社仏閣や伝統ある祭りや催しものが多く残されています。この他、埼玉スタジアム 2002 は、まちづくりに新しい展開をもたらす地域の核として期待されています。

(産業)

区内には、従来の商店街に加え、大型商業店舗などが増加しています。また、浦和美園駅周辺地区では地区の魅力を生かす施設の誘致が検討されています。

農地では水稲や畑作、植木・花き栽培などが広く行われています。また、近年では観光農園など都市近郊の立地条件を生かした新たな経営形態への取組が図られています。

(コミュニティ)

区内では、勤労者を中心とする子育て世帯など、比較的若い年代の転入者によって人口が増加していますが、旧・新住民の間には、生活上の関心事やまちづくりに対する思いなど意識に差異が見られます。

住みよいコミュニティづくりには、自治会活動やコミュニティ活動を通じて、多様な交流により相互理解を進め、住民活動の活性化を図ることが求められます。

ホタル舞い・風かおる緑の街

見沼田圃や武蔵野の面影を残す雑木林、斜面林など、地域の豊かな緑を大切にしながら、自然環境と調和した生活を実現し、住んで楽しい心の通い合うまちづくりを住民参加により進めます。

<まちづくりのポイント>

1 郷土愛を育てるまちづくり

- 誰もが参加でき支え合うコミュニティづくりと地域のリーダーとなる人材育成の支援
- 地域の文化財などの歴史・文化資源を活用し、子どもの時から自分のまちに関心を持つ、我がまちを誇りとするひとづくり

2 生活者に優しいまちづくり

- 子育て支援、介護を必要とする人と介護をする人に対する支援の充実による、誰もが暮らしやすいまちづくり
- 歩行者や自転車利用者が安全に利用できる道路環境の整備
- 地域の人と人とのつながりを深め、防災・防犯に関する意識の高揚と対策の充実

3 自然と共生するまちづくり

- 緑豊かな環境を生かし、その保全に配慮したまちづくり
- 見沼田圃の農地や斜面林、雑木林などの自然環境の保全と活用
- 多様な野生生物の生息・生育空間となる緑地、水辺環境などの保全・再生

4 生活環境の整ったまちづくり

- 人と環境に優しい公共交通のさらなる充実
- 土地区画整理事業などによる計画的な市街地形成の推進
- ボランティア活動の活性化による、ごみの減量化やリサイクル活動の支援

5 にぎわいのあるまちづくり

- 駅周辺地域の生活利便性の向上とにぎわいの創出
- 産直販売や観光農園など、地産地消の取組による農業の活性化
- 駅や区役所周辺などにおける地域活動の環境づくり

岩 槻 区

<特 性>

岩槻区は、中世から鎌倉街道など主要道路と荒川（現在の元荒川）が交差する交通の要衝として重視され、室町時代以降、城下町として発展し、江戸時代には日光御成道の宿場町としても栄えた歴史のまちです。また、人形のまちとして全国的にも有名であり、岩槻城址をはじめ様々な歴史的な資源と、人形店の並ぶ街並みや人形にちなんだ祭り、イベントなどがあいまって、区内外の人々の交流が生み出されています。台地上には屋敷林や社寺林が残され、これを取り囲むように連なる斜面林、そして、綾瀬川や元荒川をはじめとする水辺がともに緑のネットワークを形成しており、水と緑に恵まれた居住空間を提供しています。

（都市基盤・環境）

区の中央を東武野田線が東西に延び、岩槻駅、東岩槻駅の2駅と大宮駅とを結ぶ、区民の重要な足となっています。現在、地下鉄7号線の延伸促進への取組が行われており、南北方向の新しい軸の形成が期待されています。主要な道路としては、国道122号、国道16号及び国道463号、さいたま幸手線（日光御成道）、越谷岩槻線などがあり、道路体系の骨格を形成しているほか、東北自動車道岩槻インターチェンジがあって、産業の大動脈となっています。

市街地は鉄道沿線にまとまっており、全体的には住宅地を中心としています。人形店の並ぶ商店街、伝統ある寺社や岩槻城址などの歴史文化的資源、各種公共施設など、様々な魅力と機能が集まっており、個性ある拠点となっています。また、市街地の周囲には緑地や農地が広がり、特に、台地上の屋敷林や雑木林とこれらを取り囲む斜面林が、綾瀬川、元荒川と一体となって織りなす風景は、水辺と緑に恵まれた岩槻区を象徴するものとして区民に親しまれています。

コミュニティ施設、文化、スポーツ施設など、身近な公共施設もおおむね整備されていますが、一方で、急激な都市化に都市基盤の整備が追い付かなかった面があり、公共下水道の整備、子どもや高齢者、障害者でも安心して歩ける生活道路や、自転車利用にも配慮した道路の整備、市街地におけるオープンスペースの確保などを進め、潤いのある安全な生活環境の確立に取り組む必要があります。

（産業）

全国的にも知名度の高い人形づくりは200年近い歴史があり、伝統的工芸品にも指定されていますが、年々事業所が減少する傾向にあり、観光などと連携した活性化が模索されています。また、北部の岩槻工業団地を中心に、機械、金属などの製造業も集積し、市内の製造業の拠点として重要な役割を担っています。農業も10区の中で最も活発であり、米のほかクワイ、コマツナ、ネギなどの野菜、アサガオ、シクラメンなどの花や苗木の生産に特色があります。

（地域資源）

国指定史跡の真福寺貝塚、三蔵法師とのゆかりが伝えられる名刹慈恩寺、桜の名所としても知られる岩槻城址公園、時の鐘、岩槻藩遷喬館、さらに日光御成道の杉並木や街並みなど、古くからの歴史を伝える資源が岩槻区には多く残されています。歴史・文化にちなんだ祭りや行事も多く、まちかど雛めぐり、流しびな、岩槻まつり（ジャンボ雛段）、人形供養祭、古式土俵入りなどが、区内外の人々に親しまれています。

水辺と緑も岩槻区を象徴する資源であり、なかでも、キタミソウやチョウジソウの自生地のある元荒川緑地や赤坂沼には希少な動植物が生息しており、将来世代に継ぐべき貴重な自然空間となっています。

（コミュニティ）

長い歴史のある地域コミュニティ活動や、ボランティア活動が活発な区ですが、新しく転入してきた住民や若い世代の参加をより進めるため、地域での交流を深める必要があります。

自然と歴史、文化を守り育て、楽しむまち

岩槻区には豊かな緑と水辺、長い歴史を持つ神社仏閣、城下町や人形のまちとしての地域文化など、多彩な魅力があります。安心して心豊かな生活を送ることのできるまちの実現を基本に、これらの魅力を守り、生かしながら、農業や商工業、観光など産業面での新しい展開も促し、住んでいる人、訪れる人が岩槻のよさを共感できるまちづくりを進めます。

<まちづくりのポイント>

1 多世代の参加と交流による、区民主役のまちづくり

- 住民同士のふれあいなどによる活力豊かな地域コミュニティの醸成
- 区民と行政が連携した地域コミュニティの活性化に必要な仕組みづくり
- 住民があらゆる分野で交流し、多様な文化を認め合い、暮らしを支え合う身近な国際交流の推進
- 区民と行政とのパートナーシップの確立、区民の主体的なまちづくり活動に対する支援などによる、区民と行政が共に考え、はぐくむまちづくりの推進
- 人形づくりや田植えなどの様々な体験を通じた、子どもの地域に対する愛着心や誇り、喜びをはぐくむ地域交流や教育の推進

2 地域資源を生かした、魅力とにぎわいを創出するまちづくり

- 元荒川や赤坂沼、屋敷林・雑木林や斜面林など豊かな自然環境を守り、育てる活動の充実と、水辺と緑のネットワーク化の推進
- 子どもの頃から優れた文化芸術に触れる機会の充実、区民の多彩な文化芸術活動の促進など、豊かな文化環境づくりの推進による、個性ある地域文化の育成
- 人形をはじめとする歴史や文化に根ざした「岩槻らしさ」を磨き、発信し、都市型観光の形成に向けた受入環境の整備
- 環境に優しく、安全な食料を提供する農業の振興や観光農園、クワイ・コマツナ等農産物のブランド化の推進

3 生活環境の整った、安全・安心で暮らしやすいまちづくり

- 次代を担う自立した青少年の健全な育成の推進
- スポーツなど健康づくりのための機会や場所の充実
- 緑や水辺、歴史、文化が溶け合う美しい景観に恵まれた、ゆとりのある居住空間の維持、

創出

- 歩行者及び自転車利用者が安心して通行できる安全なみちづくり
- 交通利便性の向上とにぎわいを創出する地下鉄7号線の延伸促進
- 自助・共助・公助の連携による、地域防災力・防犯力の向上と高齢者や障害者、子育て世帯などが安心して暮らせる地域福祉社会の形成

第5部 計画推進の基本的な考え方

(第5部 計画推進の基本的な考え方)

第1章 市民と行政の協働

第1節 市民と行政の協働の推進

第1節 市民と行政の協働の推進

1. 現状と課題

- ・ライフスタイルの多様化や少子高齢化の進展など、市民生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、市民ニーズや地域が抱える課題が多様化・複雑化し、市民や地域のニーズに適切に対応した公共サービスを提供することが困難になってきています。
- ・市民のまちづくりへの参加意識が高まる中、行政だけでなく、地域社会を構成する市民、市民活動団体、大学、事業者などが公共の担い手としてまちづくりに参加し、多様な主体が連携して、共にまちづくりを進めていくことが、以前にも増して必要となります。
- ・本市では、平成 19（2007）年に「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」を施行し、市と市民一人ひとりが持てる力を合わせ、市民活動を推進し、協働を積み重ねていくことにより、互いに信頼し協調してまちづくりを進める活力にあふれた地域社会の実現に取り組んでいます。
- ・今後、市民活動及び協働をより一層推進していくためには、市民活動団体、大学、事業者等を含め、市民と行政が情報や問題意識を共有することで、市民と行政との距離感をなくし、市民との一体感のある市政運営に取り組む必要があります。
- ・さらに、市民活動及び協働に対する市民、職員の理解の促進を図るとともに、市民活動及び協働に関する情報や機会の提供などに取り組む必要があります。

2. 施策展開

（1）市民と市との情報共有の充実

- ・市政や市の魅力に関する情報を、広報紙やホームページのほか、様々な媒体や手法を活用しながら積極的かつ適正に提供することで、市民をはじめ多くの人々の本市への関心を高め、市民活動や協働への参加意欲の向上を図ります。
- ・広聴の充実に努め、地域の課題や市民ニーズを的確に把握し、行政内部での共有と市民への情報提供に取り組みます。
- ・様々な機会を活用してまちづくりを考えるための素材を市民に提供するとともに、率直な意見交換などを通じて問題点や課題などの認識の共有を図ります。

（2）多様な市民活動の活性化支援

- ・自治会の活動、ボランティア活動、NPO、NGO など多様な市民活動の活性化を促進するため、情報提供や人材育成など各種支援に取り組めます。
- ・支援に当たっては、市民活動の自主性、自立性及び多様性を損なわないよう配慮するとともに、互いにパートナーであることを認識し、良好な協力関係の構築を図ります。
- ・市民活動の理解を深め、交流する機会を提供し、市民活動の拠点となる場の充実に取り組めます。

(3) 大学や企業との連携強化の推進

- ・多様化・複雑化する地域課題などを解決するために、専門的な知見や人材等を有する大学との連携強化を進めます。
- ・地域経済の持続可能な発展や地域課題の解決などを旨し、地域の一員である企業によるCSR活動のより一層の促進に取り組みます。

(4) 地域課題の解決に向けた協働の推進

- ・地域課題の解決に向けて、市民と課題や目的を共有し、対等なパートナーとして役割を分担しながら、市民との協働を推進します。
- ・市民及び職員へ協働に関する理解を深める機会を提供し、協働を担う人材の育成を推進します。
- ・事業の特性に応じた手法を検討し、幅広い層の参加を促しながら、事業の企画・立案、実施、評価の各段階における協働を推進します。

(第5部 計画推進の基本的な考え方)

第2章 将来を見据えた行財政運営

第1節 持続可能な行財政運営の推進

第2節 市民に身近で、はやい区行政の実現

第3節 真の分権型社会を担う自主的・自立的な都市を目指す

第1節 持続可能な行財政運営の推進

1. 現状と課題

- ・今後見込まれる生産年齢人口の減少や先行きが不透明な経済情勢等により、市税収入など財源の大きな伸びが期待できない中で、少子高齢化の進行、価値観の多様化などを背景として行政需要は増大を続けており、限られた財源や人材を重点的に配分し、効果的で効率的な行財政運営を進めることが一層重要性を増しています。
- ・本市においては、これまでも継続的に行財政改革に取り組み、他の政令指定都市と比較しても財政の健全性は上位を維持してきました。しかし、人口減少、超高齢社会の到来を見据え、医療費や扶助費等の社会保障費の急増による財政の硬直化の進行など、今後も厳しい財政状況が見込まれます。
- ・特に、昭和40年代から昭和50年代に整備された公共施設の老朽化対策が大きな課題となっており、市民の理解と協力を得ながら、全市的かつ総合的な視点で既存の施設を有効に活用し、計画的な維持管理や長寿命化などによって、安全・安心で持続可能な施設サービスの充実に取り組むことが必要です。また、市本庁舎のあり方については、平成12(2000)年9月の合併協定書の内容を踏まえて、重要課題として検討を行っていく必要があります。
- ・このような状況にあっては、「あれもこれも」から、「あれかこれか」という選択と集中を重視し、効果的かつ効率的に適正な行政サービスを将来にわたり提供することのできる「持続可能な」行財政運営への転換が必要です。
- ・そのためには、職員の意識改革とともに、市民の理解及び行財政運営に対する信頼感を高めていくことが求められ、職員のコンプライアンス（法令遵守）意識の徹底による普段からの良識ある行動と適正な事務の遂行とともに、職員の育成や市政運営の透明性の向上なども含めて、行財政改革に継続的に取り組んでいくことが必要です。

2. 施策展開

(1) 行政情報の透明化による市民の信頼の確保と課題の共有

- ・市民に対する説明責任を果たし、市民の理解と課題の共有を図るために必要な行政情報を積極的に市民に提供するなど、行財政運営の透明化に取り組みます。
- ・行政情報の発信内容や伝え方に関する検討・改善・検証に取り組み、様々な媒体や手法を活用して、市民にとって伝わりやすく、分かりやすい情報提供を推進します。
- ・個人情報の保護を徹底しながら、情報公開制度を適切に運用します。

(2) 行政需要に的確に対応できる組織体制の構築と生産性の高い行財政運営

- ・社会経済情勢の変化や多様化・複雑化する行政需要に的確に対応できるよう、行政組織は簡素で効率的な組織を基本としながら、庁内横断的な体制を整えるなど、組織体制の強化に取り組みます。

- ・事業の執行や事業手法については、従来の行政の考え方や枠組みにとらわれない方法を取り入れ、行財政運営の改革に取り組みます。
- ・市税など自主財源の確保、受益者負担の適正化、経常的経費などの見直しを進めるとともに、政令指定都市が担っている役割に応じた税財政制度の確立を国に対して積極的に働きかけるなど、健全財政の維持に取り組みます。
- ・市民の声の集約・分析等を踏まえた事業の優先度や将来性をはじめ、事業の質や業務量なども考慮しつつ、限られた経営資源（人材、財源など）を効果的かつ効率的に配分するとともに、組織体制を含めてその効果を検証しながら、選択と集中による生産性の高い行財政運営を進めます。

(3) 市民に信頼され、質の高い行財政運営を実現する人材育成と環境整備

- ・市民から信頼される行財政運営の実現を目指した職員のコンプライアンス意識の徹底を進め、適正な事務の遂行に取り組みます。
- ・地域への愛着、職員としての自覚と挑戦し続ける姿勢を持ち、事務の適正な遂行と改善に向けて、常に能力の向上とチームワークの強化を志向し、積極的に行動できる職員の育成に取り組みます。また、職員の一人ひとりが常に業務改善に取り組むことが可能となる組織風土を醸成します。
- ・ICT（情報通信技術）を活用した事務の高度化・効率化と市民サービスの向上を図るとともに、市民・事業者・関係団体などと連携しながら、より効果的なICTの活用に取り組みます。

(4) 安全・安心で持続的な施設サービスの充実

- ・公共施設のライフサイクルコストを把握し、施設の長寿命化やアセットマネジメントなどを適切に行うことにより、安全・安心で持続的な施設サービスの充実を図ります。
- ・公共施設の有する機能の適切な連携や複合化を検討・推進することにより、市全体として効果的かつ効率的な機能の実現を図ります。
- ・公共施設が抱える現状と課題や財政への影響を分かりやすく市民に情報提供することにより、理解の促進及び問題意識の共有を図るとともに、課題の解決に向けて市民参加による検討を進めます。

第2節 市民に身近で、はやい区行政の実現

1. 現状と課題

- ・平成 15（2003）年 4 月の政令指定都市移行時に、本市が目指す区役所は、区長の職務権限を可能な限り多く付与する大区役所制と位置付けるとともに、「さいたま市区における総合行政の推進に関する規則」を制定し、区役所が担う役割の基本原則を定めました。
- ・その後、4 つの市が合併した本市として、全市均等な行政サービスを提供する区役所の体制整備を中心に進め、これがおおむね整えられたことから、平成 22（2010）年 2 月に「さいたま市区役所のあり方検討委員会」を設置し、改めて今後の区役所のあり方を検討しました。
- ・同委員会が市民アンケート結果などをもとにまとめた報告書では、「市民に身近で、はやい区行政」及び「窓口サービスの向上、市民満足度のアップ」を目指すための「区役所改革の基本方針」として、『区役所の総合行政機能の強化・充実』及び『区民ニーズや行政課題に自主的・主体的に取り組むことのできる区役所の構築』の 2 つの柱が示されました。
- ・この方針に基づいた区役所改革として、「区役所業務の拡大・充実」、「窓口サービスの改善」、「業務の集約化・民間力の活用」、「区役所の権限強化・拡大」を進めるとともに、「参加と協働による区政運営」にも取り組んでいるところですが、今後も引き続き、これまでの取組を検証しながら、さらなる区役所改革を推進していく必要があります。

2. 施策展開

（1）区役所の総合行政機能の強化・充実

- ・多様化する区民ニーズに迅速かつ的確に対応し、市民に身近な行政サービスを総合的に提供するため、本庁と区役所との役割分担の見直しを進めていきます。
- ・より利便性の高い行政サービスを効果的かつ効率的に提供するため、窓口サービスの改善、業務の集約化・民間力の活用を進めていきます。

（2）地域課題の解決へ主体的に取り組む区役所の構築

- ・各区を取り巻く環境の変化や地域課題に対し、主体的に取り組む自律した区役所を構築するため、区役所権限の充実を進めていきます。
- ・自治会をはじめ、地域で活動する団体、区民との意見交換など様々な機会を通じて、地域課題及び区民ニーズを積極的に把握し、本庁と連携しながら課題解決に取り組みます。

（3）参加と協働による区政運営

- ・区民や市民活動団体などとともに、地域の課題解決のための取組を行い、参加と協働による区政運営の実現を図ります。

第3節 真の分権型社会を担う自主的・自立的な都市を目指す

1. 現状と課題

- ・地方分権改革については、平成 5（1993）年に衆議院及び参議院において「地方分権の推進に関する決議」が全会一致で決議され、平成 26（2014）年は 21 年目を迎えます。この間、平成 12（2000）年には地方分権一括法が施行され、国と地方が対等協力の関係に転換し、住民に身近な行政は、基礎自治体が自主的・自立的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるよう改革が進展してきました。
- ・平成 23（2011）年に地方分権改革に関する第 1 次一括法及び第 2 次一括法が成立し、さらに平成 25（2013）年に第 3 次一括法が成立するなど、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲など一定の進展が見られるものの、基礎自治体が自己決定、自己責任を果たすための体制整備に向けて、国に対して一層の推進を働きかける必要があります。
- ・また、市域を越えて広がる市民生活や都市活動を支えるため、道路・交通網の整備、環境の保全など、広域的な視点による都市づくりは必要不可欠であるため、首都圏の都県や近隣諸都市などとの連携・協調を進め、積極的に広域行政を推進する必要があります。

2. 施策展開

（1）地方分権改革の推進と新たな大都市制度の創設

- ・地域の実情に応じた自主的・自立的な行財政運営を行うことができる真の分権型社会の実現とその実現にふさわしい地方税財政制度の構築に向けて、全国の政令指定都市などと連携を図り、さらなる権限と税財源の移譲など地方分権改革を積極的に進めるとともに、国や広域自治体の関与を極力排し、政策の自由度を飛躍的に高める「新たな大都市制度」の創設を求めています。

（2）今後の首都圏を見据えた広域行政の推進

- ・首都圏の都県や政令指定都市などと連携して、それぞれの地域の資源やポテンシャルを活用しながら、首都圏全体の活性化に向けた広域的な計画・事業の推進を図ります。
- ・埼玉県をはじめとする関係機関との連携を深め、各種施策や事業実施の企画調整を行うとともに、県内の市町村とも連携して広域的な課題に取り組むなど、首都圏における中枢都市としての役割を果たし、市民サービスの向上と行政運営の効率化を図ります。

この冊子は 300 部作成し、1 部あたりの印刷経費は 630 円です。

(平成 25 年度さいたま市総合振興計画次期基本計画等策定支援業務委託料のうちの印刷に要した経費です。)